

第376回長野県農業会議常任議員会議の概要

平成24年1月16日(月)に長野市の「JA長野県ビル」において第376回長野県農業会議常任議員会議を開催しました。

概要は次のとおりです。

記

1 農地法に基づく審議(資料①・②)

農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定による長野県知事等からの諮問案件について審議した結果、すべて「許可相当」として意見答申することを決定しました。

(1) 農地法第4条第3項の規定による意見答申件数、面積

	件数	田(m ²)	畑(m ²)	計(m ²)	備考
県 計	42	4,992.90	8,672.32	13,665.22	
対前月比	107.7%	58.8%	56.5%	57.3%	

(2) 農地法第5条第3項の規定による意見答申件数、面積

	件数	田(m ²)	畑(m ²)	計(m ²)	備考
県 計	202	65,072.78	70,004.69	135,077.47	
対前月比	132.9%	186.0%	133.1%	154.2%	

2 協議事項

(1) 新たな「長野県食と農業農村振興計画」に対する意見について(資料③)

(2) 国際的な経済連携による県内分野への影響について(資料④)

3 報告事項

(1) 平成24年度農林水産関係予算等について(資料⑤)

(2) 法人の農業参入及び農業委員会の在り方に関する農林水産省のアンケート調査について(資料⑥)

4 研究検討(資料⑦)

「地域農業マスタープランに関わる新規事業と県の考え方について」

長野県農政部農村振興課 企画幹兼地域農業係長 中島 賢生氏

5 その他

会計検査情報について(資料⑧)

6 出席者及び配布資料 別紙のとおり

長野県農業会議 総務・情報部

担当：中島健貴 土屋剛志

電 話：026(234)6871

FAX：026(235)2454

Eメール：24nakaji@nca.or.jp

第 3 7 6 回長野県農業会議常任会議員会議次第

日 時 平成 2 4 年 1 月 1 6 日 (月)
午後 1 時から
場 所 長野市・J A 長野県ビル
1 2 A 会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 会務報告
- 4 議長就任
- 5 議事録署名人指名
- 6 審 議
第 1 号議案
農地法第 4 条第 3 項の規定による意見答申について
第 2 号議案
農地法第 5 条第 3 項の規定による意見答申について
- 7 協議事項
(1) 新たな「長野県食と農業農村振興計画」に対する意見について
(2) 国際的な経済連携による県内各分野への影響について
- 8 報告事項
(1) 平成 2 4 年度農林水産関係予算等について
(2) 法人の農業参入及び農業委員会の在り方に関する農林水産省のアンケート調査について
- 9 研究検討
「地域農業マスタープランに関わる新規事業と県の考え方について」
長野県農政部農村振興課
- 10 そ の 他
- 11 議長退任
- 12 閉 会

主 要 会 務 報 告

(平成23年12月15日開催の常任会議員会議以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報関係

12月15日	常任会議員会議	(長野市)
12月16日	監査委員会	(長野市)
12月19日	県養鶏協会・養鶏経営者会議合同役員会	(長野市)

(2) 農政・農地関係

12月15日	T P P 交渉参加阻止に向けた緊急学習会	(長野市)
12月19日	(株) ツムラとの薬草栽培打合せ	(東京都)
12月20日	(株) おびなたの農地相談	(長野市)
12月21～22日	薬草(当帰) 乾燥状況及び栽培管理シート巡回指導 (大町市、長野市、佐久市、北相木村)	
12月26日	富士見町及び王滝村への薬草事業説明	(長野市)
12月27日	第4回農地相談等に係る対策会議	(長野市)
1月 6日	遊休農地解消功績者表彰審査会	
1月10～11日	地区審議会	(松本市、中野市、上田市、伊那市)

(3) 担い手・経営・農業者年金関係

12月16日	農業者年金加入推進対策会議	(松本市)
1月 6日	県鉢花園芸組合役員会	(松本市)

2 系統組織等の会議

12月16日	長野市農業委員会振興部会家族経営協定に関する勉強会
12月19日	飯田市農業者年金推進協議会理事・事務担当者会議
12月23日	前副会長小林次雄氏叙勲受章祝賀会
12月27日	山ノ内町農業者年金推進協議会推進会議

3 その他の会議

12月17日	日本農業技術検定試験(3級)
12月21日	県農村女性フェスティバル
12月22日	県農業改良協会理事会
12月26日	農村女性ネットワークながの40周年記念事業グループ表彰審査会
1月13日	農業者戸別所得補償制度の加入推進および担い手確保・農地集積関係等担当者会議

第376常任会議員会議 出席者名簿

日時:平成 23年1月16日
午後1時から

場所:長野市・JA長野県ビル「12A会議室」

会議員在籍者 27名、出席 24名

○印は出席者

氏名			
役員	(会 長) 25 石田治一郎 ○	(副会長) 8 村山 博俊 ○	(副会長) 13 小山 英壽 ○
常任会議員	1 市川 覚 ○	2 寺島 秀勝 ○	3 佐藤 邦夫 ○
	4 平出 藤陽 ○	5 田中 哲雄 ○	6 中山 將英 ○
	7 酒井 桂介 ○	9 板花 守夫 ○	10 新井 深充 ○
	11 橘田 今朝幸 ○	12 小林 均一 ○	14 竹内 本芳 ○
	15 伊澤 春一 ○	16 大槻 憲雄	17 小山 邦武
	18 芳坂 榮一 ○	19 佐藤 重雄 ○	20 横山 好範 ○
	21 市川 貞一郎 ○	22 小松 正俊 ○	24 望月 雄内 ○
	25 埋橋 茂人 ○	26 芹澤 勤 ○	27 中村 節子
	28	29 —	30 —
県	県農業政策課 石田参事兼課長、北原企画幹、村山担当係長、坂戸主事 県農村振興課 中島企画幹		
事務局	宮島事務局長、堀内部長、吉田部長、福島参事兼部長、中島次長、森住次長、神林次長、山際次長、土屋係長、塩入係長、徳竹主事		

農地法第4条第3項の規定による意見諮問件数一覧表

(1) 県(地方事務所)許可

(平成24年1月)

地方事務所名	件数	面積 (㎡)			備考
		田	畑	計	
佐久	10	0.00	4,167.00	4,167.00	東信
上小	0	0.00	0.00	0.00	
諏訪	5	25.00	857.00	882.00	南信
上伊那	5	125.00	726.00	851.00	
下伊那	8	4,511.90	667.58	5,179.48	
木曾	0	0.00	0.00	0.00	中信
松本	4	218.00	591.00	809.00	
北安曇	0	0.00	0.00	0.00	
長野	4	0.00	401.74	401.74	北信
北信	1	0.00	495.00	495.00	
合計	37	4,879.90	7,905.32	12,785.22	

(2) 市町村許可

市町村名	件数	面積 (㎡)			備考
		田	畑	計	
上田市	4	113.00	503.00	616.00	東信
辰野町	0	0.00	0.00	0.00	南信
箕輪町	1	0.00	264.00	264.00	
南箕輪村	0	0.00	0.00	0.00	
王滝村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯綱町	0	0.00	0.00	0.00	北信
中野市	0	0.00	0.00	0.00	
合計	5	113.00	767.00	880.00	

(3) 地区別内訳

地区名	件数	田	畑	計	備考
東信	14	113.00	4,670.00	4,783.00	
南信	19	4,661.90	2,514.58	7,176.48	
中信	4	218.00	591.00	809.00	
北信	5	0.00	896.74	896.74	
合計	42	4,992.90	8,672.32	13,665.22	
前月合計	39	8,490.00	15,352.40	23,842.40	
対先月比	107.7%	58.8%	56.5%	57.3%	

農地法第5条第3項の規定による意見諮問件数一覧表

(1) 県(地方事務所)許可

(平成24年1月)

地 方 事 務 所 名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
佐 久	33	6,730.00	10,878.03	17,608.03	東信
上 小	1	0.00	1,930.00	1,930.00	
諏 訪	26	6,519.30	8,951.60	15,470.90	南信
上 伊 那	25	10,738.33	14,853.01	25,591.34	
下 伊 那	19	6,089.15	7,018.00	13,107.15	
木 曾	2	0.00	637.00	637.00	中信
松 本	21	9,397.00	6,383.00	15,780.00	
北 安 曇	5	977.00	6.59	983.59	
長 野	27	16,909.00	8,235.70	25,144.70	北信
北 信	2	0.00	587.00	587.00	
合 計	161	57,359.78	59,479.93	116,839.71	

(2) 市町村許可

市町村名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
上 田 市	25	5,110.00	7,376.65	12,486.65	東信
辰 野 町	2	0.00	747.00	747.00	南信
箕 輪 町	7	2,079.00	836.99	2,915.99	
南箕輪村	1	0.00	462.00	462.00	
王 滝 村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯 綱 町	1	0.00	610.00	610.00	北信
中 野 市	5	524.00	492.12	1,016.12	
合 計	41	7,713.00	10,524.76	18,237.76	

(3) 地区別内訳

地区名	件 数	田	畑	計	備 考
東 信	59	11,840.00	20,184.68	32,024.68	
南 信	80	25,425.78	32,868.60	58,294.38	
中 信	28	10,374.00	7,026.59	17,400.59	
北 信	35	17,433.00	9,924.82	27,357.82	
合 計	202	65,072.78	70,004.69	135,077.47	
前月合計	152	34,990.22	52,597.74	87,587.96	
対先月比	132.9%	186.0%	133.1%	154.2%	

長野県食と農業農村振興計画

～食と農が織りなす 元気な信州農業～
【概要版】

平成19年9月
長野県

計画策定の背景

1 計画策定の考え方

- ◆策定の趣旨 …「長野県食と農業農村振興の県民条例」の基本理念を踏まえ食と農業・農村の持続的発展を目指す
- ◆計画の期間 …平成20年度～24年度（5年間）
- ◆進行の管理 …毎年度の進捗状況の結果について、食と農業農村振興審議会及び地区部会から意見聴取の上、県議会に報告し公表
- ◆計画の推進 …農業者及び消費者の参画と協働、市町村・関係団体等との連携・強化

2 食と農業農村をめぐる情勢

《長野県の現状と課題》

- 農業者の減少・高齢化の進展による担い手不足
- 産地間競争の激化、販売価格の低下、産出額の減少
- 野菜摂取量の減少、食育や地産地消への関心の高まり
- 農地の減少、遊休農地の増加
- 農業水利施設の老朽化

《我が国の社会情勢の変化》

- 少子高齢化と人口減少社会の到来
- WTO農業交渉・EPA交渉など国際化の進展
- 環境問題・地球温暖化の顕在化

3 基本目標

～食と農が織りなす 元気な信州農業～

農業者と消費者が「食」と「農」の価値や役割を十分認識することにより、食と農の結びつきを深め、農業が21世紀にふさわしい魅力ある産業として発展し、活力ある農村づくりの実現を目指します。

【経済努力指標】

基本目標の実現に向け、本県の食と農業・農村振興の経済的な努力指標として、良質な農産物の安定生産を示す農産物産出額と、食品・観光の連携等による農業の付加価値的な生産を示す農業関連産出額の2項目からなる農業農村総生産額を設定し、目標年度に3,000億円を目指します。

食と農業・農村の経済努力指標	H17年（基準年）	H24年（目標年）
農業農村総生産額	2,899億円	3,000億円
農産物産出額（米穀・果実・野菜・きのこ・畜産等）	2,735億円	2,800億円
農業関連産出額（水産・農産加工・観光農業等）	164億円	200億円

4 施策の展開方向

食と農が織りなす 元気な信州農業

5つの基本方向

基本方向 1

多様な担い手が元気に活躍する農業・農村

基本方向 2

競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村

基本方向 3

消費者と「食」の絆を結び豊かな食生活を育む農業・農村

基本方向 4

環境と調和し地域が輝く元気な農業・農村

基本方向 5

働きやすく住み良い農業・農村

5つの重点戦略

基本目標の実現に向け、計画期間中に重点的に取り組む施策を「重点戦略」として位置付けました。

- ① 農業・農村を支える多様な担い手づくり戦略
- ② 競争力の高い園芸産地再構築戦略
- ③ 食と農業農村ビジネス・販売戦略
- ④ 環境にやさしい農業・農村づくり戦略
- ⑤ 元気な中山間地域づくり戦略

10地域別の発展方向

地域の農業農村の発展を目指し、県下10地域ごとの特色を踏まえ、具体的な取り組み・目標を明らかにした地域農業の活性化計画を提示しました。

【10地域】

佐久・上小・諏訪・上伊那・飯伊
木曽・松本・大北・長野・北信

基本方向 1

多様な担い手が元気に活躍する農業・農村

農業に魅力を感じる若者や女性農業者、高齢農業者が、魅力ある産業として、夢を持って生き生きと農業に取り組めるよう、農業経営に有効な情報提供や仲間づくりなどの支援を進めます。また、地域の農業者が力をあわせ、地域の農業を支えあう仕組みづくりの実現に向け、集落営農の育成などを進めます。

1 次代の農業を担う担い手の確保・育成

(1) 多様な就農希望者に対応した就農支援

- 就農相談活動等の実施
- 研修制度等の充実
- 円滑な経営開始への支援
- 農業体験等を通じた児童・生徒に対する農業・農村の理解の醸成

(2) 情報の的確な提供と情報交換の場づくりの支援及び人材育成と能力開発

- 農業経営の向上に有益な情報の収集・提供と活用支援
- 優れた経営者の育成と農業青年組織活動を通じた仲間づくりの支援

(3) 意欲ある認定農業者の確保・育成

- 認定農業者の確保・育成
- 認定農業者の経営改善への支援



県内外での就農相談会

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
40 歳未満の新規 就農者数（年間）	141 人	200 人
認定農業者数	6,012 経営体	7,200 経営体

2 地域農業を支える仕組みづくりと活力ある組織・経営体の育成

(1) 集落営農など多様な農家が支え合う地域営農の推進

- 地域営農の仕組みづくり
- 集落営農の推進

(2) 地域農業を担う経営体の育成

- 品目横断的経営安定対策への対応
- 経営体への農地の利用集積
- 企業的な農業経営体の育成

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
農業法人数	659 法人	850 法人
担い手への農地利用集積	37,490ha 33%	44,400ha 40%
集落営農数	182	470

3 女性・高齢者・団塊の世代の能力発揮ができる場づくり

(1) 地域農業を担う女性農業経営者の育成

- 家族経営協定の締結推進
- 女性農業者の農業技術や経営能力の向上支援、女性認定農業者の育成

(2) 女性農業者リーダーの育成

- 男女共同参画促進のための意識啓発、政策決定の場への女性の登用推進
- 農村生活マイスターの認定推進や女性農業者の組織活動の支援

(3) 女性農業者の起業活動の支援

- 農産加工、農家レストラン、農家民宿等の起業活動への支援
- 起業活動開始への支援

(4) 高齢農業者が取り組みやすい生産・流通販売体制づくり

- 軽量野菜・省力作物等高齢者に適した品目の導入支援
- 農作業の受委託体制等の整備
- 高齢者の豊かな経験・知識を活かした伝統文化の継承や食育活動の推進

(5) 団塊世代の帰農志向への対応

- 定年帰農者への就農情報の提供や技術習得支援



女性農業者の起業活動

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
家族経営協定の 締結数（年間）	124 戸	130 戸
複数の女性農業 委員が選出され ている市町村数	57 市町村	81 市町村

基本方向 2

競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村

県民の求める安全・安心で、新鮮な食材を供給し豊かな食生活を実現するとともに、長野県らしさを発揮した農産物生産を目指し、マーケットに即した生産・販売戦略への取り組みや、農業を支える技術の開発と普及により、産地間競争に打ち勝つ産地づくりを進めます。

① 需要に的確に対応した水田農業の推進

(1) 担い手を中心とした水田農業の構造改革

- 担い手への水田集積と効率的な経営体の育成
- 水稲直播栽培の普及

(2) 需要に即した高品質で「売れる」米・麦・大豆・そば生産の推進

- 米：安全・安心でおいしい長野米のブランド化及びイメージの定着化
- 麦・大豆：水稲作との複合による実需者ニーズに対応した儲かる麦・大豆の生産拡大
- そば：契約栽培・地産地消の推進によるそばの生産拡大



低コスト省力化を図る水稲直播栽培技術

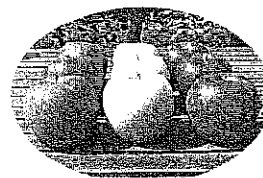
【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
水稲直播栽培面積	443ha	800ha
普通作物作付面積に対する品目横断的経営安定対策加入面積割合	—	50%
原産地呼称管理制度米の認定数	17 品	50 品

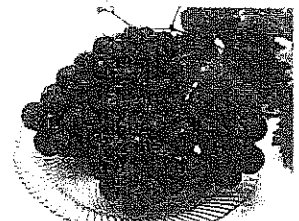
② 競争力の高い園芸産地づくり

(1) 戦略的品目を核とした園芸産地の再構築

- りんご3兄弟、ぶどう「ナガノパープル」、アスパラガスオリジナル品種などの県内育成品種を始めとした有望な品目・品種の早期産地化の支援
- 加工・業務用など多様な需要に対応できる品目・品種の導入支援と生産技術の確立
- 果樹・野菜・花き・きのこの高品質生産のための施設化や多収栽培技術の確立



県オリジナル品種「りんご3兄弟」
左から「シナノスイート」「シナノゴールド」「秋映」



種がなく皮ごと食べられる県育成品種「ナガノパープル」

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
りんご3兄弟栽培面積	545ha	1,560ha
りんごわい化栽培率	42%	50%
ぶどう「ナガノパープル」栽培面積	13ha	74ha
アスパラガスオリジナル品種栽培面積	0ha	150ha

(2) マーケット需要に対応した供給体制の確立

- マーケット需要の的確な把握と産地への情報提供
- 加工・業務用需要に対応した契約取引や地域内流通の取組支援
- 鮮度保持流通体制の確立
- 有望品目・品種の効果的な消費宣伝

(3) 持続性の高い安定した生産体制の確立

- 多品目・複合経営への転換支援
- 多様な担い手の確保や労働力補完の仕組みづくりの支援

③ 安全でこだわりのある畜産物づくり

(1) 畜産農家のこだわりを活かした高付加価値畜産物生産の推進

- 乳用牛の乳量、産乳性の改良推進と安全で高品質な生乳生産
- 優良な肉用繁殖牛の導入と受精卵移植の活用による黒毛和種の生産拡大とこだわりのある高品質な牛肉生産
- 養豚の効率的な生産の推進、高品質な肉質重視の豚肉生産の拡大、エコフィードなど資源循環型養豚の取組支援
- 鶏卵・鶏肉の生産性の向上と信州黄金シャモの安定生産確立

(2) 安全な畜産物の生産

- 24か月齢以上の死亡牛全頭についてBSE検査の実施
- 生産段階における食中毒菌対策の推進
- 養豚におけるトレーサビリティシステムの活用支援
- 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の推進

(3) 畜産農家の収益向上

- 酪農・肉用牛繁殖複合経営の推進
- 肉用牛肥育経営での乳用種や交雑種から黒毛和種へのシフトの促進
- コントラクターの育成等による自給飼料の生産と利用推進
- 機械化の推進とヘルパー制度の利用促進

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
受精卵移植による子牛の生産頭数	881 頭	1,500 頭
信州黄金シャモ飼育羽数	—	50,000 羽
飼料作物面積	8,820ha	9,680ha

4 農業者の所得確保を目指した新たなマーケティング戦略の推進

(1) ニーズが多様化する中での需要確保と戦略的な生産販売体制の構築

- マーケティングの強化と戦略的な産地体制の構築
- 信州農産物の販路開拓
- 信州農産物の輸出促進

(2) 地域の特徴ある農畜産物を活用した商品開発

- 信州オリジナル食材の認知度の向上とイメージアップ
- 地域の特徴ある商品開発

(3) 原産地呼称管理制度の充実によるブランド化の推進

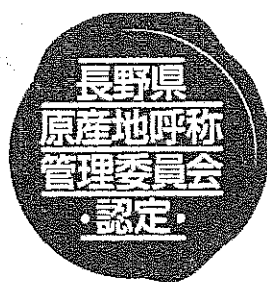
- 原産地呼称管理制度の啓発・普及

【主な達成指標】

項目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
原産地呼称管理認定品数	312 品	415 品
農産物輸出货量	2,035t(H18)	3,000t
信州オリジナル食材取扱 登録店舗数	0 店	800 店
信州サーモン生産量	38t	150t
信州伝統野菜認定数	0 品	30 品

【長野県原産地呼称管理制度とは】

農産物やその加工品が信州産であることを保証する制度で、農産物の価値をはかる基準を、「大きさ、色、形」などではなく「味・栽培方法・生産方法」等におき、消費者の視点で差別化し「確かさ」のブランド化を図っています。日本では、長野県が初めて本格的にスタートさせました。



「認定マーク」



「米」



「焼酎」



「ワイン」



「日本酒」



「シードル」

5 農業を支える技術開発と効率的な普及

(1) 農業を支える技術開発

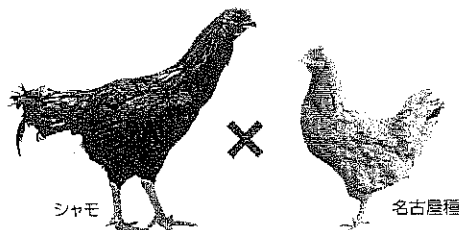
- オリジナル品種の育成、知的財産権の保護
- 安定生産技術・安全性の高い生産技術の開発
- 低コスト技術・省力化技術の開発
- 環境にやさしい農業技術等の開発
- 地球温暖化対策技術の開発
- 試験研究体制の整備

(2) 高度で効率的な普及活動の展開

- 試験研究機関との連携
- 普及指導員の資質向上
- 普及指導体制の充実
- IT技術を活用した情報発信
- 関係機関・団体等との連携強化と役割分担
- 民間と連携した高度な普及活動

【主な技術開発の課題】

主な課題	技術開発目標
オリジナル品種の開発、 知的財産権の保護	りんご着色系早生品種の育成、レタス根腐病複合抵抗性品種の育成など
安定生産技術・安全性 の高い生産技術の開発	夏秋どりイチゴの増収技術の確立、トルコギキョウ抑制作用型の高品質生産技術の確立など
低コスト技術・省力化 技術の開発	リンゴわい化栽培用の優良大苗生産流通技術の確立、業務用レタスの低コスト・安定生産技術の確立など
環境にやさしい農業 技術等の開発	土づくり・減農薬・減化学肥料・内水面生態系の管理・復元の技術
地球温暖化対策技術の 開発	バイオマス利活用・効率的エネルギー利用・植物資源循環利用等の技術開発



シャモ

名古屋種



畜産試験場が開発した「信州黄金シャモ」



ニジマス

ブラウンラウト



水産試験場が開発した「信州サーモン」

基本方向 3

消費者と「食」の絆を結び豊かな食生活を育む農業・農村

食と農の結びつきを通じ、県民の豊かな食生活の実現に向け、バランスのとれた健全な食生活の普及啓発や、食の安全・安心の確保、消費者と農業者の相互理解を深める地産地消や食育活動に取り組みます。

また、地域農業の活性化と農業経営の安定化に向け、農産加工や農家レストランなどアグリビジネスの取り組みを進め、食品・観光産業との連携強化などによる農業経営の多角化を支援します。

1 食育と地産地消の推進

- (1) 消費者と農業者との相互理解を促す食育の展開
 - 県食育推進計画と連動した健全な食生活の普及
 - 伝統的な食文化や郷土料理の伝承
 - 食と農の相互理解を進める農業体験活動の充実強化
- (2) 地元の豊かな食を享受する地産地消の推進
 - 地産地消推進計画に基づく県民運動としての取組
 - 地域でニーズの高い作物の生産拡大や少量多品目型の産地づくり
 - 直売組織の支援や供給体制の整備
 - 学校給食等での県産農産物の利用促進



学校給食で採用された「おやき」



にぎわいのある直売所経営

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
食育ボランティア数	6,165 人 (H18)	10,000 人
食事バランスガイド利用率	13.3% (H19)	60%
学校給食への県産食材供給組織数	103	128
学校給食での県産農産物利用率	32.7%	40%
直売所数	790 箇所 (H18)	800 箇所
販売金額 1 億円以上の直売所数	20 箇所 (H18)	30 箇所
県産米粉パン導入学校数	77 校	400 校

2 魅力ある農業・農村ビジネスの創造

- (1) 観光・食品産業などとの産業間連携による新たな農業・農村ビジネスの推進
 - 地域内産業をつなぐ人材育成
 - 直売所、農産加工施設、観光の連携による地域内産業の活性化
 - 顧客満足を生み出すこだわり商品の開発促進
 - 農業者・農業団体などが行う農産物生産と連携のとれた農産加工の促進
- (2) 農業者等による農産物等の高付加価値化に向けた多様な取組推進
 - 高付加価値化を目指す農業者等に対する起業化支援
 - 地域固有の作物の産地化や農村資源の活用による農家所得向上への支援
 - 農産加工技術・経営・マーケティング管理能力の向上と販路開拓などへの支援



新たなビジネスに取り組む農村女性

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
農産加工グループ数	238 グループ	248 グループ

3 食の安全・安心確保の推進

- (1) 農薬等の適正使用の指導強化
 - 農薬に関する専門的な知識を持った指導者の育成
 - 農薬等の適正使用の徹底（ポジティブリスト制度への対応等）
 - 各地域や作物の特性などに応じたGAP（農業生産工程管理）の策定と普及の支援
- (2) BSE や高病原性鳥インフルエンザ等のリスク管理
 - 予防的な危機管理体制の整備等
 - 畜産物の安全性確保のため、加工施設における衛生管理の強化
- (3) トレーサビリティシステムの活用支援
 - 牛肉のトレーサビリティを確保するための牛個体識別システムの適切な運用
 - 豚肉のトレーサビリティの導入促進
 - 農産物のトレーサビリティの取組促進
- (4) 食品表示の適正化の推進
 - JAS 法など適正な食品表示の徹底
 - リスクコミュニケーションの実施による食の安全・安心への理解の促進

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
残留農薬検査数	192 件	250 件
HACCP システム対応した乳業・食品加工施設数	3 施設	8 施設
豚肉トレーサビリティシステム活用の頭数割合	—	10%
情報発信事業の登録件数	1,537 件	4,000 件
情報発信事業の発信件数	29 件	50 件

環境と調和し地域が輝く元気な農業・農村

環境に負荷をかけない農業や、農業の多面的機能の発揮、自然豊かな美しい農村景観の維持を目指し、県民の理解と主体的な参画を得ながら、環境にやさしい農業の実践や、地域の創意工夫による中山間地域対策、都市農村交流などを進めます。

1 環境と調和し自然と共生する持続性の高い農業

(1) 環境にやさしい農業の推進

- 土づくりの推進と化学肥料、農薬等の適正使用
- 食品安全のためのGAPの推進
- 産地ぐるみでの認定推進によるエコファーマーの普及拡大
- 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・定着
- 環境にやさしい農産物、特別栽培農産物等の生産拡大とブランド化
- 有機農業の支援体制の整備

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
環境にやさしい農産物 等認証面積	903ha	1,800ha
エコファーマー認定人 数	1,297 人	5,000 人
化学肥料の使用量	87kg/ha	54kg/ha (4 割減)
化学合成農薬の使用量	87kg/ha	70kg/ha (2 割減)
家畜排せつ物処理の施 設化率	81.9%	88.5%

(2) 資源循環型農業の推進とバイオマスの利活用

- 有機性資源の活用による地域循環システム構築の支援
- 有機性資源のリサイクルの推進
- 農業系バイオマスの総合的な利活用の促進
- 農業用廃プラスチック類等の適正処理

2 農業・農村の多面的機能の維持・発揮

(1) 地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動

- 「農地・水・環境保全向上対策」による共同活動と営農活動への総合的支援

(2) 遊休農地の再生活用と発生防止及び中山間地域の農業振興

- 遊休農地の解消計画の策定・実践への支援
- 遊休農地の再生活用と発生防止の支援
- 中山間地域の地域資源や立地条件を活かした個性的な農業振興



整備された中山間地域の水田

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
農地・水・環境保 全向上対策の活動 取組組織数	共同活動組織 0 先進的活動組織 0	340 36
中山間地域農業直 接支払事業協定数 ・面積	1,265 協定 10,027ha	1,275 協定 10,110ha (H21 年目標)
遊休農地の解消面 積	—	2,930ha (H23目標)

(3) 野生鳥獣害防止対策の充実強化

- 有害鳥獣の捕獲・駆除の実施
- 学習会等を通じて集落ぐるみの総合的防除体制の推進
- ほ場周辺の環境整備や防護柵の設置による被害の防止
- 捕獲したイノシシやシカ等のジビエの有効利用の促進
- カワウ等の漁業被害対策の推進

3 農とふれ合う都市農村交流

(1) 農業・農村の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムによる都市と農村との共生・対流活動の促進

- 広域的な都市農村交流の促進
- 農業・農村体験等の受入体制整備への支援

(2) 都市住民が農とふれ合う 多彩な交流拠点の整備

- 水辺環境等の整備など美し
い農村景観の保全、復元へ
の取り組みに対する支援
- 市民農園等の多彩な交流施
設・交流拠点の整備
- 観光農園等の開業・経営に
対する支援



子供たちの「おやき」作り体験

【主な達成指標】

項 目	H 17 年 基準年	H 24 年 目標
市民農園数	275 箇所	350 箇所
観光農園数	600 箇所	640 箇所
農家民宿	349 箇所	370 箇所
農家レストラン	51 店	55 店
都市農村交流人口	514,000 人	540,000 人

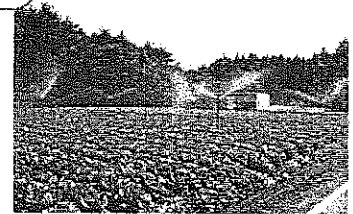
基本方向 5

働きやすく住み良い農業・農村

働きやすい生産基盤と、安全で災害に強く、住み良い農村の実現に向け、持続的な農業生産と、農村地域の利便性や快適性の向上を図るため、農業生産基盤と生活環境の整備を総合的に進めます。

1 農産物の安定生産に向けた基盤づくり

- (1) 農業水利施設の適切な維持・更新・整備
 - 基幹的な農業水路施設などの長寿命化対策
 - 老朽化したパイプラインやポンプ等の計画的な補修・更新
 - りんごのわい化栽培への転換促進等のための畑地かんがい施設の整備
- (2) 担い手等への農地利用集積を促進するための土地基盤整備
 - 地域の実情に応じた簡易な区画整理などの基盤整備の推進
 - 暗渠排水や排水路の整備による地下水低下対策
- (3) 施設の長寿命化に資する適切な維持・管理体制の構築
 - 機能診断から予防保全対策、更新整備までを一貫して実施できる仕組みづくり
 - 農業者や地域住民、NPOなどが参加する地域が一体となった維持管理体制の整備



畑地かんがい設備はくさい畑

【主な達成指標】

項 目	平成 17 年実績 (H13～H17)	平成 24 年目標 (H20～H24)
基幹的な農業水利施設の更新延長	34km	55km
畑地かんがい施設の整備・更新面積	677ha	870ha

2 住み良い農村づくり

- (1) 農業用水の多面的な役割の維持・発揮
 - 自然石などを用いた生態系や景観に配慮した水路・ため池整備の推進
 - 地域住民の自らの発意と協働による直営施工の促進
 - 多面的な役割に配慮した工法選定における理解の醸成
- (2) 利便性や快適性の向上による住み良い農村の実現
 - 中山間地域等の農業集落内や集落間を結ぶ道路整備の推進
 - 農道整備による農産物の輸送の効率化や農村の定住条件の改善
- (3) 地域資源や立地条件を活かした農村づくり
 - 棚田の保全活動や農業体験等を核とした都市住民との交流促進
 - 「棚田百選」認定箇所などの地域独自の取組、農村の歴史や伝統文化の継承活動への支援と情報発信
 - 農業用水を活用した小水力発電の普及に向けた調査研究や実証実験の実施



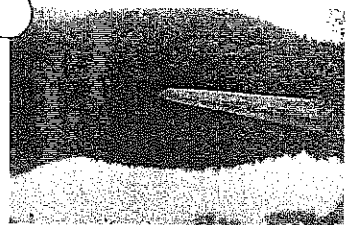
水田地帯を貫く農道

【主な達成指標】

項 目	平成 17 年実績 (H13～H17)	平成 24 年目標 (H20～H24)
生態系や景観に配慮した水路の整備延長	14km	20km
直営施工の実施箇所数	74 箇所	100 箇所
中山間地域での農道等の整備延長	98km	120km
小水力発電の調査研究・実施箇所数	1 箇所	10 箇所

3 災害に強い農村づくり

- (1) 農業用ため池等の補強による安全な農村づくり
 - 貯水機能や取水機能が低下している農業用ため池の計画的な改修
 - 防災上対策を講じる必要がある頭首工や用排水機場等の計画的な整備・更新
- (2) 地すべり防止対策工事による安全な暮らしを確保
 - 地すべり防止区域における水抜きボーリングなど地すべり防止対策の実施
 - 地すべり防止施設の点検・調査体制の強化と機能が低下した施設の計画的な補修
- (3) 水田や水路が持つ国土保全機能の維持
 - 中山間地域の実情に即した農地や農業用水路の保全・改修の促進
 - 中山間地域に点在する棚田を地域住民と協働した維持・保全
 - 急傾斜地の山腹に築造された農業水路の改修の推進



潤々と水を貯えるため池

【主な達成指標】

項 目	平成 17 年実績 (H13～H17)	平成 24 年目標 (H20～H24)
農業用ため池の改修箇所数	23 箇所	50 箇所
地すべり防止施設の補修箇所数	2 箇所	20 箇所
山腹水路等の改修箇所数	82 箇所	200 箇所

重点戦略 ① 農業・農村を支える多様な担い手づくり戦略

本県の基幹的農業従事者の64%は65歳以上の高齢者であり、本県農業の持続的発展のためには、担い手確保対策や地域農業を支える仕組みづくりが重要となっています。

このため、新規就農者や認定農業者、女性農業者など多様な担い手を育成するとともに、地域農業を支える活力ある経営体や組織づくりを推進します。

今後5カ年で取り組む具体策

次代を担う多様な新規就農者の確保・育成

- 農業後継者の円滑な就農を図るため、長野県農業経営者協会等関係機関・団体と連携し、技術習得の支援、経営指導等を行います。
- 就農相談会を県内外で積極的に開催するとともに、（社）長野県農業担い手育成基金の助成事業・研修資金貸付事業等により、就農希望者の円滑な就農を支援します。
- 「新規就農里親支援事業」や農業改良普及センターでの「フォローアップ講座」・「帰農者講座」などにより栽培技術や経営管理技術の習得などを支援します。
- 新技術情報や全国の先進的事例等、農業経営の向上に有益な情報の収集・発信とともに、効率的・効果的な活用を支援します。
- 農作業体験等を通じ、児童・生徒への農業・農村に対する興味や理解を深めます。

意欲ある認定農業者の確保・育成

- 市町村営農支援センター、長野県担い手育成総合支援協議会などの関係機関・団体と連携し、経営改善計画の作成支援等認定農業者の確保・育成に努めます。
- 補助事業や制度資金の活用と農業経営コンサルタントによる経営診断により、認定農業者等の経営基盤の強化と経営改善を促進します。
- 農地保有合理化事業等により、農地の利用集積を進め、認定農業者の経営規模拡大を支援します。

多様な農家が支え合う地域営農の仕組みづくり

- 農業後継者の減少、高齢化が進む中で、多様な農家が支え合う地域営農の仕組みづくりを進めます。
- 農業改良普及センターに集落営農スペシャリストを設け、関係機関と連携した合意形成活動やリーダー育成等を支援するとともに、地域営農アドバイザーによる助言・相談活動を実施します。
- 「中山間集落営農づくり支援事業」により中山間地域における集落営農組織の育成活動や機械・施設整備を支援します。



集落営農組織による営農活動

地域農業を担う女性農業者の育成・支援

- 女性農業者講座等により農業技術・経営管理能力の向上等を支援し、女性農業経営者及び女性農業者リーダーを育成するとともに、研修会・交流会により組織活動を支援します。
- 研修会の開催等により男女共同参画に向けた意識啓発を図るとともに、関係機関・団体の理解や支援を促し、政策決定の場への女性登用を推進します。
- 地域農産物を活用した加工や直売所の開設・運営、農家レストランの経営などを支援し、女性農業者の起業活動を促進します。

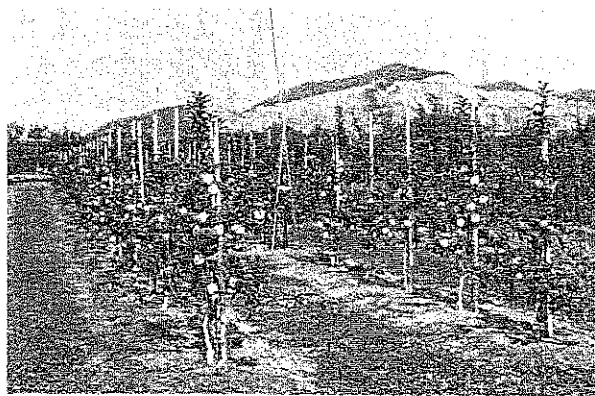
重点戦略 ② 競争力の高い園芸産地再構築戦略

本県の基幹部門である園芸作物は、農業者の高齢化の進行や担い手不足、特定品目・品種への偏重などによる産地構造の脆弱化と消費者ニーズの多様化への対応の遅れなどにより競争力の低下を招いています。このため、県オリジナル品種など市場性の高い品種や加工・業務用に適した品目の導入、マーケット需要に対応した供給体制の整備などを進め、競争力を持った園芸産地への再構築を目指します。

今後5カ年で取り組む具体策

戦略的品目を核とした園芸産地の再構築

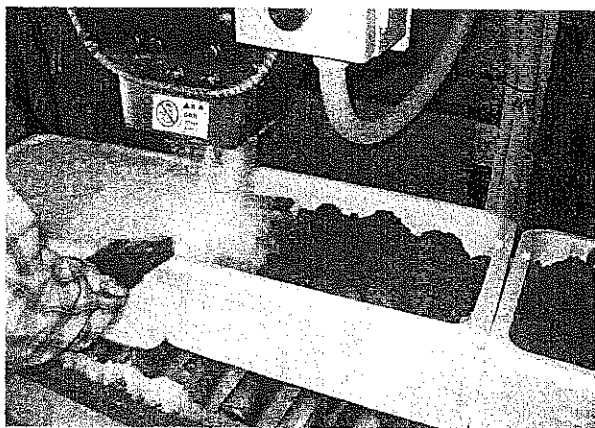
- 「果樹オリジナル品種導入プロジェクトチーム」を設置し、りんご3兄弟（「シナノスイート」・「シナノゴールド」・「秋映」）、ぶどう「ナガノパープル」など県内育成品種を始めとした有望な品目・品種の早期産地化を進めます。
- 「アスパラガス生産振興プロジェクトチーム」を設置し、単収1tどりの普及へ向けた取り組みを進めます。
- 「加工・業務用野菜生産振興プロジェクトチーム」を設置し、加工・業務用など多様な需要に対応できる品目・品種の導入支援と生産技術の確立を進めます。
- 多収栽培技術の確立や施設化、多品目化などにより収益性の向上を図るとともに、現地実証ほの設置などにより、産地の立地条件に適した新しい技術や新品目・新品種の導入を進めます。



りんごの省力多収新しい栽培

マーケット需要に対応した供給体制の確立

- 農業団体・流通団体との連携や消費者・実需者との交流により、マーケット需要の的確な把握と産地への迅速な情報提供を進めます。
- 加工・業務用需要に対応した契約取引や地域内流通への取り組みを進めます。
- 鮮度保持流通体制の確立などにより、消費者に新鮮な農産物を届ける取組を進めます。
- 新たな有望品目の認知度を高めるため、農業団体等と連携し消費宣伝に取り組みます。
- 消費者が求める生産履歴情報の提供できる仕組みづくりを進めます。



ブロッコリーの氷詰め出荷による鮮度保持

持続性の高い安定した生産体制の確立策

- 「きのこ生産性向上・経営改善プロジェクトチーム」、「主要花き生産性向上プロジェクトチーム」を設置し、生産性を高める技術や品種の導入と安定した農業経営を維持するための多品目・複合経営への転換などを進めます。
- 産地自らが策定した「果樹産地構造改革計画」や「野菜産地強化計画」の着実な取り組みを支援します。
- 農業団体と連携し、農業経営を下支えする効果的な価格安定対策を実施します。

重点戦略 ④ 食と農業農村ビジネス・販売戦略

輸入農産物の増加や産地間競争が激化する中において、より一層、安定した販路拡大が必要となっています。このため、既存の市場流通を基本としつつ、地域性やオリジナル性の高い商品の販路確立、輸出をはじめとした多様な販売チャネルの開拓などを進めます。

また、消費者ニーズの多様化や価値観、ライフスタイルの変化など、社会の経済情勢が大きく変化する中において、これらの変化に対応した農業・農村づくりが必要となっています。このため、産業間連携や消費者と生産者の絆を深めることによる相乗効果を発揮させ、農産物の高付加価値化や新商品の開発などを進め、農業者が将来に向かって夢と希望がもてる産業としての発展を目指します。

今後5年間で取り組む具体策

農業者の所得確保をめざした新たな販売戦略の推進

- 「農畜産物販路開拓プラン（仮称）」に基づく年次計画の推進、生産者と実需者との仲介、インターネット等を活用した情報提供などを進めます。
- 「売れるものをつくる」産地体制や契約取引に対応した産地づくり、特色のある農産物、農産加工品の掘り起こし、有名シェフによるオリジナルメニューの開発を進めます。
- 農業団体や加工業者、流通関係者と連携して、輸出相手国及び輸出向き品目の検討と試験輸出を実施するほか、フェアの開催や商談会を実施します。また、輸出に取り組む市町村等を支援します。



台湾での農産物輸出フェアの開催

食育と地産地消の推進

- 地産地消推進計画に基づき地産地消を県民運動として展開します。
- 地域内で生産される農産物の利用を促進させるため、直売所の運営・経営・情報発信機能を強化します。
- 子どもたちに対して食の重要性を認識させるとともに、旬の味や生産者の顔の見える農産物を提供するため、学校給食等への県産食材の利用を促進します。
- 地産地消、地産訪消を進めるため、農産物の供給体制を整備し地域内（旅館、ホテル、病院、福祉施設等）における地元産食材の利用を進めます。

魅力ある農業・農村ビジネスの創造

- 「長野県農業・農村ビジネス推進方針」に基づき、庁内関係部局（企画局、商工部、観光部）と連携し、地域の特徴を踏まえた新たな農業・農村ビジネスの実現を目指します。
- 農業者の起業への取り組みや異業種間のネットワーク化を進めるため、起業に必要な知識の習得や農業・農村ビジネスに関する知識が習得できる講座を開催し、地域で核となる人材育成を進めます。
- 消費者と生産者とのふれあいの機会の拡大に向け、農産物、農産加工品、観光農園、農家レストラン、農家民宿などに関する情報発信を進めます。
- 地域内の農産物の付加価値を高めるため、食品企業や農産加工所との橋渡しを行い、新たな商品開発・販路開拓への取り組みを進めます。
- 地域内にある既存の農産物や加工品、観光農園、農家民宿が、異業種との結びつきを強化するため、地域内リーダーとともに取り組み、相乗効果が発揮される体制づくりを進めます。

重点戦略 ④ 環境にやさしい農業・農村づくり戦略

生産性や品質の向上、低コスト化の追求により、化学肥料や化学合成農薬に過度に依存した農業生産活動が増加したことにより、近年、環境への負荷が懸念されています。

このため、これからの農業は、将来にわたり安定的な農業生産が継続できるよう、農業の特性を活かした適切な農業生産活動を行うことにより、大気や水質の浄化機能など本来農業の持つ環境保全能力を増進させた自然と共生する農業を推進するとともに、消費者が求める安全・安心な農産物づくりを支援します。

今後5カ年で取り組む具体策

環境にやさしい農業の推進

- たい肥などの有機質資材を利用した土づくりや、化学肥料・化学合成農薬を低減する取組を推進します。
- 持続性の高い農業技術を導入するため、地域ぐるみによるエコファーマーの認定取得を支援します。
- 環境にやさしい農産物表示認証制度や特別栽培農産物等の生産拡大とブランド化に取り組めます。
- 農産物の安全性を確保するため、農業者自らが、農作業等における点検項目を定め、記録し、チェックしながら改善する農業生産工程管理手法（GAP）の普及を推進します。
- 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及定着を推進し、病害虫の発生状況等に応じた適切な防除を推進します。
- 「有機農業の推進に関する法律」の制定を踏まえ、有機農業の支援体制を整備します。



資源循環型農業の推進

- 稲わら、麦わら、緑肥作物等の鋤き込み等、有機性資源の利用による土づくりを推進します。
- きのこ廃培地、食品残さなど有機物の地域循環システムの構築を支援します。
- 農業系バイオマスのコンポスト化、飼料化、エネルギー化など、地域の特性を活かしたバイオマス利活用の取組を進めます。
- 県内におけるバイオマス資源として利用できる作物の可能性を探ります。



菜の花からのバイオディーゼル燃料の取組

環境に配慮した農村づくりの推進

- ホタル等の水生昆虫や魚類の生育環境に配慮した水路づくり、自然石護岸による整備など、生態系や景観に配慮した生産基盤整備を進めます。
- 農業用水やため池が持つ多面的な役割を適切に維持・発揮するため、農業者と地域住民が協働して維持・保全活動に取り組めます。
- 農業用水を活用した小水力発電の実証実験などを行い、野生鳥獣害防止対策として電気柵の電源とするなど具体的な活用方法を検討し、普及に向けた取組を進めます。



水と親しめる自然石水路

重点戦略 ⑤ 元気な中山間地域づくり戦略

中山間地域は、過疎化・高齢化の進行、野生鳥獣による被害や遊休農地の増加等により農業生産や集落機能の低下が懸念されています。都市住民の農山村に対する関心の高まり等新たな動きを踏まえ、個性的な農業の展開や都市農村交流などを総合的に推進し、中山間地域の活性化を図ります。

今後5カ年で取り組む具体策

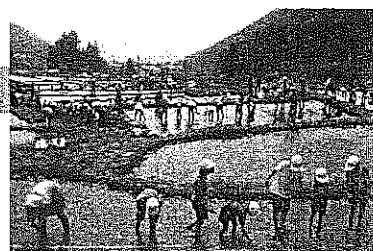
1 中山間地域の農業振興

個性的な農業の展開

- 中山間地域における集落営農組織の育成等、地域農業の維持・発展に向けた地域の実情に即した営農体制の整備を支援します。
- 山菜、伝統野菜、花木など特色ある農産物の生産を促進します。
- 直売などによる消費者と直結した農産物の生産・販売や、伝統的な加工食品の提供による高付加価値化など中山間地域に合った個性的な農業を推進します。

都市農村交流の推進

- 農家民宿・農家レストラン等による経営の多角化を支援するとともに、その魅力を積極的に情報発信します。
- 滞在型市民農園等多彩な交流施設・交流拠点の整備を支援します。
- 農業・農村体験等を目的とした修学旅行等の受入体制の整備を促進します。



都市農村交流

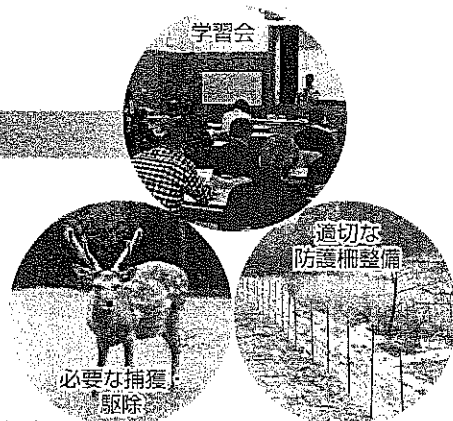
多面的機能の維持活動への支援

- 中山間地域の多面的機能を確保するため、農地・農業用水等の資源や農村環境を守るための活動組織の体制整備と共同活動を支援します。

2 緊急対策プロジェクト

野生鳥獣に負けない農山村づくり

- 被害地域等に対し、野生鳥獣対策の専門家による効果的な防除対策の支援を行います。
- ほ場周辺の遊休農地の草刈りや、農作物残さなどの誘引要因を解消するなど、集落ぐるみの取り組みを支援します。
- 農地と林地の間への緩衝帯整備や、家畜の放牧などの新しい被害低減技術の検討を進めます。
- 特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣の必要な捕獲・駆除を実施します。
- 捕獲したイノシシ、シカ等をジビエとしての有効利用を促進します。



効果的な防除体制等の推進

遊休農地の再生活用と発生防止の支援

- 「中山間地域農業直接支払事業」により遊休農地の発生を防止し、集落の話し合いに基づく農業生産活動等を促進するとともに、活動を推進する人材の育成を支援します。
- 農業上の利用を図る遊休農地は、簡易整備や家畜放牧により農地として再生し、担い手への利用集積を促進します。農業生産への活用が困難な遊休農地は多面的な活用を促進します。

地域別の農業農村の発展方向

佐久 輝く人と爽やかな自然が育む彩り豊かな佐久農業

【重点推進方策】

多種多様なニーズに応えられる産地づくりと、消費者との絆を深める活動を通じ、生産者の意欲を高める佐久農業を進めます。

- ①意欲ある担い手の確保・育成（新規就農・地域リーダー・女性農業者の経営向上）
- ②彩り豊かな産地づくり（高原野菜を中心に需要動向に即した新品目・品種の導入）
- ③環境と調和した農業・住みよい農村づくり（耕畜連携による土づくり・多様な地域資源の活用）
- ④地域の産物を活かした地産地消（佐久鯉など食文化継承・観光や他産業との連携）

【主な達成指標】

指標項目	H17年	H24年
レタス	104億円	127億円
ブロッコリー	10億円	13億円
夏秋イチゴ	2億円	3億円
認定農業者数	1,313経営体	1,520経営体
集落営農組織	0組織	10組織
エコファーマー認定者	57人	180人

上小 知恵を集めてみんなで目指す「いいものいっぱい」の産地づくり

【重点推進方策】

少雨多照の恵まれた気象条件を活かし、農業を守り育ててきた小規模農業者を含めた多様な担い手による「いいものいっぱい」の総合供給産地づくりを目指します。

- ①多様な担い手が地域農業を支える仕組みづくり（就農トレーニングセンター等の活用・小規模農家が活躍する環境づくりの支援）
- ②恵まれた気象条件を活かした総合供給産地づくり（トルコギキョウ・巨峰等の地域ブランドの再構築・実需に応じた新たな産地づくり）
- ③食と結びついた農業・農村づくり（直売など顔の見える安全安心な生産の拡大）

【主な達成指標】

指標項目	H17年	H24年
レタス類	10億円	12億円
ぶどう	11億円	12億円
トルコギキョウ	1.4億円	1.6億円
くるみ作付面積	33ha	50ha
アスパラガス新品種作付面積	0ha	15ha
販売1億円規模直売所	1箇所	3箇所
集落営農組織	3組織	29組織

諏訪 “光彩”放ち“信頼”深める「彩食健康」の郷づくり

【重点推進方策】

“諏訪湖との共生”を基本に夏季冷涼な気候を活かし、環境農業による高品位な園芸産地として10年先も持続し信頼されるブランド「信州諏訪」を目指します。諏訪の農業農村に親しみ支える“信州諏訪ファン”づくりを進めます。

- ①“諏訪湖と共生する”環境にやさしい農業の推進（エコファーマー取得の全域化）
- ②「10年先」を見通す多様な担い手の育成・確保（意欲的な小農展開・“農の匠”継承）
- ③「光彩と信頼」信州諏訪ブランド“力の向上（エコ農業推進でのブランド力向上）
- ④諏訪農産品の“地産地消”と“地産地商”（消費者との交流推進・郷土食伝承）

【主な達成指標】

指標項目	H17年	H24年
セルリー	21億円	22億円
パセリ	12億円	13億円
ほうれんそう	10億円	11億円
カーネーション	16億円	17億円
エコファーマー認定者	0人	600人
環境にやさしい認証面積	39ha	90ha
学校給食食材供給組織	10組織	11組織

上伊那 ふたつのアルプスに育まれた産業として成り立つ上伊那農業の構築

【重点推進方策】

ふたつのアルプスに育まれた上伊那地域の農業を持続可能で魅力あるものとするため、担い手の確保・育成、生産力・販売力の強化を図るとともに、中山間地域の特色ある農村づくりを総合的に進めます。

- ①担い手の確保・育成（上伊那新規就農促進会議・ニューファーマー講座による支援）
- ②生産力の強化（低コスト・高品質生産、環境にやさしい農業の推進）
- ③販売力の強化（上伊那食べたい提案隊・新商品開発による販売促進）
- ④中山間地域の振興（行者ニンニク・エゴマ等地域農村資源の活用と有害鳥獣対策）

【主な達成指標】

指標項目	H17年	H24年
りんご	12.8億円	13.1億円
白ねぎ	4億円	5億円
アスパラガス	4億円	6億円
アルストロメリア	9億円	10億円
認定農業者数	510経営体	550経営体
水稲直播栽培面積	230ha	400ha
農産加工グループ数	20組織	27組織

飯伊 多様で豊かな農型社会、南信州からの提案

【重点推進方策】

地域住民と農業者が一体となった農村空間作りを進め、農産物生産を核とした「農ある豊かな暮らし」を実現する農型社会を目指します。

- ①多様な担い手が築く地域農業の維持と儲かる農業の提案（帰農塾の開設等）
- ②農地の有効活用推進と野生鳥獣被害対策の推進（地域プロジェクトでの捕獲対策）
- ③販売戦略による農畜産物や農産加工・販売のグレードアップ（地域商標活用・輸出支援）
- ④環境にやさしい農業の推進（有機の里づくり等有機資源の循環活用の促進等）
- ⑤地産地消の拡大と食育の推進（地場産での中京圏都市住民との交流促進等）

【主な達成指標】

指標項目	H17年	H24年
市田柿	23億円	24億円
きゅうり	10億円	11億円
トマト	1.5億円	1.7億円
肉用牛	14億円	15億円
農家民宿数	101箇所	112箇所
都市農村交流人口	187,741人	200,000人
野生鳥獣での農業被害	1.5億円	1.2億円

木曽

ブランドを育て、ブランドで輝く木曽の農業・農村

【重点推進方策】

木曽のブランドである「御嶽はくさい・木曽牛・赤かぶ・すんき」などを核とした農業・農村の持続的な発展と、地域の活性化を目指します。

- ①木曽農業ブランドの維持確保（御嶽はくさい年間50万ケース出荷、和牛繁殖雌牛の飼育頭数1000頭確保）
- ②土地利用作物振興による農地の遊休化防止（機械化可能なそば・大豆・エゴマ振興による農地の遊休化防止など）
- ③地域資源を活用した「木曽ブランド」の開発育成（赤かぶ等の新商品開発）
- ④「観光地木曽ブランド」を活かした都市交流の推進（木曽川を介した中京圏との交流強化）

【主な達成指標】

指標項目	H17年	H24年
御嶽はくさい	4億円	6億円
和牛繁殖雌牛出荷頭数	779頭	900頭
野菜新規認定農業者	—	5人
畜産新規認定農業者	—	2人
土地利用作物受託面積	278ha	290ha
新商品開発数	—	10品

松本

アルプスの自然・豊かな恵み・食の歓びを共有します

【重点推進方策】

生産・流通・消費する3者が食の豊かさ歓びを共有するWIN-WINの連携を構築し、若者から高齢者まで各々が主役で生き生き暮らす農村を目指します。

- ①高付加価値化へのチャレンジ（オリジナル品種・加工業務用品目の導入支援）
- ②多様な担い手の育成と能力発揮へのチャレンジ（労働力補完等での支援）
- ③豊かな食の提供へのチャレンジ（直売・観光農園・ワイナリー等との連携促進）
- ④活力ある農村へのチャレンジ（水利施設更新・住民参加による農村環境保全）

【主な達成指標】

指標項目	H17年	H24年
レタス	33億円	40億円
すいか	23億円	24億円
りんご	49億円	50億円
ぶどう	26億円	31億円
肉用牛	31億円	33億円
認定農業者数	975経営体	1,530経営体
販売1億円規模直売所	7箇所	10箇所

大北

北アルプス山麓に輝くブランド農業の振興

【重点推進方策】

「北アルプス山麓ブランド」を核とした競争力の高い、売れる農産物生産と地域の観光・食品産業と連携した高付加価値農業を目指します。

- ①地域農業を支える仕組み作りと認定・女性農業者の育成（集落営農の支援）
- ②マーケットに対応した水田農業の推進（消費者ニーズに対応した米作り支援）
- ③活力ある園芸産地づくり（アスパラガス等の拡大、売れるりんご作り支援）
- ④北アルプス山麓ブランドを核とした魅力ある農業農村ビジネスの創造（制度PR）
- ⑤中山間地域の農業振興（モンキードック等の有害鳥獣対策・都市農村交流の推進）

【主な達成指標】

指標項目	H17年	H24年
米	52億円	49億円
大豆	0.4億円	1.1億円
そば	0.8億円	1.3億円
アスパラガス	0.3億円	0.9億円
契約野菜栽培面積	12ha	18ha
集落営農組織	14組織	50組織
環境にやさしい認証面積	7.5ha	300ha

長野

新たな農業ビジネスの創出による活力ある善光寺平農業の構築と元気な農村づくり

【重点推進方策】

長野地域で取り組まれている「おやき」ビジネスをモデルに特産品を活かした新たな農業ビジネス創出による経営の多角化と、善光寺平の園芸農業の活性化を目指します。

- ①善光寺平の売れる果樹産地づくり（りんご3兄弟・ナガノパープルの導入支援）
- ②西山地域等の中山間地域の活性化の推進（西山大豆・おやき・山菜等資源活用）
- ③地域農業を担う多様な担い手や集落営農組織の育成（営農支援センターとの連携）
- ④地域の特産品を活かした農業・農村ビジネスの創出（ぶっこみ・信州黄金シャモ・サフォーク等を活用した観光等との協働によるビジネス創出）

【主な達成指標】

指標項目	H17年	H24年
りんご	121億円	122億円
ぶどう	50億円	53億円
アスパラガス	2.8億円	3.5億円
トルコギキョウ	4.3億円	4.8億円
認定農業者数	764経営体	830経営体
りんご3兄弟作付面積	329ha	700ha
ナガノパープル作付面積	8ha	45ha

北信

北信州おいしさいっぱい・彩り満載・健康万歳・おらほの農業

【重点推進方策】

実需者ニーズに対応した売れる農産物の生産振興と、食と農を結び地産地消を進め、都市交流による元気で活力ある「おらほの農業」を目指します。

- ①元気な担い手の育成（北信州農業道場の開設、「結い」等による労働力補完支援）
- ②売れる農産物の生産・販売（味重視の農産物生産、サクランボ・アスパラガスの施設化）
- ③食と農の結びつき（観光施設、学校への地元食材供給体制づくり）
- ④人と環境にやさしい農業（環境認証、エコファーマー認定者の拡大）
- ⑤農村資源の保全と活用（有害鳥獣対策、グリーンツーリズムによる都市交流の推進）

【主な達成指標】

指標項目	H17年	H24年
きのこ	224億円	233億円
米	40億円	39億円
ぶどう	35億円	34億円
アスパラガス	20億円	23億円
新規就農者数	20人	27人
エコファーマー認定者	356人	950人
都市農村交流人口	21,179人	23,500人

「長野県食と農業農村振興計画」概要版 平成19年9月

◆「長野県食と農業農村振興計画」の全文及び概要版は長野県ホームページに掲載しております。
なお、これらの内容に関しましてご質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。

長野県 農政部 農業政策課 〒380-8570 長野市南長野幅下692-2
電話 026-232-0111(代表) <http://www.pref.nagano.jp>

国際的な経済連携に関する対策会議設置要綱

第1 設 置

「包括的経済連携に関する基本方針（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）」に基づく環太平洋パートナーシップ（T P P）協定をはじめとした国際的な経済連携への政府の対応に際して、本県の産業及び地域社会への今後の影響を的確に把握するとともに、将来に向けた対策の国への提言及び県の対応を検討するため、庁内に、国際的な経済連携に関する対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

第2 協議事項

- 1 国及び関係機関の対応等の情報収集に関すること。
- 2 本県への影響並びにそれを踏まえた国への提言及び県の対応に関すること。
- 3 その他必要な事項

第3 対策会議

- 1 対策会議は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。
- 2 対策会議は、必要に応じその都度開催する。
- 3 対策会議の議長には、知事があたるものとする。なお、知事が出席できないときは、副知事がその職務を代理するものとする。

第4 幹事会

- 1 対策会議に、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表 2 に掲げる者をもって構成し、幹事長は、企画部長があたるものとする。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し主宰する。
- 4 幹事会には、専門対策班を置くことができるものとする。

第5 関係者の出席

今後の政府の対応状況等により、対策会議及び幹事会には、関係部課長その他関係者の出席を求めることができるものとする。

第6 事務局

対策会議の事務局は、企画部企画課に置く。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項は対策会議において定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 22 日から施行する。

別表 1 対策会議の構成

知	事
副	知 事
企 画	部 長
総 務	部 長
健康福祉	部 長
環 境	部 長
商工労働	部 長
観 光	部 長
農 政	部 長
林 務	部 長
建 設	部 長
会 計	管 理 者

別表 2 幹事会の構成

幹 事 長	企画部長
幹 事	(企 画 部) 企画課長 (総 務 部) 管財課長 (健康福祉部) 健康福祉政策課長 (環 境 部) 環境政策課長 (商工労働部) 産業政策課長 (観 光 部) 観光企画課長 (農 政 部) 農業政策課長 (林 務 部) 森林政策課長 (建 設 部) 建設政策課長 (会 計 局) 会計課長

国際的な経済連携による県内各分野への影響について

部局名 農 政 部

団体名：長野県農業会議・市町村農業委員会

期待される事項	○農産物の関税撤廃により殆どの農産物が悪影響を受けるが、T P P参加国への信州産農産物の輸出拡大の可能性が高まる。ただし、信州産の大口輸出相手国である台湾、シンガポール、中国（香港）などが参加していないため、大きな効果は期待できない。
懸念される事項	★安価な輸入農産物の増大により食料自給率の低下を招き、不測の事態に食料の安定供給が困難となり県民生活に支障をきたす。 ★農産物価格の下落により農家所得が減少し、農業経営存続が困難となり離農が増加するとともに、信州産農産物の生産・販売の減少に伴い、農業・食品関連業の取扱額が減少し、失業者の増加、就業人口喪失を招く ★農業者の減少により、遊休農地増加、田畑管理が不適切となり、信州の原風景といった景観、水源涵養などの多面的機能が喪失し、山崩れ土砂災害の誘発など県土保全の脆弱化が進展 ★貿易検査の簡素化、食品安全基準の緩和が進み、海外の遺伝子組換え・ポストハーベスト農産物や、BSE牛肉、食品添加物過多食品など、危険な農産物・食品の輸入が増大し、健康保護のリスクが高まり、県民の食の安全が損なわれる ★金融・医療制度の規制緩和により、農業協同組合などの共済・公的医療保険制度の弱体化を招き、保険・医療の格差が増大し、条件不利地域である中山間地の農村医療や農家保険の基盤が揺らぎ、農村地域の過疎化を助長させ、農村集落の崩壊、長野県人口の減少・流出を加速化
その他	【県への要望】 長野県農業は、高齢化、所得減少といった厳しい状況に加え、原発事故の風評被害の影響により、農業者の生産意欲が削がれ、農業生産の減少・農村集落の活力低下が顕著で、農業・農村の立て直し、体質強化は喫緊の課題である。 このような情勢下、T P Pに関する情報開示や国民的議論、農業者の合意がないまま、政府がT P P交渉参加を決定したことは、拙速であり、農業再生を最優先課題と考える農業者の認識と著しく乖離している。 国内農業団体による「T P P交渉参加反対の署名」活動では、長野県は全国最多となる61万人余から反対署名をいただいた。 長野県知事には、61万人の県民の声を真摯に受けとめ、政府・与党に対する「T P P参加撤回」要請と、長野県農業の再生に向けた実効性のある施策を行うことを、農業委員会系統組織として強く求める。

注) 特に期待（懸念）される事項については、冒頭に★を付してください。

注) 留意事項

- (1) T P P協定だけでなくA S E A N + 3（+ 6）や日韓E P A、日中韓F T Aなど、最近動き始めた枠組みについても念頭に置いてください。
- (2) 回答は定性的なものでも結構ですが、できるだけ各論に踏み込んだものとなるよう御配慮ください。

平成24年度農林水産関係予算等について

平成24年1月
長野県農業会議

1 平成23年度第4次農林水産関係補正予算の概要

政府は、平成23年12月20日、総額2兆5,345億円規模の平成23年度第4次補正予算案を閣議決定した。農林水産分野では、農業体質強化基盤整備促進事業や農の雇用事業をはじめとする持続可能な力強い農業の実現に向けた対策として839億円。6次産業化、流通効率化対策に353億円、再生可能エネルギーの導入対策費として28億円など、総額1,630億円が盛り込まれている。

2 平成24年度政府予算案の概要

政府は、平成23年12月24日、平成24年度政府予算案を閣議決定した。一般会計の総額は、対前年度当初予算比2.2%減の90兆3,339億円で、6年ぶりに前年度を下回った。但し、別枠として特別会計に計上した東日本大震災からの復旧・復興費などを加えると、過去最大の96兆円超となった。

24年度予算	23年度当初予算	増減(%)
90兆3,339億円	92兆4,116億円	▲2兆777億円(▲2.2%)

※一般会計と別に、東日本大震災復興特別会計として3億7,754億円を新設するとともに、基礎年金の国庫負担割合50%を維持するための財源2億6,000億円を年金交付国債で賄う。

3 平成24年度農林水産関係予算の概要

農林水産関係予算は、対前年度4.3%減の2兆1,727億円となり、12年連続の対前年度比マイナスとなった。なお、大震災からの復旧・復興対策分の1,557億円を含めると、2兆3,284億円となり、対前年度比2.5%の増となった。

平成24年度予算は、「食と農林漁業の再生元年予算」と位置づけ、10月に閣議決定した「食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき、人材の確保と土地利用型農業の規模拡大、農山漁村の6次産業化などに焦点をあてているのが特徴となっている。また、農水省は12月24日、「基本方針・行動計画」を具体的に進めるための「取り組み方針」も取りまとめ、4次補正予算と併せ、7つの戦略に沿った施策を集中的に実施していく。

4 平成24年度農業委員会組織関係予算の概要

平成24年度農業委員会組織関係予算は、「義務的経費」を除く「その他の経費」（裁量的経費、政策的経費等）の前年度比1割削減のシーリングが求められる中、農業委員会交付金や農地制度実施円滑化事業費補助金等を含む「農地制度実施円滑化事業」については、農家数の減少や前年度実績を勘案し、対前年度10.2%の減額の75億5,721万円となった。

特に、農地制度実施円滑化事業費補助金については、昨年11月に実施された「提言型政策仕分け」において、現在の実情に即したものとなるよう事業・制度を見直すべきとの指摘を受け、概算要求よりさらに1億9,343万円が減額され、前年対比72.7%の21億8,140万円とされている。

なお、耕作放棄地対策、経営支援関係などを含めた農業委員会関係予算案の概要は次のとおりとなっている。

[平成24年度農業委員会等関係予算案の一覧]

平成24年度 予算政府案	<参考>前年度 当初予算額等
農地制度実施円滑化事業 (75億5,721万円、▲10.2%)	農地制度実施円滑化事業 (84億1,576万円)
農業委員会交付金 (47億4,414万円、▲0.4%)	農業委員会交付金 (47億6,400万円)
農業会議会議員手当等負担金 (5億2,085万円、▲1.7%)	農業会議会議員手当等負担金 (5億2,984万円)
農地制度実施円滑化事業費補助金 (21億8,140万円、▲27.3%)	農地制度実施円滑化事業費補助金 (29億9,936万円)
農地調整費交付金 (9,750万円、▲10.2%)	農地調整費交付金 (1億854万円)
全国農業会議所事業 (1,332万円、▲5.0%)	全国農業会議所事業 (1,402万円)
農業者年金事業 (1,245億5,900万円、▲0.1%)	農業者年金事業 (1,246億7,200万円)
戸別所得補償経営安定推進事業 (72億263万円、皆増) (※23年度4次補正で2億円)	<新規>
地域農業マスタープラン作成事業 (7億263万円) (※23年度4次補正で2億円)	
農地集積協力金 (65億円)	
規模拡大加算(戸別所得補償制度、特会) (100億円、前年同額)	規模拡大加算(戸別所得補償制度、特会) (100億円)
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 ([所要額] 27億7,900万円、5.4%増) (※23年度4次補正で13億円)	耕作放棄地再生利用対策 ([所要額] 26億2,800万円)
鳥獣被害防止総合対策 (113億4,800万円、0.6%増)	鳥獣被害防止総合対策 (112億8,300万円)
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (耕作放棄地関連ハード・ソフト) (交付金総額40億7,500万円、▲77.8%) (※都道府県・政令指定都市分は地域自主戦略交付金に45億円を計上)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (耕作放棄地関連ハード・ソフト) (同183億5,700万円)
経営体育成支援事業 (63億4,551万円、▲11.5%)	経営体育成支援事業 (71億6,764万円)
新規就農総合支援事業 (135億7,400万円、皆増) (※23年度4次補正で23億円)	<新規> [参考] 農の雇用事業 (18億2,088万円)
新規就農者確保事業 (129億8,000万円) (※23年度4次補正で23億円)	
農業者育成支援事業 (5億9,500万円)	

平成23年度第4次農林水産関係補正予算の概要

平成23年12月
農 林 水 産 省

総額 1, 630億円

1 持続可能な力強い農業の実現【戦略1】

- ① 戸別所得補償経営安定推進事業 2億円
 - ・ 集落での話し合いにより決められる地域の中心となる経営体や地域農業のあり方等を記載したマスタープラン作成への支援
- ② 農の雇用事業 23億円
 - ・ 農業法人が新規雇用者に対して行う農業技術・経営ノウハウを習得するための実践研修等に要する経費の支援
- ③ 農業体質強化基盤整備促進事業 801億円
 - ・ 農業体質強化のための畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備を支援
- ④ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 13億円
 - ・ 荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去及び土づくり等の取組への支援

2 6次産業化・成長産業化、流通効率化【戦略2】

- ① 農山漁村6次産業化緊急対策推進事業 108億円
 - ・ 6次産業化に必要な農産物の加工等施設・機械の整備、輸出促進への支援、新技術の実証・実用化等 (※)強い農業づくり交付金（卸売市場施設整備関係）を含む
- ② 強い農業づくり交付金（共同利用施設整備関係） 245億円
 - ・ 食料供給力の強化や農畜産物の高付加価値化を図るための集出荷貯蔵施設等の共同利用施設整備への支援

3 エネルギー生産への農山漁村資源の活用促進【戦略3】

- 農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策事業 28億円
 - ・ 地域主導の再生可能エネルギーの導入可能性調査、国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための施設整備等の支援

4 森林・林業再生【戦略4】

- | | |
|---|------|
| ① 森林・林業人材育成加速化事業 | 44億円 |
| ・ 森林・林業の再生に必要な森林施業プランナー、素材生産の技能者や森林作業道作設オペレーターの育成のための支援 | |
| ② 森林・林業・木材産業再生緊急対策事業 | 71億円 |
| ・ 木材利用の推進のため、木造公共建築物や木材加工流通施設の整備等に対する支援 | |
| ③ 森林整備地域活動支援交付金 | 29億円 |
| ・ 森林所有者への働きかけ、森林の現況調査、境界の確認等の森林施業の集約化に必要な諸活動に対する支援 | |

5 水産業再生【戦略5】

- | | |
|---|-------|
| ① 漁業構造改革総合対策事業 | 138億円 |
| ・ 省エネ・省コスト等高性能漁船の導入等により収益性を高める取組への必要な経費（人件費、燃油代、氷代等）の支援 | |
| ② 強い水産業づくり交付金 | 71億円 |
| ・ 漁業の6次産業化を通じた産地の水産業の強化や拠点漁港の高度衛生管理に必要な鮮度保持施設等の整備への支援 | |

6 その他の追加財政需要

- | | |
|----------------------------------|------|
| ○ 葉たばこ作付転換緊急対策事業 | 51億円 |
| ・ 葉たばこから他作物への転換に必要な共同利用施設の整備の支援等 | |

※ その他、日ロ交渉に基づく機械及び設備の供与に対する支援、漁業取締りを行う水産庁取締船等の船舶運航費の追加、豪雨や台風等の災害により被害を受けた施設の災害復旧事業費の追加

平成24年度 農林水産関係予算概算決定の骨子

1. 総 括 表

(単位: 億円)

区 分	23年度 予算額	24年度概算決定額			(23年度4次補正追加額)	
		通 常 分 (A)	復 旧 ・ 復 興 対 策 分 (B)	合 計 (C) =(A)+(B)	4次補正 (D)	(C)+(D)
農林水産予算総額 (対前年度比)	22,712 —	21,727 95.7%	1,557 —	23,284 102.5%	1,630 —	24,914 109.7%
1. 公共事業費 (対前年度比)	5,194 —	4,896 94.3%	777 —	5,673 109.2%	0 —	5,673 109.2%
一般公共事業費 (対前年度比)	5,002 —	4,703 94.0%	623 —	5,327 106.5%	0 —	5,327 106.5%
災害復旧等事業費 (対前年度比)	193 —	193 100.0%	154 —	346 179.8%	0 —	346 179.8%
2. 非公共事業費 (対前年度比)	17,517 —	16,831 96.1%	780 —	17,611 100.5%	1,630 —	19,241 109.8%

- (注) 1. 通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係る分であり、復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別会計(仮称)に係る分である。
2. 金額は関係ベース。
3. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
4. 計数は、四捨五入のため、端数においては合計とは一致しないものがある。
5. 復旧・復興対策は、一部を除き復興庁に計上。
6. 上記のほか、地域自主戦略交付金、沖縄振興一括交付金(仮称)及び地域再生基盤強化交付金を内閣府に、東日本大震災復興交付金を復興庁に計上。
7. 地域自主戦略交付金及び沖縄振興一括交付金(仮称)(総額314億円)を内閣府に拠出。

2. 公共事業費一覧

(単位：億円)

区 分	2 3 年度 予算額	2 4 年度提示額		
		通 常 分 (A)	復旧・復興 対 策 分 (B)	合 計 (C)= (A)+(B)
農業農村整備 (対前年度比)	2,129	2,129 100.0%	255 -	2,385 112.0%
林 野 公 共 (対前年度比)	1,790	1,748 97.6%	113 -	1,861 103.9%
治 山 (対前年度比)	608	575 94.5%	44 -	618 101.6%
森 林 整 備 (対前年度比)	1,182	1,173 99.3%	69 -	1,242 105.1%
水産基盤整備 (対前年度比)	724	690 95.4%	250 -	940 129.9%
海 岸 (対前年度比)	41	39 96.2%	0 -	39 96.2%
農山漁村地域整備 交付金 (対前年度比)	318	96 30.3%	6 -	102 32.1%
一般公共事業費計 (対前年度比)	5,002	4,703 94.0%	623 -	5,327 106.5%
災 害 復 旧 等 (対前年度比)	193	193 100.0%	154 -	346 179.8%
公 共 事 業 費 計 (対前年度比)	5,194	4,896 94.3%	777 -	5,673 109.2%

(注) 1. 通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係る分であり、復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別会計（仮称）に係る分である。

2. 金額は関係ベース。

3. 計数整理の結果、異動を生じることがある。

4. 計数は、四捨五入のため、端数においては合計とは一致しないものがある。

5. 復旧・復興対策は、一部を除き復興庁に計上。

6. 上記のほか、地域自主戦略交付金、沖縄振興一括交付金（仮称）及び地域再生基盤強化交付金を内閣府に、東日本大震災復興交付金を復興庁に計上。

7. 地域自主戦略交付金及び沖縄振興一括交付金（仮称）（総額203億円）を内閣府に拠出。

平成24年度農林水産関係予算の重点事項

1 持続可能な力強い農業の実現【戦略1】

(1) 戸別所得補償制度等の実施

① 農業者戸別所得補償制度（特会・一般）（所要額）6,901億円

[24年産についても、23年産と同じ仕組みで実施]

- ・ 畑作物の所得補償交付金 2,123億円
麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねを生産数量目標に従って生産する農業者に対し、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を直接交付
- ・ 水田活用の所得補償交付金 2,284億円
水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を直接交付するとともに、産地資金により、地域の実情に即して、戦略作物の生産性向上、地域振興作物の生産の取組等を支援
- ・ 米の所得補償交付金 1,929億円
米の生産数量目標に従って生産する農業者に対し、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を直接交付
- ・ 米価変動補填交付金（23年産）【新規】 294億円
23年産米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を直接交付
- ・ 加算措置（規模拡大加算等） 150億円
経営規模を拡大した場合の規模拡大加算、畑の耕作放棄地に作付けした場合の再生利用加算、畑地輪作での休閑緑肥を導入した場合の緑肥輪作加算を措置
- ・ 推進事業等 110億円
集落営農の法人化、経営能力の向上、制度運営に必要な経費を措置するとともに、現場における事業推進や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成

② 戸別所得補償経営安定推進事業〔後掲〕【新規】 72億円

③ 中山間地域等直接支払交付金 259億円

- ・ 条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、農業者に生産条件の不利を補正する交付金を交付

④ 農地・水保全管理支払交付金 247億円

- ・ 地域共同による農地・農業用水等の保全管理や施設の長寿命化のための活動等を支援するとともに集落を支える体制を強化

⑤ 環境保全型農業直接支援対策〔後掲〕 26億円

⑥ 甘味資源作物・国内産糖交付金等 (所要額) 514億円

- ・ 国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、さとうきび生産者等の経営安定を図るための交付金を交付

⑦ 水田・畑作経営所得安定対策（特会） (所要額) 722億円
（収入減少影響緩和対策）（23年産）

- ・ 米、麦、大豆等を対象に、標準的収入額と23年産収入額の差額の9割を補填（加入者と国が1対3の割合で負担）

（2）我が国農業を支える人材の確保と農地集積

① 戸別所得補償経営安定推進事業【新規】 72億円

うち 地域農業マスタープラン作成事業 7億円

人と農地の問題の解決に向け、集落・地域での話し合いで決められる地域の中心となる経営体、そこへの農地集積や地域農業のあり方等を記載したマスタープランの作成への支援

4次補正(※)
2億円

〔(※)戸別所得補償経営安定推進事業〕

うち 農地集積協力金 65億円

集落・地域での話し合いにより決められた地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に対して農地集積協力金を交付

② 規模拡大加算（戸別所得補償制度）〔再掲〕 100億円

- ③ 新規就農総合支援事業【新規】 136億円
- ・ 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前後の青年就農者への給付金の給付、雇用就農を促進するため、農業法人での実践研修への支援、地域農業のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化

うち青年就農給付金事業 104億円
 4次補正(※) 23億円
- [(※)農の雇用事業]
-
- ④ 女性の能力の積極的な活用
- ・ 地域農業の活性化や6次産業化に女性の能力を積極的に活用【新規】

(女性起業家枠) 90億円の1割程度

地域計画づくりへの女性参画の要件化や女性優先枠の設定
 (経営体育成支援事業、6次産業総合推進事業等において女性起業家枠を設定)
 - ・ 女性経営者の発展支援 2億円

女性経営者相互のネットワークの形成や企業経営者等との交流機会の設定、情報交換等を推進
-
- ⑤ 農業農村整備事業＜公共＞ 2,129億円
- ・ 大規模経営体が大宗を占める構造の実現に向けた農地の大区画化を推進するとともに、農業用排水路やため池等の防災・減災対策を実施
-
- ⑥ 農業体質強化基盤整備促進事業【新規】 220億円
- ・ 農業体質強化のための畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備を支援

4次補正(※) 801億円
- [(※)農業体質強化基盤整備促進事業]
-
- ⑦ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (所要額) 27億円
- ・ 荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去及び土づくり等の取組への支援

4次補正(※) 13億円
- [(※)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金]

2 6次産業化・成長産業化、流通効率化【戦略2】

(1) 農山漁村の6次産業化

- ① 農林漁業成長産業化ファンド（仮称）の創設 300億円【財投資金】
【新規】
うち産投出資 200億円
うち産投資付 100億円
- ・ 農林漁業の成長産業化を実現するため、官民共同のファンドを創設し、成長資本の提供と併せて経営支援を一体的に実施
- ② 農林漁業の成長産業化の実現【新規】 95億円
- ・ 6次産業化の先達・民間の専門家（ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等）による経営の発展段階に即した農林漁業者等への個別相談の実施等の経営改革、輸出戦略の立て直し、新産業創出等を総合的に支援
- 〔(※)農山漁村6次産業化緊急対策推進事業（強い農業づくり交付金（卸売市場施設整備関係）を含む）〕
- 4次補正(※) 108億円

(2) 消費者との絆の強化

- 食と地域の交流促進対策交付金 14億円
- ・ 食を始めとする農山漁村の豊かな資源を活かし、集落ぐるみで都市農村交流等を促進する取組を国が直接支援

(3) 「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった日本農業の持ち味の再構築

- ① 環境保全型農業直接支援対策 26億円
- ・ 化学肥料及び農薬の5割低減とセットで地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援
- ② 消費・安全対策交付金 26億円
- ・ 国産農畜水産物の安全性向上や、家畜の伝染病・農作物の病害虫の発生予防・まん延防止に関する地域の取組を推進

(4) その他品目別対策等

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金 95億円
- ・ 地域ぐるみの鳥獣被害活動や侵入防止柵の整備、県域を越えて行う広域的な鳥獣被害対策の取組や人材育成等を支援

- ② 強い農業づくり交付金（共同利用施設整備関係） 16億円
 [一括交付金拠出対象事業]
- ・ 国産農産物の安定供給のため、生産から流通まで強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を実施
- 4次補正(※) 245億円
 [(※)強い農業づくり交付金（共同利用施設整備関係）]
- ③ 産地再生関連施設緊急整備事業【新規】 95億円
- ・ 急激な円高の進行、異常気象等に対応し、産地の競争力を維持・強化するために必要な共同利用施設の整備等を支援
- ④ 野菜価格安定対策事業 (所要額) 159億円
- ・ 野菜の価格低落時における生産者補給金等の交付事業について、生産者の経営安定や契約取引等への支援を推進
- ⑤ 果樹・茶支援対策事業 67億円
- ・ 果樹・茶の改植及びこれに伴う未収益期間に対する経営支援並びに果実の計画生産・出荷等を推進
- ⑥ 畜産・酪農経営安定対策 (所要額) 1,739億円
- ・ 畜種ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を支援し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備
- ⑦ 家畜衛生総合対策 56億円
- ・ 口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病に対する発生予防と万一の発生に備えた危機管理体制を強化

3 エネルギー生産への農山漁村資源の活用促進【戦略3】

- 農山漁村再生可能エネルギー導入事業【新規】 12億円
- ・ 農山漁村に豊富に賦存する土地、水、風、熱、生物資源等のエネルギー源を有効活用し、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進
- 4次補正(※) 28億円
 [(※)農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策事業]

うち 農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業 5 億円

農山漁村において、農林漁業者等の参画を得た再生可能エネルギー電気の供給モデルの構築への支援

うち 小水力等農村地域資源利活用促進事業 7 億円

地域主導での小水力等発電施設の導入を促進するため、調査設計、低コスト化技術の実証等を支援

4 森林・林業再生【戦略4】

① 森林管理・環境保全直接支払制度＜一部公共＞ 3 1 4 億円

- ・ 森林経営計画に基づく搬出間伐等の森林整備と、集約化施業に必要な活動に対する支援を実施 4 次補正(※) 29億円

[(※)森林整備地域活動支援交付金]

② 森林・林業人材育成対策 6 1 億円

- ・ 森林・林業の再生に必要なフォレスターや森林施業プランナー、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者の育成 4 次補正(※) 44億円

[(※)森林・林業人材育成加速化事業]

③ 地域材供給倍増対策 1 1 億円

- ・ 木材自給率50%以上を目指し、木材産業の活性化、公共建築物等への地域材の利用を推進

④ 森林・林業・木材産業づくり交付金 6 億円

〔一括交付金拠出対象事業〕

- ・ 木材利用推進に必要な施設等を整備 4 次補正(※) 71億円

[(※)森林・林業・木材産業再生緊急対策事業]

⑤ 森林計画推進事業 6 億円

- ・ 森林計画の策定に加え、森林施業の集約化等に必要な森林情報を的確に管理し活用するためのシステム整備等を支援

⑥ 林業金融対策 1 6 億円

- ・ 林業者等向けの実質無利子化した設備資金の融通等により森林・林業再生プランの推進等を支援

⑦ 治山事業＜公共＞ 575億円

- ・ 津波等に備えた海岸防災林の整備や台風等により被災した山地の復旧整備等を通じ、地域の安全・安心を確保

5 水産業再生【戦略5】

① 資源管理・漁業所得補償対策 438億円

- ・ 資源管理に取り組む漁業者に対する共済・積立ぷらすを活用した収入安定対策、燃油高騰等に対するコスト対策を実施

② 漁業金融・漁協経営対策 19億円

- ・ 漁業者向けの無担保・無保証人型融資の推進や漁協の経営健全化のための取組等を推進

③ 漁船漁業・担い手確保対策事業 38億円

- ・ 漁船漁業の収益性向上の取組への支援や新規就業希望者への就業相談会の開催、漁業現場での長期研修等を実施

4次補正(※) 138億円
[(※)漁業構造改革総合対策事業]

④ 強い水産業づくり交付金 45億円
[一括交付金拠出対象事業]

- ・ 漁村の6次産業化を通じた産地水産業の強化と漁村における新しい防災・減災対策を推進

4次補正(※) 71億円
[(※)強い水産業づくり交付金]

⑤ 漁場環境保全・被害対策事業 45億円

- ・ 大型クラゲ等の有害生物対策や外国漁船の投棄漁具等の回収・処分、藻場・干潟の保全活動等を推進

⑥ 水産基盤整備事業＜公共＞ 690億円

- ・ 流通拠点漁港の衛生管理対策と水産資源回復対策の重点実施、地震津波防災対策の推進

6 震災に強い農林水産インフラの構築【戦略6】

(1) 水産業の復興

① 水産基盤整備事業（復興）＜公共＞ 250億円

- ・ 被害を受けた拠点漁港の流通・防災機能の強化と漁港の地盤沈下対策、地震・津波の危険地域における漁港防災対策の緊急整備を実施

② 水産業復興支援対策（復興） 313億円

- ・ 漁業・養殖業水産加工・流通業の一体的な復興のため、収益性の高い操業体制への転換、養殖業の共同化等を支援

(2) 農業の復興

① 農業農村整備事業（復興）＜公共＞ 255億円

- ・ 地震等により損壊した場合、第三者に被害を及ぼすおそれのある農業水利施設の耐震性強化のための整備等を実施

② 農地・水保全管理支払交付金（復興） 6億円

- ・ 震災の影響により、破損や機能低下した農地周りの水路の補修等に取り組む集落を支援（支援単価：水田 4,400 円/10a 等）

③ 被災農家経営再開支援事業（復興） 48億円

- ・ 被災農業者の経営再開を支援するため、被災農業者が地域で行う復旧の取組に対して支援金（水田：35,000円/10a等）を交付

④ 食料の供給機能強化推進事業（復興） 0.3億円

- ・ 東日本における災害に強い食料供給システムの構築に向けた取組を支援

⑤ 被災地域農業復興総合支援事業（復興）

- ・ 被災市町村の農業復興を図るための乾燥調整施設や水耕栽培施設等の農業・加工用施設等及び農業用機械の整備等

【東日本大震災復興交付金】

⑥ 地域農業経営再開復興支援事業（復興） 11億円

- ・ 被災市町村において、集落での話し合いを行い、今後の地域農業の再開のための計画を作成する場合に、計画の作成、その実現に向けた農地の集積等を支援

⑦ 被災者向け農の雇用事業（復興） 4億円

- ・ 農業法人等が被災農業者等を雇用して実施する実践的な研修の支援

（３）森林・林業の復興

○ 森林整備事業・治山事業（復興）＜公共＞ 113億円

- ・ 海岸防災林の復旧・再生を図るとともに、間伐等による「災害に強い森林づくり」を進め、復興木材の安定供給を推進

7 原子力災害対策の取組【戦略7】

① 農産物等消費拡大推進事業（復興） 1億円

- ・ 被災地等で生産された農林水産物等が、風評に惑わされることなく選択されるよう、消費拡大に向けたPRを実施

② 放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策（復興） 7億円

- ・ 農畜産物・農地土壌等について、放射性物質の実態調査等や検査機器の整備への支援を実施

③ 農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発（復興） 2億円

- ・ 放射性物質に高濃度に汚染された農地土壌等の安全な除染技術や減容・処分技術の開発、森林からの流出水中の放射性物質の挙動解明

④ 森林・林業における放射性物質等対策（復興） 20億円

- ・ 森林・林業における放射性物質対策に必要な調査、除染や拡散防止のための技術開発・実証等を実施

12 農地制度実施円滑化事業

【7, 557 (8, 416) 百万円】

対策のポイント

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

＜背景／課題＞

農地の貸借規制の見直し、農地の面的集積の推進、遊休農地解消等の強化等を内容とする農地法等改正法が平成21年12月に施行されました。これに伴い、現場で農地制度の運用を担う農業委員会の役割がますます重要となっていることから、農業委員会の機能が十分に発揮されるよう支援する必要があります。

政策目標

全ての農業委員会が新たな農地制度を適切に運用

＜主な内容＞

1. 農地制度実施円滑化事業費補助金 2, 181 (2, 999) 百万円
農業委員会等による農地の利用関係の調整、遊休農地解消に向けた取組、農地相談員の設置等に必要な経費を支援します。
2. 農地調整費交付金 98 (109) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付金として交付します。
3. 全国農業会議所事業費 13 (14) 百万円
全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査、農業委員会の資質向上のための活動等を支援します。
4. 農業委員会交付金 4, 744 (4, 764) 百万円
農業委員会法に基づき、農業委員会の事務を適切に行えるよう農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付します。
5. 都道府県農業会議会議員手当等負担金 521 (530) 百万円
農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担します。

補助率：10/10、定額、1/2以内
事業実施主体：農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所等

[お問い合わせ先：経営局農地政策課 (03-6744-2153 (直))]

農地制度実施円滑化事業

平成24年度予算概算決定額:7,557百万円

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

～農業委員会の体制整備の強化～

○農地制度実施円滑化事業費補助金(2,181百万円)

農業委員会等による農地の利用関係の調整、遊休農地解消に向けた取組、農地相談員の設置等に必要な経費を支援

- ・農地の利用関係の調整
- 〔農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介
権利移動の許可取消し等による農地のあっせん 等〕
- ・農地の利用状況調査などの遊休農地解消に向けた取組
- ・農地基本台帳の整備
- ・農地相談員の設置
- 等

○農業委員会交付金(4,744百万円)

農業委員会法に基づき、農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付

+

○農地調整費交付金(98百万円)

農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付金として交付

○都道府県農業会議議員手当等負担金(521百万円)

農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担

○全国農業会議所事業費(13百万円)

全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査や農業委員会の資質向上のための活動等を支援

17 農業者年金事業

【124, 559(124, 672) 百万円】

対策のポイント

- ・ 国民年金の2階部分として、農業者の老齢時に年金等を支給する事業を行います。
- ・ 意欲ある農業者に対し、経営を支援するため保険料の一部を助成し、農地等を経営継承して農業から引退した時に特例付加年金として支給します。

<背景／課題>

- ・ 昭和46年に創設された旧農業者年金（旧制度）は農業者の老後生活の安定とともに経営移譲の促進により、農業構造の改善に寄与してきました。
- ・ 平成14年に創設された新農業者年金（新制度）では、年金原資を自ら積み立てる方式を導入し、制度の安定を図るとともに、意欲ある農業者の経営を支援する仕組みになっています。

政策目標

独立行政法人農業者年金基金による農業者年金制度の適切な運用

<主な内容>

1. 農業者年金給付費等負担金 123, 328 (122, 825) 百万円
旧制度の受給者等に対し年金等を給付します。
2. 特例付加年金助成補助金 1, 232 (1, 847) 百万円
意欲ある農業者の負担軽減を図るため、保険料の一部を助成します。助成分の保険料は、特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

(関連措置)

3. (独) 農業者年金基金運営費 3, 341 (3, 364) 百万円
独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

補助率：定額
事業実施主体：(独) 農業者年金基金

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6738-6163 (直))]

6 戸別所得補償経営安定推進事業 [新規]

【7, 203 (0) 百万円】

対策のポイント

集落での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定め、その経営体への農地の集積が円滑に進むようにします。

<背景/課題>

- 食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指すところとされたところです。
- このため、戸別所得補償制度による農地の受け手となる多様な経営体の経営安定の確保、農地の受け手に対する規模拡大加算を前提に集落内での主体的判断により農地集積を促す仕組みを構築し、農業の体質強化を図る必要があります。

政策目標

土地利用型農業について、平地で20～30ha、中山間地域で10～20ha規模の経営体が大宗を占める構造を目指す（平成28年度）

<主な内容>

1. 地域農業マスタープラン作成事業

703百万円

市町村等が、集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）等を記載した地域農業マスタープランを作成するための取組に対して支援します。

※ 地域農業マスタープランの検討会メンバーの概ね3割以上は女性とします。

2. 農地集積協力金

6,500百万円

土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として（解消される見込みのない遊休農地を保有している者を除く）、農地利用集積円滑化団体等を通じて、地域農業マスタープランに位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合や、中心となる経営体の農地を連坦化させようとする場合に、市町村等がそれに協力する者に対して農地集積協力金を交付します。

協力する農業者が保有する農業用機械を処分（※）する場合には、市町村等に対し下記の基準により配分し、市町村等は配分された金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付。

0.5ha以下：30万円/戸

0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸

2.0ha超：70万円/戸

※ 農業用機械の処分には、譲渡人が当該農業用機械を再取得しないことを条件に地域の中心となる経営体へ無償譲渡する場合も含まれます。

補助率：定額
事業実施主体：市町村等

お問い合わせ先：

1の事業 経営局経営政策課 (03-6744-0577 (直))
2の事業 経営局農地政策課 (03-6744-2151 (直))

農地集積のための総合的な対策

- ・ 営農意向、第三者への農地の委任意向を確認しつつ、
- ・ 地域の中心となる経営体、そこへの集積と利用区分



等を決定

- ・ 地域農業再生協議会が中心となり、集落営農や法人等の代表者との協議を通じマスタープラン原案を検討。

※ 女性が概ね3割以上参画することを要件

市町村が集落ごとの「地域農業マスタープラン」を作成

【 今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の決定、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）等を記載。 】

遊休農地解消のための 農地法等の適正運用

農地法

農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導）

- ・ 農地利用状況の調査

- ・ 遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導

指導に従わない場合には、遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、都道府県知事による調停、特定利用権の設定等の手続へ移行

相続税納税猶予

納税猶予適用農地が遊休農地化している場合、納税猶予打切り手続きを確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けていれば、納税猶予継続可能）

贈与税納税猶予

納税猶予適用農地について貸し付けても納税猶予継続（貸付け時点で10年以上（65歳未満の場合には20年以上）の営農が必要）

集落内の話し合いによる農地集積の円滑な推進

戸別所得補償経営安定推進事業

（上記地域農業マスタープラン作成と合わせて72億円）

農地集積協力金

地域農業マスタープランに向けた話し合いの中で、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連担化が円滑に進むようにするため、そうしたプランを定めた市町村において、市町村等が農地集積に協力する者に対して農地集積協力を交付

- ① 土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として（解消される見込みのない遊休農地を保有している者を除く）、農地利用集積円滑化団体（農協、市町村、再生協議会等のマッチング機関）等を通じて地域農業マスタープランに位置づけられた地域の中心となる経営体に確実に引き受けられると見込まれる場合
- ② 中心となる経営体の農地を連担化させる場合に農地集積協力を交付

協力する農業者が保有する農業用機械を処分（※）する場合には、市町村等に対し下記の基準により配分し、市町村等は配分された金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付。

0.5ha以下：30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸
2.0ha超：70万円/戸

※ 農業用機械の処分には譲渡人が当該農業用機械を再取得しないことを条件に地域の中心となる経営体へ無償譲渡する場合を含む。

戸別所得補償制度の規模拡大加算

規模拡大加算（100億円）

〔交付要件〕

農業者戸別所得補償制度の加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権を取得した場合に、農地面積に応じて交付金を交付

〔交付単価〕

2万円/10a

7 新規就農総合支援事業 [新規]

【13,574(0)百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

＜背景／課題＞

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人／年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、40歳未満の若い就農者は1万3千人（平成22年）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。
- ・このため、食と農林漁業の再生推進本部における「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「新規就農を増やし、将来の日本農業を支える人材を確保する」こととされています。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指す

＜主な内容＞

1. 新規就農者確保事業

12,980百万円

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

また、青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修（最長2年間）に要する経費を支援します。

2. 農業者育成支援事業

595百万円

今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者教育機関等に対して支援します。

また、就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験の実施を支援します。

新規就農者確保事業 12,980(0)百万円

農業者育成支援事業 595(0)百万円

補助率：定額、1/2

事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469(直))]

青年新規就農倍増プロジェクト

就農開始

就農準備

(高校卒業後を支援)

法人正職員としての就農

独立・自営就農 (※)

経営確立

青年就農給付金(準備型) ①

- ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について年間150万円を最長2年間給付

所得の確保

最低賃金
(約820円×1800時間)
の確保

- 研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還

①+②+③
合計で
【24年度当初 130億円】
【23年度4次補正23億円】

技術の習得

農業経営者育成教育のレベルアップのための助成 【4億円】

法人側に対して農の雇用事業 ③ 【23年度4次補正予算 23億円】

研修経費として年間最大120万円を助成
(最長2年間)

機械・施設の導入

経営の複合化、多角化
等に必要なものを含む

農地の確保 就農相談

就農しようとする市町村等とよく相談し、地域農業マスタープランに位置付けてもらい、
・農地利用の目的をつける
・法人正職員としての就農の内定をもらう
などの事前準備を支援。

青年就農給付金(経営開始型) ②

- ・市町村の地域農業マスタープラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について年間150万円を最長5年間給付

- 市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り
- 所得が250万円以上ある場合は給付しない

※独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象

戸別所得補償制度

就農支援資金(無利子)

経営体育成支援事業
新規就農者への補助
補助率1/2 上限400万円

農地利用集積円滑化事業等により
農地利用を確保

スーパーL資金
経営体育成
支援事業
融資残補助
補助率
3/10以内

農業経営者育成教育機関に対する支援(4億円)

目的：就農希望者や経営発展を目指す農業者等のしレベルを向上させ、
今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすること

高度な農業経営者育成教育 を実施する教育機関

- 就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対し、高度な経営力や地域リーダーとしての人間力を養成するための教育を実施
- 上記の講義をインターネット等で、中核教育機関等に配信
- 中核教育機関の講師に対する研修を実施

連携

各県の農業経営者育成の 中核教育機関

県農業大学校等の学生数
平成22年度 約4,800名
(1学年 約2,400名)

中核教育機関の教育水準を向上させる取組に
要する経費の一部を支援

高度な経営者教育を実施する教育機関の取組
に対応した取組に要する経費の一部を支援

教育施設等の整備を支援

28 鳥獣被害防止総合対策

【11, 348 (11, 283) 百万円】

対策のポイント

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物被害金額は約200億円で推移しています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退や不作付地の増加をもたらす一因となっており、国産農産物の安定供給には鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっています。
- ・対策の実効性を確保するには、捕獲をはじめとする被害防止活動の担い手の確保や鳥獣被害対策実施隊の設置を進めていく必要があります。
- ・また、県域を越えて移動する鳥獣に対する広域的に連携した取組、地域の指導者の育成や捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の対策を推進することが必要です。

政策目標

事業実施地区における事業効果（鳥獣による被害金額の低減等）
292億円

<主な内容>

1. 地域ぐるみの鳥獣被害防止の取組に対する支援

鳥獣被害対策実施隊による捕獲や犬を活用した追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止のための取組に対し、都道府県を通じて交付金を交付し、支援します。

2. 県域を越えた広域的な取組等に対する支援

県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組や人材育成を国が直接採択事業により支援します。

強い農業づくり交付金のうち鳥獣被害防止対策 10, 811百万円

産地活性化総合対策事業のうち鳥獣被害防止対策 537百万円

補助率：定額、1／2以内等

事業実施主体：地域協議会、民間団体等

お問い合わせ先：

生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室（03-3591-4958(直)）

鳥獣被害防止総合対策

【11,348(11,283)百万円】

I 鳥獣被害防止の取組に対する支援(都道府県向け交付金)

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

1 ソフト対策

【事業実施主体】
地域協議会

【事業内容】

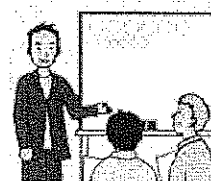
- 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動
 - ・ 発信器を活用した生息調査
 - ・ 捕獲機材の導入
 - ・ 犬を活用した追い払い
 - ・ 放任果樹の除去
 - ・ 緩衝帯の整備
 - ・ 捕獲に関する専門家の育成支援 等



モンキードッグ



捕獲機材の導入



狩猟免許講習会

【補助率】1/2以内

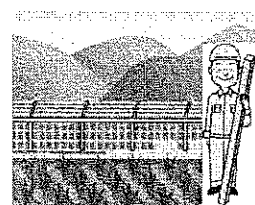
※ 新規地区や鳥獣被害対策実施隊等が行う取組は、定額(市町村当たり原則 2百万円以内)

2 ハード対策

【事業実施主体】
地域協議会、地域協議会の構成員

【事業の内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設※
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設
- 焼却施設等



侵入防止柵

【補助率】1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

II 県域を越えた広域的な取組に対する支援(国の直接採択)

- ・県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策に対する支援
- ・鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等の支援

「我が国の食と農林漁業の再生のための 基本方針・行動計画」に関する取組方針

平成23年12月24日
農 林 水 産 省

I. はじめに

これまで、戸別所得補償制度の導入、食の安全・安心の確保、農山漁村の6次産業化を三本柱として「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等に基づき、諸施策を推進しているところである。こうした中、所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面し、食と農林漁業の再生は待ったなしの課題となっている。

このような中、食と農林漁業の再生を早急に図るため、政府全体として「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）をまとめたところである。

本取組方針は、この基本方針・行動計画を地域で実際に進めるために、4次補正、24年度当初予算の決定を契機に、農林水産省としての具体的な取組の考え方をまとめたものである。

今後、農林水産省は、本取組方針をもとに、地域との意見交換等を行いつつ、施策を着実に実施し、食料自給率の向上（供給熱量ベース：50%、生産額ベース：70%）をはじめとする食料・農業・農村基本計画等に定める目標の達成を目指していくものとする。

II. 戦略ごとの取組方針

【戦略1】持続可能な力強い農業の実現

項目	取組方針
1. 地域農業マスタープランの策定	① 人と農地の問題を解決するための基本的なプランである「地域農業マスタープラン」を、徹底した話し合いを通じて、今後2年間程度で人と農地の問題を抱えるすべての市町村、集落で策定することを目指す。 ② 上記の取組が円滑に進むよう、初年度に各都道府県において重点市町村・重点集落を設定して強力に推進する。 ③ 平成24年度以降、地域農業マスタープランに記載された地域の中心

	となる経営体（以下、「中心経営体」という）の育成、農地の集積、新規就農等の実現に資するため、施策・事業を集中展開する。 <集中展開する施策・事業の例> ● 戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金）、新規就農総合支援事業のうち青年就農給付金（経営開始型）、スーパーL資金の金利負担軽減〔それぞれマスタープラン作成が前提〕 ● ほ場の大区画化のための基盤整備や水利施設の長寿命化 ● 高付加価値化のための施設整備
2. 農地集積の推進	① 戸別所得補償制度により、農地の受け手となり得る多様な経営体（個人・法人を含めた販売農家と集落営農）について、幅広く経営安定を図った上で、以下の施策により農地集積を加速化する。 これにより、土地利用型農業について、基本方針で示された規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す〔現状：3割〕。 ● 実際に受け手となる経営体に対する規模拡大加算 ● 地域農業マスタープランに位置付けられた中心経営体への農地集積に協力する者に対する協力金の交付 ● 農地法に基づく遊休農地解消措置の徹底活用 ● 相続税・贈与税の納税猶予の適用農地について、貸し付けた場合にも猶予を継続 ② 生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化については、中心経営体への農地集積を加速化するための整備に重点化して推進する。 特に、既に区画が整備されている水田の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水の整備については、農業者の自力施工等も活用して促進する。 また、耕作放棄地の再生利用を加速し経営規模の拡大にも資する。
3. 新規就農の増大	① 平成24年度以降、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、以下の施策・事業を集中展開する。これにより、毎年2万人の青年就農者の定着を目指す〔現状：毎年1万人〕。 ● 就農準備のため研修を受けている者に対する給付金の給付 ● 経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金の給付 ● 雇用就農を促進するために農業法人が実施する実践研修への支援 ② 平成24年度以降、地域のリーダー人材の層を厚くするため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関等に対する支援を開始する。 ③ 畜産については、離農した生産者の農場や施設等を補修・改修し、新規参入者に一定期間貸し付けた後、譲渡する取組により、新規就農を推進する。

4. 女性の能力の積極的な活用	① 地域農業の活性化や6次産業化への女性の能力の活用を図るため、農林水産施策における女性優先枠の設定、地域農業マスタープランづくりに際して女性の参画を要件化する等の措置を講じる。 ② 女性経営者相互のネットワークの形成や企業経営者等との交流機会の設定、情報交換等を推進する。
5. 農業経営者を客観的に評価する指標	平成23年度は農業者が自ら経営改善に活用するため、幅広く利用できる比較的簡易な指標から策定に着手し、平成24年度は農業法人等の経営内容にも対応した指標を策定する。
6. 農協系統組織	農協系統組織の以下の取組状況を定期的に確認する。 ● 持続可能な力強い農業の実現に向けた取組と実現後の姿を踏まえた事業体制の構築 ● 食品産業、量販店、商社などとの協力・連携による農産物の販売力の抜本的強化とそれを前提とした買取販売の拡大など農業者の経営発展に資する事業展開の強化 ● 資材メーカーなどとの協力・連携による国内に供給する資材価格の引下げ
7. 農業委員会系統組織	遊休農地解消措置等を含めた平成21年の改正農地法の運用の徹底を指導するとともに、その状況を見極めた上で、農業委員会系統組織のあり方について検討する。
8. 生産コスト低減に資する技術開発・流通合理化	① 食料自給率目標の達成に資するため、米粉用米や飼料用米、小麦等の多収品種や麦作との二毛作を拡大するための晩植栽培向き水稻品種、大豆の安定多収生産が可能な「大豆300A技術」等の普及を図る。 ② 稲、麦、大豆などの土地利用型作物において、地下水位制御システムや耕うん同時畝立て栽培法等の技術を組み合わせ、全国において、地域ごとの条件に応じた生産性の高い水田輪作体系の確立や低コストな省力・多収生産技術等を確立し、平成27年度までに作付体系の生産コストを平成20年比で5割程度削減する。 ③ 肥料のコスト低減に向け、肥料の生産・流通の構造改善を促す観点から、肥料銘柄数の削減等の効率的な生産・流通モデルの策定について、平成24年度中に調査・検討を行い、その結果を踏まえて、関係省庁・団体等と連携してその普及を推進する。また、土壌診断に基づく単肥施用等や地域の減肥基準の策定等、すみやかに現場の営農に取り入れる。

【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化

項目	取組方針
1. 農林漁業の6次産業化	以下の施策・事業を集中展開することにより、農林漁業・農山漁村の6次産業化を促進する。これにより、6次産業の市場規模を5年後に3兆円、10年後に10兆円に拡大させる。 ① 6次産業化の支援は、「六次産業化法」に基づく事業計画の認定を受けた事業者に対するものを基本とする。 ② 農林漁業者等による農林水産物の加工・販売、農山漁村の環境・資源を活かした観光・商品化等に取り組む6次産業化事業者への成長資本の提供やハンズオン支援（経営支援）を一体的に実施する「農林漁業成長産業化ファンド」を創設するため、次期通常国会への法律案の提出に向けて検討を進める。 ③ 上記のファンドによる支援のほか、地域密着型の6次産業化についての支援を推進する。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改革を促進するため、6次産業化の先達・民間の専門家（ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等）を活用する。
2. 国産農林水産物・食品の輸出戦略の立直し	輸出額1兆円水準〔現状：4,920億円〕を平成32年までに実現するため、「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて」（平成23年11月25日農林水産物・食品輸出戦略検討会取りまとめ）に基づき、 ア. 原発事故の影響への対応 イ. 国家戦略的なマーケティング ウ. ビジネスとしての輸出を支える仕組みづくり エ. 確かな安全性・品質の確保と貿易実務上のリスク等への適確な対応 オ. 海外での日本の食文化の発信 の5つの戦略に沿って、農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた各種取組を実施する。特に、原発事故の影響への対応やマーケティング体制の構築等については、迅速に取り組んでいく。
3. 日本農業の持ち味の再構築 (品質等を客観的に評価できる取組の拡大)	「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった持ち味を生かす環境保全型農業、農業生産工程管理（GAP）、HACCPなどの取組を拡大し、日本農業の持ち味の再構築を図る。 ① 平成26年度までに、エコファーマー累積新規認定数を34万件とすること、有機JAS認定農産物の生産量を平成19年度比50%増とすることを目標に、エコファーマーの育成、有機農業の取組、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を促進する。 ② 食品の安全性を向上させるため、「サーベイランス・モニタリング中期計画」（有害化学物質（平成23～27）及び有害微生物（平成24～28。策定中。）の5年計画）に基づき、食品に由来する健康リスク

	を把握するための汚染実態を調査する。必要に応じ低減指針を策定するとともに、農業生産工程管理（GAP）等に位置付ける。 ③ 付加価値の高い農業経営の確立等を視野に、地域特産作物等に使用できる農薬の登録拡大等を推進する。 ④ 国産農産物の信頼の確保、選好度の向上に資するよう、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月策定）に則した取組について産地への導入を推進するとともに、平成27年度までに農業生産工程管理の導入産地を3,000（現在の主要産地数約4,400）に拡大する。 ⑤ 平成24年度において、輸出志向の高い等の意欲的な事業者等に対し、品質管理体制強化のための情報提供及び人材育成の取組を推進することにより、HACCP手法の導入が遅れている中小規模層の食品製造事業者（年間販売金額1億～50億円）の導入率50%を目指す。 ⑥ 平成23年7月から全面施行された米穀等におけるトレーサビリティ制度の実施状況を踏まえつつ、米穀等以外の飲食料品についてのトレーサビリティ制度について検討する。また、消費者庁と連携し、加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大する。
4. 革新的な技術の開発・実用化と普及	① 農林水産物の高品質・高付加価値化、生産コストの大幅な低減などに関する研究開発を行うだけでなく、技術導入・普及するまでの一貫した取組に重点をおいて進める。具体的には、 ア. 園芸施設の精密環境制御技術、野菜中の機能性成分の濃度安定化技術など、これまで開発された数々の先端技術を現場の大規模経営体に導入実証し、平成25年度までに実際の経営レベルでの適用技術として最適化する。さらに、これら技術を組合せ、最適化し、実際の大規模経営体において、生産から加工・流通まで含む経営全体でみて収益性が確保できるか検証の上、最適な技術導入・経営手法をマニュアル化し、全国へ普及する。 イ. 研究資金の確保等、革新的な技術の開発・実用化・普及までの一連の成果の発現に向け安定的に研究を推進できる仕組みについて、平成24年夏頃を目途に方向性を示す。 ウ. 緑と水の環境技術革命プロジェクトを着実に推進し、農林水産業・農山漁村に関連する豊富な資源と他産業の持つ革新的技術の融合を図る取組を進める。 ② 平成23年8月の普及事業のあり方検討会の取りまとめに基づき、平成24年度から各都道府県に農業革新支援専門員を配置し、高度相談・支援部門を設置するとともに、関係機関との連携強化、新技術・新品種の導入・実証等により、技術指導・支援の体制を強化する。また、これらの改革の具体化を進めつつ、更なる制度の見直しを検討する。

5. 消費者との絆の強化	① 多様な都市と農村との交流を促進するため、グリーンツーリズムなど集落ぐるみの取組を進めるとともに、都市農業がもつ多様な役割の発揮に必要な市民農園の整備等を進める。 ② 東日本大震災を契機とする国民各層の社会貢献の機運の高まりを踏まえ、ボランティア活動等による協働活動に携わる人を増やすため、都市住民、企業、NPO等国民各層による農山漁村を応援するボランティア活動を促進するためのマッチング等を進める。 ③ 深刻化する鳥獣被害の軽減を図るとともに、捕獲鳥獣の食肉等の利用を進めるため、鳥獣被害防止施設に加え、捕獲鳥獣の処理加工施設の整備といった地域の総合的な取組を進める。 ④ 社会福祉事業と農林漁業の相互連携を進めるため、厚生労働省と連携し、福祉施設での農作業指導に高齢農業者が携わる等の取組モデルを平成23年度に作成する。 また、農林漁業と医療、介護、福祉との連携を図るため、民間企業や厚生労働省と連携し、医食農連携の事業化促進に向けたグランドデザインを平成23年度に取りまとめる。 ⑤ 消費者の食品安全に対する関心の高まりを受け、ホームページの充実やセミナーの開催等を通じ、食品安全に関する科学的でわかりやすい情報を提供し、消費者の食への理解を促進する。 ⑥ 中山間地域の活性化に資するため、都市と農村の交流の取組とも連携しつつ、中山間地域等直接支払、農山漁村活性化プロジェクト支援、中山間地域総合整備事業等を適切に推進する。 ⑦ ジャパンブランドの再構築に資するため、関係府省、関係事業者が連携し、平成23年度末までに日本の食文化等を発信する取組を開催・運営するための実行委員会を設立し、東日本大震災からの復興をテーマとしたプレイベントを開催する。平成24年度に国際シンポジウム等の開催を行うなど、本格的な実施を目指す。 ⑧ 企業や消費者が農林漁業・農山漁村を支援する取組を後押しするため、平成25年度までに、生産活動や資源管理活動の生物多様性保全面等における貢献度の評価手法とそれを活用した民間による資金面等の支援を促す仕組みを取りまとめる。
6. 農林水産物や日本の食文化の発信力の強化	① 地理的表示の保護制度については、国際的な動向を踏まえ、適切な時期に制度を創設できるよう、平成23年度中に有識者等による研究会を立ち上げる。 ② 関係団体、関係省庁の連携の下、平成23年11月に「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」において取りまとめられた報告書に基づき、文化審議会文化財分科会等での審議を経て、平成24年3月のユネスコへの申請を目指す。

7. 流通効率化	東日本大震災を契機として浮き彫りとなった課題等を踏まえつつ、食品産業の共通の目標や持続的発展に向けた取組等を示す方向で「食品産業の将来ビジョン」を平成23年度中に策定し、食品産業全体の将来展望や課題について官民で共有するとともに、これに基づき、流通効率化等各種施策を推進する。
----------	--

【戦略3】エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する

項目	取組方針
1. 地域主導の再生可能エネルギー供給の促進のための制度	再生可能エネルギー比率（総発電量に占める再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力）の割合）を今後3年間で3倍に増加できるよう、農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進する。そのため、食料供給と国土保全とを両立させる土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度について、次期通常国会への法律案の提出に向けて検討を進める。
2. 自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けた取組	① 農山漁村における再生可能エネルギーの導入可能性調査、農林漁業者等が参画した活用モデルの構築、地域における国産バイオ燃料の生産拠点の確立への取組を促進する。 ② 農業水利施設を活用した小水力等発電施設の整備を促進するため、施設導入に必要な各種協議調整等のソフト面、技術開発、施設整備等のハード面の双方からの取組を進める。 ③ 「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、微細藻類等農山漁村に存在するバイオマスを活用し、地域の特性を活かしたバイオ燃料の低コスト生産に向けた研究開発を推進する。

【戦略4】森林・林業再生

項目	取組方針
1. 森林・林業基本計画の推進	改正森林法（平成24年4月施行）に基づく新しい森林経営計画制度の普及定着を推進するとともに、搬出間伐や路網整備、集約化を支援する森林管理・環境保全直接支払制度の推進や以下の取組を活用して、多様な森林整備の推進と持続可能な森林経営の確立を図り、木材自給率50%目標の達成を目指す。

	① 森林施業のコスト等を明示する提案型施業の普及・定着、施業集約化に必要な合意形成を図る取組等を推進する。 また、地域の森林・林業を牽引するフォレスター、森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナー、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者を戦略的・体系的に育成する。 ② 林道（林業専用道を含む）、森林作業道が、それぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を加速化する。 ③ 中間土場や集出荷施設の整備、工場の大規模化、技術開発等により低コストで安定的な加工・流通体制の整備を推進する。 ④ 公共建築物等木材利用促進法に基づく国の機関の計画や地方自治体の方針の策定に向け積極的な働きかけや木造・木質化等を進めるとともに、再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入を踏まえた木質バイオマスの利用等を推進する。 ⑤ 地球温暖化防止対策として、京都議定書の第1約束期間終了後も、先進国の一員として森林吸収源対策に積極的かつ継続して取り組む。
2. 復興に必要な木材の安定供給	木材の復興需要に対応するため、被害を受けた沿岸部の木材加工施設等を迅速に復旧するとともに、全国規模で木材の安定供給体制を構築する。このため、「森林整備加速化・林業再生基金」により、搬出間伐の実施、路網や木材加工流通施設の整備等、川上から川下に至る総合的な取組を推進する。 こうした取組を通じて、国土交通省等と連携して、木造の復興住宅等の建設促進を図る。
3. 就業機会の創出等	① 森林資源を活用した新たな産業創出等、林業・山村の6次産業化を推進する。特に、里山林の再生に向け、木質バイオマスのエネルギー利用を含め、里山林に賦存する資源を活用するために地域住民が主体となった活動に関する里山林再生地域指針を策定することにより、全国での取組を拡大する。 ② 森林環境教育等を通じ都市と山村の協働を推進する。 ③ きのこと等特用林産物について、半加工品等新たな用途開発を推進するなど、その生産・販売を拡大する。

【戦略5】水産業再生

項目	取組方針
1. 水産基本計画の見直しと推進	東日本大震災による甚大な被害の発生、資源状況の低迷等、水産業をとりまく情勢が変化していることを踏まえ、平成23年度中に水産基本計画の見直しを行い、今後、新たな水産基本計画に基づく施策を的確に推進していくことにより、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図る。

2. 生産対策関係	収益性重視の生産体制への転換を促進するため、高性能漁船の導入や養殖生産の共同化等の新たな取組による収益性改善の実証事業を推進することにより、将来にわたり水産物の安定供給を担う経営体を育成する。
3. 担い手、資源管理・経営安定対策関係	① 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、新規就業希望者が円滑に漁業に就業ができるよう、漁業現場での長期実地研修等を推進する。 ② 適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、資源管理に取り組む漁業者に対する共済・積立ぶらすを活用した収入安定対策と燃油高騰等に対するコスト対策を実施する。
4. 漁協系統関係	漁協系統がその役割を的確に果たせるよう組織基盤を強化するため、欠損金解消に取り組む経営不振漁協の借入れに係る負担軽減を行うとともに、経営改善計画の策定・実行や監査体制の強化等の、漁協系統が取り組む組織改革を促進する。
5. 流通・加工対策、漁港の機能強化関係	① 安全な水産物の供給と水産物の輸出拡大を図るため、HACCPに基づく品質・衛生管理のガイドラインの作成や講習会の開催を通じ、水産加工場等の品質・衛生管理の取組を推進する。 ② 漁業経営の安定と国民への水産物の安定供給を図るため、水揚げ集中時に漁業者団体が水産物を買取り、漁期外に放出して供給の平準化を図る取組を促進する。 ③ 漁業者が定住できる漁村の形成や漁業者の所得の向上等を図るため、漁村において、漁業者団体、市町村、関係者から構成される協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、漁業・漁村の6次産業化等に資する取組等を推進し、産地の水産業の強化を図る。 ④ 東日本大震災等への対応を踏まえた次期漁港漁場整備長期計画を策定し、それに基づき、流通拠点漁港において、安全・安心な水産物の安定供給と施設の老朽化対策を図るため、高度衛生管理荷捌き所・岸壁等を整備し、流通・加工機能の強化等を推進する。

【戦略6】震災に強い農林水産インフラを構築する

項目	取組方針
1. 地震、津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し	① 被災地域の復旧復興については、政府の「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年8月）や「公共インフラの事業計画及び工程表」（平成23年8月、11月改定）、農林水産省の「農業・農村の復興マスタープラン」（平成23年8月、11月改定）や「水産復興マスタープラン」（平成23年6月）等に基づき、万全の対応を行う。

	② 東日本大震災等の教訓を踏まえ、農地、農業用施設の被害だけでなく、地域住民の生命、財産等の被害防止の観点も踏まえた耐震強化のための点検・調査や整備を推進する。また、国が造成した基幹的水利施設の突発事故による家屋浸水等の二次被害の防止や、被害軽減のための安全措置等の対策を平成24年度から本格的に実施する。 ③ 「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」（平成24年1月最終報告予定）の結果や、地域の合意形成及び地形条件等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災林の整備等を推進する。 ④ 東日本大震災等への対応を踏まえた次期漁港漁場整備長期計画を平成23年度までに策定し、それに基づき、大規模地震、津波のおそれの高い地域の漁港において、岸壁の耐震化や防波堤の強化、避難路の整備等を推進する。 ⑤ 次期土地改良長期計画について、「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に、 ア. 地域全体としての食料生産の体質強化 イ. 震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮 ウ. 農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生を政策課題として、平成23年11月に中間とりまとめを行ったところであり、平成23年度末を目途に閣議決定を行う。 ⑥ 農地・農業用水等の資源や施設の保全管理については、共同活動の実施による住民間のつながりが地域主体の速やかな復旧を可能としたことを踏まえ、地域コミュニティを活用した水路等の保全管理、水質・土壌等の保全や施設の長寿命化等の高度な取組を進めることとともに、NPO等の活用も含め、広域的な保全管理の実施体制を整備する。
2. 災害を想定した食品のサプライチェーン対策や飼料の安定供給対策	① 地震等の災害発生時にも食料供給に不安を生じないように、食品産業事業者の事業継続計画（BCP）策定を継続して推進し、平成24年度中に事業者間の協定を結ぶための指針を作成し、連携の強化を図る。 ② 緊急時においても円滑な食料供給を可能とする物流拠点を構築するため、被災地以外の食品関連業者、物流業者、地方自治体等の関係者もメンバーに含む協議会を設置し、東北地方をモデルケースとして、原材料調達、食料の輸送・在庫のあり方等について検討を行い、その成果を全国に普及させる。 また、食品製造業者、加工食品卸売業者等の共同・連携による被災地の物流拠点の構築を推進する。 ③ 畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、生産者団体に対し、飼料の保管数量の拡充、広域的相互融通体制の構築等について検討を要請するとともに、飼料メーカーとの間で災害時の飼料安定供給体制の整備のための課題について協議を進める。 また、官民の役割分担を踏まえつつ、官民トータルで飼料の適正な備蓄水準を確保する。

3. 食料安全保障マニュアルの見直し	震災・原発事故の教訓を将来に生かす観点から、これらを含む食料の安定供給に関する様々な不安要因（リスク）についての検証結果を年度内に取りまとめ、この結果に基づき平成24年夏頃を目途に食料安全保障マニュアルを見直す。
--------------------	--

【戦略7】原子力災害対策に正面から取り組む

項目	取組方針
1. 農地土壌モニタリング	① 平成23年度内に、福島県をはじめ15都県を対象に計3,000点以上の地点について計測した放射性物質の詳細な濃度分布図を作成し、除染や営農再開に資する。平成24年度以降も、農地土壌中の放射性物質濃度の経時的変化を調査する。 ② 森林を構成する植生や土壌等の放射性物質の濃度を調査・解析し、森林における放射性物質の挙動を明らかにし、必要な知見を収集する。
2. 除染	① 政府一体となって推進する中、特に農地についてはこれまで開発した除染技術の施工レベルでの実証を行う。 ② 農地除染を進めていく中で発生する課題に迅速に対処するために必要な技術開発や、放射性物質に汚染された農地土壌の減容・処分等の残された課題を解決するための技術開発を平成26年度まで実施する。 ③ 国自ら森林における放射性物質の低減や拡散防止等の技術検証・開発等に取り組み、技術情報を提供する。
3. 消費者への情報提供	① 農林水産物等の安全を確保するため、都道府県の検査計画の策定や検査体制の整備を推進するとともに、都道府県からの依頼に応じた農林水産物・農地土壌等の検査を実施する。 ② 農林水産物の放射性物質検査の結果等については、農林水産省のホームページ等、各種媒体を通じて、消費者等に適切な情報提供を行い、農林水産物に対する不安感の払拭と風評被害の防止に努力する。
4. 生産者への情報提供・技術指導	① 農作業の実施上の注意すべき事項、家畜の飼養管理、飼料生産・利用等に係る技術指導、関連事業や金融支援等の情報提供について、農林水産省ホームページや通知等を通じて、農業現場や関係自治体、団体への周知に努める。 ② 農家が安心して営農ができるよう、放射性物質吸収抑制に向けた指針等を、研究開発の成果も踏まえて作成し、情報提供、指導を実施する。また、平成23年度においては反転耕等の放射性物質吸収抑制技術の実証を実施するとともに、平成24年度においても吸収抑制対策事業を実施する。

	③ 国産粗飼料については、安全な畜産物の生産に資するため、牧草や稲わら等のモニタリング調査を詳細に実施すること、適切な飼養管理を徹底すること、牧草地の除染を進めること等の安全確保対策を実施する。 ④ 農業生産資材について、検査法の策定や検査への支援を開始する。 ⑤ 木材製品や特用林産物について、影響調査を継続実施する。また、きのこ原木等の安定供給プランの作成や放射性物質の影響を低減する栽培技術の検証を行う。 ⑥ 被災した農業者の受入れ可能な農山漁村地域における農地等の情報を提供し、受入れ可能な地域とのマッチングを推進する。その際、耕作放棄地の解消のための対策やハローワークを通じた雇用対策等との連携を図る。
5. 原子力損害賠償関係	原発事故で被害を受けた農林漁業者等への賠償については、東京電力による迅速かつ適切な賠償の実現に向けて、今後とも関係県や団体、東京電力等との連絡を密にし、必要な情報提供や働きかけを実施する。

Ⅲ. 施策推進上特に留意すべき事項

1. 地域対策等の推進に当たっては実効性を第一に考えることとし、推進主体についても、既存の考え方にとらわれず進めていく。例えば、地域コミュニティの活性化を推進するNPO団体や農業支援に協力する企業等の民間団体の活用も含め、最も効果的な施策推進の体制を検討していくこととする。
2. 各施策を推進する際には、従来以上に具体的な農産物の需要先を強く意識した仕組・体制を事業ごとに検討することとなる。

平成24年度農林水産関係予算のポイント

○平成24年度予算は「食と農林漁業の再生元年予算」と位置づけ、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく施策を集中展開。(計:1兆2,034億円<4次:1,574億円>)
 ○今後、「基本方針・行動計画」に基づく施策を、地域との連携を図りつつ着実に実施し、食料自給率の向上をいしめとする食料・農業・農村基本計画等に定める目標の達成を目指す。

【戦略1】持続可能な力強い農業の実現: 7,697億円<4次: 839億円>

- ・新規就農を増やし、将来の日本農業を支える人材を確保する
- ・平地で20~30haの土地利用型農業を目指す
- 【地域農業マスタープランの策定】
- >人と農地の問題の解決に向け、集落・地域の話し合いで決められる地域の中心となる経営体、そこへの農地集積、地域農業のあり方を記載した「地域農業マスタープラン」の作成を支援
 (地域農業マスタープラン作成事業: 7億円 【新規】 <4次: 2億円>)

【農地集積の推進】

- >戸別所得補償制度により、農地の受け手となり得る多様な経営体について、幅広く経営安定を図った上で、以下の施策により、農地集積を加速化。これにより、平地で20~30ha、中山間地域で10~20haの規模の経営体が5年後に耕地面積の大半(8割程度)を占める構造を目指す
- ①実効に受け手となる経営体に対する規模拡大加算
- ②地域農業マスタープランに位置づけられた地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者に対する協力金の交付
 (戸別所得補償制度: 所要額6,901億円; 農地集積協力金: 65億円 【新規】)
- >水田の畦畔除去等による区画拡大を含め、ほ場の大区画化・汎用化を推進
 (※ 中心となる経営体への農地集積を加速化する整備に重点化)
 (農地集積促進事業: 220億円 【新規】 <4次: 801億円> 等)

【新規就農の増大】

- >青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、以下の施策を実施。これにより、毎年2万人の青年就農者の定着を目指す
- ①就業前後の新規青年就農者への給付金の交付
- ②雇用就業を促進するための農業法人による実践的な研修に対する支援
- ③地域農業のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化
 (新規就農総合支援事業: 136億円 【新規】 <4次: 23億円>)
 (新規就農総合支援事業: 136億円 【新規】 <4次: 23億円>)

- >女性の能力の積極的な活用(農林水産施策における女性優先枠の設定(90億円の1割程度)や女性経営者相互のネットワーク構築等を支援: 2億円 【新規】)

【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化: 265億円<4次: 353億円>

- ・「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった持ち味を再構築する
- 【農山漁村の6次産業化・成長産業化】
- >6次産業の市場規模を5年後に3兆円、10年後に10兆円に拡大するため、
- >6次産業化事業への成長資本の提供やハブズオン支援を一体的に実施する農林漁業成長産業化ファンド(仮称)の創設(200億円(産投出資)【新規】+100億円(産投資付)【新規】)
- >6次産業化の先進・民間の専門家(ポランタリー・プランナー、6次産業化プランナー等)を活用し、農林漁業者等の経営改革を推進 等
 (6次産業化総合対策: 38億円 【新規】 <4次: 108億円>)
- 【国産農林水産物・食品の輸出戦略の立て直し】
- >農林水産物・食品の輸出額1兆円水準を平成32年までに実現するため
- >安全・品質管理体制や国際マーケティングの強化 等
 (輸出促進対策: 13億円 【新規】)
- 【日本農業の持ち味の再構築】
- >「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった持ち味を活かすため、環境保全型農業、農業生産工程管理(GAP)や危害分析・重要管理点(HACCP)などの取組を実施(環境保全型農業直接支援対策: 26億円 等)
- 【技術開発】
- >農林漁業の成長産業化に必要な先進的な技術の開発・実用化・普及を戦略的に推進

【戦略3】エネルギー生産への農山漁村の資源の活用促進: 38億円<4次: 28億円>

- ・再生可能エネルギー比率を今後3年間で3倍に増加
- >農山漁村に豊富に蓄積する土地、水、風、熱、生物資源等のエネルギー源を有効活用し、地域主導で再生可能エネルギー発電供給(農山漁村再生可能エネルギー導入事業: 12億円【新規】 <4次: 28億円> 等)
- >農林漁業成長産業化ファンド(仮称)の創設【新規】(再掲)

【戦略4】森林・林業再生: 1,266億円<4次: 144億円>

- ・木材自給率50%を目指し、森林・林業再生プランを推進する
- >集約化し計画的に撤出間伐を行う者への直接支払制度や丈夫で簡易な林業専用道の整備等を推進。集約化施策に必要な活動に対する支援を実施
 (森林管理・環境保全直接支払制度: 314億円 <4次: 29億円> 等)
- >森林・林業の再生に必要なフォレストスターや森林施業プランナー、現場技能者を戦略的・体系的に育成(森林・林業人材育成対策: 61億円 <4次: 44億円>)

【戦略5】水産業再生: 1,211億円<4次: 209億円>

- ・近代的・資源管理型で魅力的な水産業を構築する
- >資源管理に取り組み漁業者に対する収入安定対策及び燃料高騰等に対するコスト対策、漁船漁業の収益性向上の取組への支援等を実施
 (資源管理・漁業所得補償対策: 438億円、漁船漁業・担い手確保対策事業: 38億円 等 <4次: 138億円>)
- >漁村の6次産業化を通じて産地の水産業の強化。流通拠点漁港における高度衛生管理対策や水産資源の回復対策の推進(強い水産業づくり交付金: 45億円 <4次: 71億円>、水産基盤整備事業: 690億円)

【戦略6】震災に強い農林水産インフラの構築: [復興]1,516億円

- ・農林・農村の復興マスタープラン及び水産復興マスタープラン等に基づき実施

- <水産業の復興>
- >被災漁港の流通・防災機能の強化、地盤沈下対策等の実施(水産基盤整備事業: 250億円 等)
- <農業の復興>
- >被災農業者が地域で行う復旧の取組への支援等や農業水利施設の耐震性の強化等を支援
 (被災農家経営再開支援事業: 48億円、農業水利施設の耐震性の強化: 255億円 等)
- <森林・林業の復興>
- >沿岸防災林の復旧・再生や復興木材の安定供給等の推進(治山事業、森林整備事業: 113億円 等)

【戦略7】原子力災害対策に正面から取り組む: [復興]141億円

- >農林水産物の安全を確保するため、都道府県の検査体制の整備の推進及び農畜産物・農地土壌等の放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策(7億円)
- >農林水産物の放射性物質検査の結果等について、消費者等に適切な情報提供を行い、農林水産物への不安感を払拭し、風評被害の防止に努力
 (農畜産物等消費拡大推進事業: 1億円)
- >これまでの技術開発の成果等を踏まえ、農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発(2億円 等)

(※)各戦略毎の金額は、当該戦略に該当する主な事業(地域自主財源交付金、沖縄復興一括交付金(仮称)及び東日本大震災復興交付金(仮称)の計)を集計。計数の積み上げには、所要額を含む。



23 関経第707号
平成24年1月6日

長野県農政部長 殿

関東農政局経営・事業支援部長

法人の農業参入及び農業委員会のあり方に関するアンケート調査の実施について

日頃から、農地制度関係事務の適切な運営に御尽力いただき感謝申し上げます。

農業生産法人制度及び農業委員会制度については、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月28日閣議決定)において、農業生産法人制度については、「現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証する」、農業委員会制度については、「優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会がより一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討を行う」こととされています。

このため、農業生産法人の要件等や農業委員会の在り方について、実態や関係者の意見等を把握し、分析するための調査を別紙調査要領により実施することとしましたので、御協力願います。

規制・制度改革に係る対処方針（抜粋）

—平成22年6月18日閣議決定—

3. 農業分野

規制改革事項	①農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
対処方針	改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。＜平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論＞
規制改革事項	③農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）
対処方針	- 優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。＜平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論＞ ※ 当該見直しに当たっては、以下の点が考慮されるべきである。 ○手続き：審議内容の公開、最終判断の理由開示等、透明性を確保すべきである。 ○構成委員：客観性・中立性が確保されるような委員要件として、例えば以下のようなものが考えられる。 ・ 非利害関係要件を設定 ・ 少人数かつ専任の委員 ・ 被選挙権を有する農業者を認定農業者に限定 ・ 消費者・食品産業者等消費者の代表も参加させる ・ 各種専門家及び行政機関の代表も参加させる 等



(法人及び農委両調査対象)
市町村農業委員会事務局長 様

長野県農政部農業政策課長

法人の農業参入及び農業委員会のあり方に関するアンケート調査について (依頼)

このことについて、別添のとおり関東農政局生産経営・事業支援部長からアンケート調査への協力依頼がありました。

当該アンケート調査は、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成 22 年 6 月 28¹⁸日閣議決定)において、農業生産法人要件及び農業委員会のあり方について検証を行う等とされていることを受け実施されるものです。

つきましては、下記にご留意の上、調査票等の配布及び回答についてご協力をお願いします。なお、回答の提出先は関東農政局構造改善課となっておりますのでよろしくお願いします。

記

1 調査内容及び調査対象

調査内容	調査対象	備考
(1) 法人の農業参入に関する調査	①出資受入農業生産法人、②出資法人、③一般法人、④①以外の農業生産法人、⑤農業経営者、⑥農業委員会事務局担当者、⑦市町村農政担当者、⑧ J A 営農担当者	※1 左記①から④の対象となる法人については別添 A 農業参入調査対象農業委員会及び対象法人一覧のとおりです。 ※2 ④については、別添 A の対象一覧から 5 つの法人を各市町村農業委員会で抽出していただく必要があります。 ※3 ⑥から⑧については上記法人が営農している市町村の農業委員会等が対象となります。 ※4 ⑤農業経営者については、全国稲作経営者会議から直接発送されます。
(2) 農業委員会のあり方に関する調査	①農業経営者、②都道府県出先機関担当者、③都道府県農地保有合理化法人担当者、④農業委員会事務局担当者、⑤市町村農政担当者、⑥ J A 営農担当者	※1 ④の対象となる農業委員会は別添 B 農業委員会のあり方に関するアンケート調査実施農業委員会一覧のとおり(無作為抽出)。 ※2 ⑤については上記農業委員会のある市町村が対象となります。 ※3 ⑥については上記農業委員会を管轄している J A が対象となります。 ※4 ①農業経営者については、全国稲作経営者会議から直接発送されます。

※詳細は別添アンケート調査要領及びアンケート調査フローのとおり

2 農業委員会にお願いする事項

(1) 法人の農業参入に関する調査関係

ア 農業委員会事務局担当者の回答

イ 農業委員会以外の調査対象への調査票及び回答票の配布

①～④の法人、⑦市町村農政担当者、⑧JA営農担当者に対する調査票及び回答票の配布（法人、JAに対する協力依頼文を含む）

④については、5法人までが調査対象となっておりますので、5以上法人がある市町村については、別添Aの対象一覧から5法人を抽出の上、配布をお願いします。

(2) 農業委員会のあり方に関する調査

ア 農業委員会事務局担当者の回答

イ 農業委員会以外の調査対象への調査票及び回答票の配布

⑤市町村農政担当者、⑥JA営農担当者に対する調査票及び回答票の配布

3 期限等

【調査票等の配布期限】

市町村農業委員会→法人、JA、市町村農政担当 平成24年1月13日（金）まで

【回答期限】

各調査対象から関東農政局構造改善課あて直接回答 平成24年1月25日（水）まで

・回答方法 各調査対象から関東農政局構造改善課にFAX、メール等で直接回答

※市町村農業委員会、市町村農政担当、JA営農担当課からは回答入力シートに入力の上、メールで回答いただくようお願いします。

・回答先 関東農政局構造改善課吉野係員あて

メールアドレス teppei_yoshino@kanto.maff.go.jp

FAX番号 048-740-0081

ご不明な点の連絡先 Tel 048-740-0140

担 当	農業政策課農業団体・共済係
	杉山利広（係長）坂戸美紀子（担当）
電 話	026-235-7215（直通） 内線 3029
FAX	026-235-7393
E-mail	sakato-mikiko-r@pref.nagano.lg.jp

担 当	農業政策課農地調整係
	熊澤哲夫（係長）山浦裕道（担当）
電 話	026-235-7214（直通） 内線 3021
FAX	026-235-7393
E-mail	yamaura-hiromichi@pref.nagano.lg.jp

法人の農業参入及び農業委員会の在り方
に関するアンケート調査要領

1. 調査の目的

/8

「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 28 日閣議決定）において、①農業生産法人要件（資本、事業、役員）についての検証、②農業委員会の在り方の検証（客観性、中立性の向上）について平成 23 年度中に検討を開始し、できる限り早期に結論を得ることとされていることを踏まえ、当該検討に資するため、現場の実態把握と検討材料の収集を目的として、農業生産法人や関係機関・団体等に対するアンケート調査を実施する。

2. 調査の種類

次の 2 つの調査とする。

- (1) 法人の農業参入に関する調査（以下「農業参入調査」という。）
- (2) 農業委員会のあり方に関する調査（以下「農業委員会調査」という。）

3. 調査対象

調査対象は、次のとおりとする。

(1) 農業参入調査

- ① 平成 23 年 1 月現在で、一般法人からの出資を受け入れている農業生産法人（以下「出資受入農業生産法人」という。）（別添 A 参照）
- ② ①の農業生産法人に出資をしている法人（以下「出資法人」という。）（別添 A 参照）
- ③ 平成 23 年 10 月末現在で、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条第 3 項又は農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の農用地利用集積計画により農業に参入している法人（以下「一般法人」という。）（別添 A 参照）
- ④ ①又は③の法人が営農を行っている市町村において営農する①以外の農業生産法人（別添 A 参照）
- ⑤ ①又は③の法人が営農を行っている市町村において営農する農業経営者（稲作経営者会議会員）
- ⑥ ①又は③の法人が営農を行っている市町村の農業委員会（別添 A 参照）
- ⑦ ⑥の農業委員会のある市町村農政担当課
- ⑧ ⑥の農業委員会のある市町村を管内とする J A 営農担当課（なお、広域 J A 等で、⑥の農業委員会のある複数の市町村を管内とする J A についてはそれぞれの市町村毎に調査する。）

(2) 農業委員会調査

- ① 農業経営者（稲作経営者会議会員）
- ② 都道府県出先機関担当者（④の農業委員会を管轄する出先機関（複数の農業委員会を管轄する場合は、それぞれの農業委員会毎に調査を行う。））
- ③ 都道府県農地保有合理化法人担当者
- ④ 農業委員会事務局担当者（全国の農業委員会から無作為に3分の1を抽出（別添B参照））
 - 注.（1）の⑥と重複する農業委員会については、（1）、（2）の両調査を実施することとなる。
- ⑤ 市町村農政担当者（④の農業委員会のある市町村の農政担当者）
- ⑥ JA営農担当者（④の農業委員会の管内を管轄するJAの営農担当者（複数の農業委員会を管轄する場合は、それぞれの農業委員会毎に調査する。））

4. 調査内容（調査票）

(1) 農業参入調査

- ① 出資受入農業生産法人・・・別紙1のとおり
- ② 出資法人・・・別紙2のとおり
- ③ 一般法人・・・別紙3のとおり
- ④ ①以外の農業生産法人・・・別紙4のとおり
- ⑤ 農業経営者・・・同上
- ⑥ 農業委員会・・・別紙5のとおり
- ⑦ 市町村・・・別紙6のとおり
- ⑧ JA・・・別紙7のとおり

(2) 農業委員会調査

各調査対象共通・・・別紙8のとおり

5. 調査の実施方法

(1) 農業参入調査

4の(1)の①～④の各法人

ア 地方農政局（北海道は（農林水産省）経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、（都道府県を經由して）調査対象農業委員会にアンケート調査票及び回答票（①～④）、別添A及び別添a（法人への協力依頼文）を送付する。

イ 調査対象農業委員会はアンケート調査票及び回答票（①～④）（及び法人への協力依頼文）を調査対象法人に1月13日（金）までに FAX 若しくは郵送する。

ウ 調査対象法人は回答票を平成24年1月25日（水）までに FAX 若しくは郵送にて地方農政局に返信する。

エ 地方農政局（沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、平成24年1月25日（水）までに法人から郵送、FAX等で回答票を回収し、調査結果を集計シート（別添ア）に入力の上、経営局農地政策課調査グループあてにメールで報告する。

⑤ 農業経営者

全国稲作経営者会議に対し、同会議会員（出資受入農業生産法人又は一般法人が営農する市町村において営農する会員）に対する調査の実施を依頼する。（調査票の発送等については、経営局農地政策課が協力する。）

⑥ 農業委員会

ア 地方農政局（北海道は（農林水産省）経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、（都道府県を經由して）調査対象農業委員会にアンケート調査票及び回答入力シート（別添⑤）を送付する。

イ 地方農政局（北海道は（農林水産省）経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、平成24年1月25日（水）までに農業委員会からメールにより回答入力シートを回収する。

ウ 地方農政局（沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、回答入力シートを県別に取りまとめの上、経営局農地政策課調査グループあてにメールで報告する。

⑦ 市町村農政担当課

ア 地方農政局（北海道は（農林水産省）経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、（都道府県を經由して）⑥の農業委員会に市町村担当課へのアンケート調査票及び回答入力シート（別添⑥）の配布を依頼する。

イ 地方農政局（北海道は（農林水産省）経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、平成24年1月25日（水）までに市町村農政担当者からメールにより回答入力シートを回収する。

ウ ⑥のウと同じ。

⑧ JA営農担当課

ア 地方農政局（北海道は（農林水産省）経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、（都道府県を經由して）⑥の農業委員会にJA担当課へのアンケート調査票及び回答入力シート（別添⑦）の配布を依頼する。

イ 地方農政局（北海道は(農林水産省)経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、平成24年1月25日(水)までに JA 営農担当課からメールにより回答入力シートを回収する。

ウ ⑥のウと同じ。

(2) 農業委員会調査

① 農業経営者

全国稲作経営者会議に対し、同会議会員に対する調査の実施を依頼する（調査票の発送等については、経営局農地政策課が協力する。）。

② 農業委員会事務局担当者

(1) の⑥と同じ。

③ 市町村農政担当課

(1) の⑦と同じ。

④ JA 営農担当課

(1) の⑧と同じ。

⑤ 都道府県出先機関

ア 地方農政局（北海道は(農林水産省)経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、(都道府県（本庁）を経由して) ②の農業委員会の区域を管轄する都道府県出先機関にアンケート票及び回答入力シート（別添⑧）を送付する。

イ 地方農政局（北海道は(農林水産省)経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、平成24年1月25日(水)までに都道府県出先機関からメールにより回答入力シートを回収する。

ウ 地方農政局（沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、回答入力シートを県別に取りまとめの上、経営局農地政策課調査グループあてメールで報告する。

⑥ 都道府県農地保有合理化法人

ア 地方農政局（北海道は(農林水産省)経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、(都道府県（本庁）を経由して) 都道府県農地保有合理化法人にアンケート票及び回答入力シート（別添⑧）を送付する。

イ 地方農政局（北海道は(農林水産省)経営局農地政策課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）は、平成24年1月25日(水)までに都道府県農地保有合理化法人からメールにより回答入力シートを回収する。

ウ ⑤のウと同じ。

6. 調査期間

調査は、平成23年12月から平成24年1月にかけて行うものとし、地方

農政局（沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）から（農林水産省）経営局農地政策課グループへの報告は、平成24年1月31日（火）を期限とする。

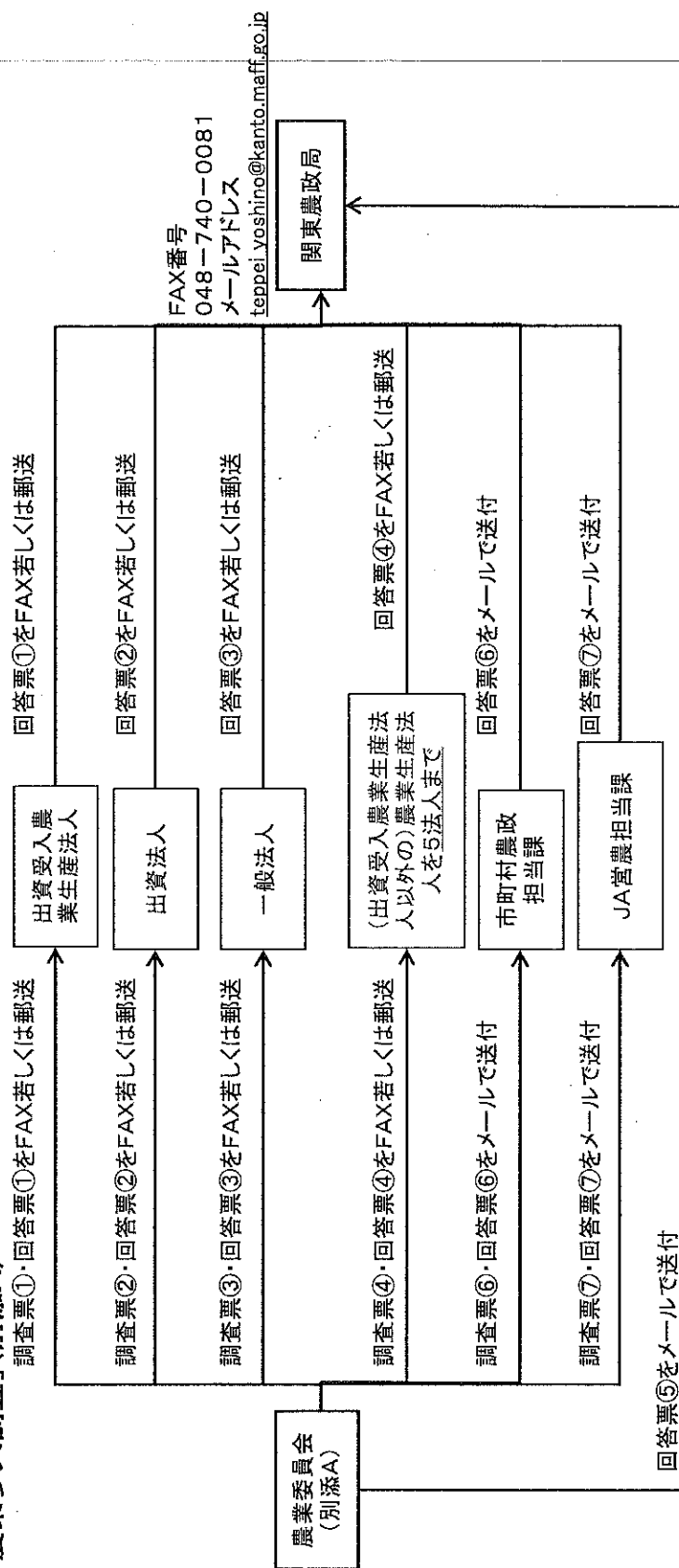
※上記の地方農政局のメール宛先は次のアドレスをお願いします。

teppei_yoshino@kanto.maff.go.jp

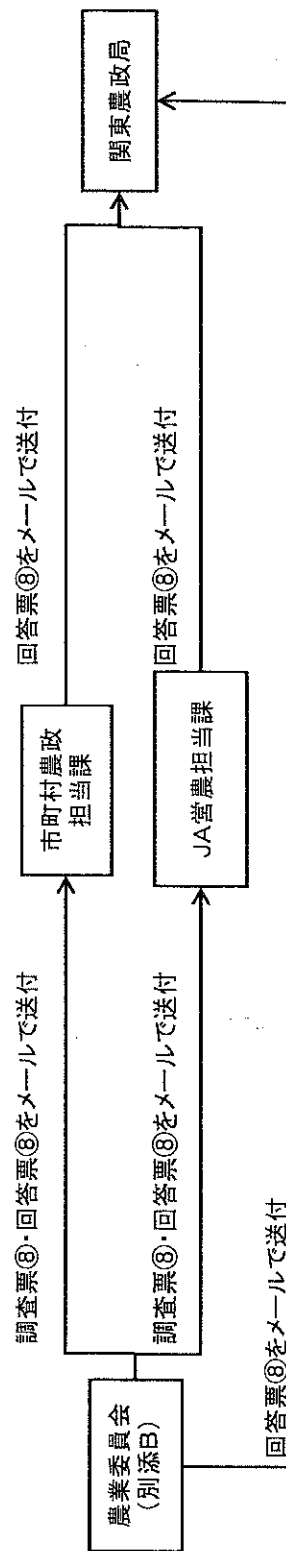
アンケート調査フロー

※1月13日(金)を目途に調査対象に調査票及び回答票を配布頂くようにご協力願います。
 ※調査対象には1月25日(水)を目途に関東農政局に回答頂くようお願いいたします。

「農業参入調査」(別添A)



「農業委員会調査」(別添B)



農業参入調査及び農業委員会調査対象

	農業参入調査	農業委員会調査
佐久		
小諸市	○	
佐久市	○	
佐久穂町		
小海村		○
南牧村	○	
南相木村		○
北相木村		○
軽井沢町	○	
御代田町		○
立科町		
佐久計	4	3
上小		
上田市	○	○
東御市		○
長和町		○
青木村		
上小計	1	3
諏訪		
岡谷市		
諏訪市		○
茅野市		
下諏訪町		
富士見町		
原村		○
諏訪計	0	2
上伊那		
伊那市	○	○
駒ヶ根市		
辰野町		
箕輪町		○
飯島町		
南箕輪村		
中川村		
宮田村		○
上伊那計	1	3
飯伊		
飯田市		
松川町		
高森町		
阿南町		○
阿智村		
平谷村		○
根羽村		
下條村		
売木村		
天龍村		○
天泰村		
喬木村		
豊丘村	○	○
大鹿村		
飯伊計	1	4
木曾		
木曾町	○	
上松町		
南木曾町		○
木祖村		
王滝村		
大桑村		○
木曾計	1	2

	農業参入調査	農業委員会調査
松塩筑安曇		
松本市	○	
塩尻市	○	○
安曇野市		
麻績村		
生坂村		○
山形村		
朝日村		
筑北村		○
松塩筑安曇計	2	3
北安曇		
大町市		○
池田町		
松川村		
白馬村		○
小谷村		
北安曇計	0	2
長野		
長野市	○	
千曲市	○	
坂城町	○	
信濃町		
飯綱町	○	
小川村		○
長野計	4	1
須高		
須坂市		
小布施町		○
高山村		
須高計	0	1
北信州		
中野市	○	
飯山市		
山ノ内町		
木島平村		○
野沢温泉村		
栄村		
北信州計	1	1
合計	15	25

農業協同組合

長野ハケ岳	○	○
佐久浅間	○	○
信州うえだ	○	○
信州諏訪		○
上伊那	○	○
みなみ信州	○	○
木曾		○
塩尻市	○	○
洗馬	○	○
松本市	○	
松本ハイランド	○	○
あづみ		
大北		○
ながの	○	○
グリーン長野	○	
ちくま	○	
須高		○
中野市	○	
志賀高原		
北信州みゆき	○	○
計	14	14

一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入
に関するアンケート調査票

都道府県名	農業委員会名	事務局体制

「事務局体制」欄には、農業委員会事務局が、市町村の農政担当部局との兼任体制である場合は「1」を、単独の体制の場合には「2」を記入して下さい。

以下の問1～5についてお聞きします。
農業委員会事務局としての考え方を回答してください。総会等にかける必要はありません。

問1 一般法人の農業生産法人への出資及び農業参入に対する基本的な考え方等について教えて下さい。

1-1 貴農業委員会における一般法人の農業生産法人への出資及び農業参入についての基本的な考え方を伺います。

- ① 一般法人の農業生産法人への出資を進めるべき。
- ② 一般法人の農業参入を進めるべき。
- ③ ①、②いずれの方法も進めるべき。
- ④ 耕作放棄地の有効利用につながるなら一般法人の農業生産法人への出資及び農業参入を進めるべき。
- ⑤ 地域の農地は地域の農業者で利用すべきであり、一般法人の農業生産法人への出資及び農業参入には消極的。
- ⑥ その他（ ）

1-2 貴農業委員会管内での一般法人の農業への参入は、一般法人の農業生産法人への出資による参入ですか、一般法人の農業参入ですか？

- ① 一般法人の農業生産法人への出資
- ② 一般法人の農業参入
- ③ ①と②の両方

(別紙5)

問2 一般法人が農業生産法人に出資した時又は農業参入した時の状況について教えてください。

2-1 一般法人が農業生産法人に出資した時又は農業参入した時に支援を行いましたか？(複数回答可)

(「農業生産法人への出資」「一般法人の農業参入」それぞれ該当する番号を回答)

	農業生産法人 への出資	一般法人の 農業参入
① 農地をあっせんした。		
② 農地の借入れ等に係る手続きについて相談対応を行った。		
③ 税制・金融等の農業経営に係る相談対応を行った。		
④ その他 ()		
⑤ 行っていない。		

2-2 一般法人が農業生産法人に出資した時又は農業参入した時の反応について伺います。

(1) 一般法人が農業生産法人に出資すると知った時又は農業参入すると知った時の地域の反応はどうでしたか？

(「農業生産法人への出資」「一般法人の農業参入」それぞれ該当する番号を回答)

	農業生産法人 への出資	一般法人の 農業参入
① おおむね好意的であった。		
② 批判的な意見があった。		
③ 特に反応はなかった。		

(別紙5)

(2) (1) で①と回答した場合、どのような点で好意的でしたか？(複数回答可)
 (「農業生産法人への出資」「一般法人の農業参入」それぞれ該当する番号を回答)

	農業生産法人 への出資	一般法人の 農業参入
① 周辺の農家が所有する農地の集積や農作業受託を行う地域農業の担い手となる。		
② 新たな雇用が創出され、地域の活性化につながる。		
③ 地域特産物の生産等、地域農業の振興につながる。		
④ 耕作放棄地の発生防止、解消になる。		
⑤ その他 ()		

(3) (1) で②と回答した場合、どのような点について批判的な意見がありましたか？(複数回答可)
 (「農業生産法人への出資」「一般法人の農業参入」それぞれ該当する番号を回答)

	農業生産法人 への出資	一般法人の 農業参入
① 地域の共同作業(共同防除、施設の共同利用、水利調整等)における調和が乱れる		
② 地域特産物の品質低下により地域農業への悪影響が出る		
③ 地域に定着せず数年で撤退して農地の管理が適切に行われなくなる。		
④ 農地が産業廃棄物の不法投棄のために利用されるおそれがある。		
⑤ その他 ()		

(別紙5)

問3 一般法人が農業生産法人に出資した後又は農業参入した後の状況等について教えてください。

3-1 一般法人が農業生産法人に出資した後又は農業参入した後の規模拡大に当たって支援を行いましたか？(複数回答可)

(「農業生産法人への出資」「一般法人の農業参入」それぞれ該当する番号を回答)

	農業生産法人 への出資	一般法人の 農業参入
① 農地をあっせんした。		
② 農地の借入れ等に係る手続きについて相談対応を行った。		
③ 税制・金融等の農業経営に係る相談対応を行った。		
④ その他 ()		
⑤ 行っていない。		

3-2 一般法人が農業生産法人に出資した後又は農業参入した後、それらの法人が地域農業との調和を図るためにどのようなことを行っていますか？(複数回答可)

(「農業生産法人への出資」「一般法人の農業参入」それぞれ該当する番号を回答)

	農業生産法人 への出資	一般法人の 農業参入
① 地域ぐるみの水利調整に参加		
② 無農薬や減農薬での栽培等、地域での栽培方法に配慮		
③ 地域で行われる共同防除に参加		
④ 地域の賃借料水準に配慮		
⑤ その他 ()		

(別紙5)

3-3 一般法人が農業生産法人に出資したこと又は農業参入したことが地域農業に対してどのような効果、影響を与えましたか？(複数回答可)

(「農業生産法人への出資」、「一般法人の農業参入」それぞれ該当する番号に回答)

	農業生産法人 への出資	一般法人の 農業参入
① 地域農業の受け皿として法人に対して農地集積が進んだ。		
② 新たな雇用を創出し、地域活性化につながった。		
③ 新規作物の導入により地域農業が活性化した。		
④ 地域における不況業種の救済につながった。		
⑤ 具体的なプラスの効果は挙げにくいですが、農業の一経営体として確立した。		
⑥ 新たに参入した結果、他の農業者との間でトラブルを引き起こすなど悪影響がみられる。		
⑦ 農産物の品質低下により市場評価が下落した。		
⑧ 地域になじまないため周辺農家が不安や不信をいっている。		
⑨ 地域には何の還元等もなく、メリットはなかった。		
⑩ その他 ()		

3-4 一般法人の参入では他の農業者との役割分担(共同作業等への参加)はどのようなことが行われていますか？(複数回答可)

- ① 地域農業の維持・発展のための話し合いに参加している。
- ② 道・水路、ため池の取り決めを遵守している。
- ③ ライスセンター等の共同利用施設の利用調整に参加している。
- ④ 獣害被害対策に協力している。
- ⑤ その他 ()

(別紙5)

3-5 一般法人が農業生産法人に出資したり、農業参入したりすることについての評価を教えてください。

(1) 貴農業委員会では、一般法人が農業生産法人に出資したり、農業参入したりすることについてどう評価していますか？

(「農業生産法人への出資」、「一般法人の農業参入」それぞれ該当する番号に回答)

	農業生産法人 への出資	一般法人の 農業参入
① 総合的にみてよかった。		
② 総合的にみて悪かった。		
③ どちらとも言えない。		

(2) (1) で①と回答した場合、よかったことはどのようなことですか？(複数回答可)

(「農業生産法人への出資」、「一般法人の農業参入」それぞれ該当する番号に回答)

	農業生産法人 への出資	一般法人の 農業参入
① 周辺の農家が所有する農地の集積や農作業受託を行う地域農業の担い手となった。		
② 新たな雇用が創出され、地域の活性化につながった。		
③ 地域特産物の生産等、地域農業の振興につながった。		
④ 耕作放棄地の発生防止、解消になった。		
⑤ その他 ()		

(別紙5)

(3)(1)で②と回答した場合、悪かったことはどのようなことですか？(複数回答可)

(「農業生産法人への出資」、「一般法人の農業参入」それぞれ該当する番号を回答)

	農業生産法人 への出資	一般法人の 農業参入
① 地域の共同作業(共同防除、施設の共同利用、水利調整等)における調和が乱れた。		
② 地域特産物の品質低下により地域農業への悪影響が出た。		
③ 地域に定着できず撤退したため農地の管理が適切に行われなくなった。		
④ 農地への産業廃棄物の不法投棄が見られた。		
⑤ その他 ()		

問4 貴農業委員会の一般法人の農地取得に関する見解等を教えて下さい。

4-1 一般法人に農地の所有権を取得させるべきという意見もありますが、どのように考えますか？

- ① 所有権の取得は、自由な処分権限を付与することになり、必ずしも農地としての農業上の利用が保証されなくなるため、適切ではない。
- ② 21年農地法改正で長期の農地の賃借権の設定が認められており、所有権取得を認めなくとも農業の安定経営は十分可能。
- ③ 農地としての農業上の利用が確保されるようにコントロール体制を強化した上で所有権を取得させてよい。
- ④ 一般法人も将来は地域農業の経営体として想定されることから、農地の所有権の取得も認めるべき。
- ⑤ 21年農地法改正で賃貸借による農地取得が認められており、その実績を見てからでないと判断できない。
- ⑥ その他 ()

4-2 農業生産法人の要件についてどのように考えますか？

(1) 法人形態要件について

<1> 法人形態要件を見直す必要がありますか？

- ① 見直す必要はない ② 見直すべき ③ わからない
↳ <2>、<3>の質問へ

(別紙5)

〈2〉 〈1〉で②と回答した場合、その理由は何ですか？(複数回答可)

- ① 株式譲渡制限のある株式会社のため公募による増資ができない。
- ② 出資を希望する会社等があるが、譲渡制限株式では出資に応じない。
- ③ その他 ()

〈3〉 〈1〉で②と回答した場合、どのような方向で見直すべきと考えますか？

- ① 株式会社について、株式の譲渡制限を撤廃すべき。 → 〈4〉の質問へ
- ② 株式の譲渡制限は維持しつつ、円滑な資本調達が可能となるような措置が必要。
- ③ その他 ()

〈4〉 〈3〉で①と回答した場合、株式譲渡制限を撤廃すると農業と無関係な者が株式を取得し、農業経営に悪影響を及ぼすとの声もありますが、どう考えますか？

- ① 事業の安定的な運営を確保するためにも円滑な資本調達を優先すべき。
- ② そうした懸念も考慮しつつ、円滑な資本調達が可能となるような措置が必要。
- ③ その他 ()

(2) 事業要件について

〈1〉 事業要件を見直す必要がありますか？

- ① 見直す必要はない ② 見直すべき ③ わからない

↳ 〈2〉、〈3〉の質問へ

〈2〉 〈1〉で②と回答した場合、その理由は何ですか？(複数回答可)

- ① 農業が小規模のため農外事業を主業としないと経営が立ちゆかない。
- ② 農業関連事業の範囲が経営の実態にあっていない。
- ③ その他 ()

〈3〉 〈1〉で②と回答した場合、どのような方向で見直すべきと考えますか？

- ① 売上の2分の1以上は維持すべきだが、農業関連事業の範囲を拡大すべき。 → 併せて拡大すべき範囲を示して下さい ()
- ② 売上の2分の1以上は維持すべきだが、売上高の算定期間(過去3年間)を延長すべき。
- ③ 売上の2分の1以上の要件を緩和すべき。 → 併せてどのように緩和すべきか示して下さい ()
- ④ その他 ()
- ⑤ わからない。

(別紙5)

(3) 構成員要件について

〈1〉 21年農地法改正において農業生産法人の構成員要件を見直し、加工業者等の一定の者について農業生産法人への出資制限を緩和（議決権の4分の1→2分の1）しました。この改正の評価について教えてください。

- ① より多様な主体が農業生産法人の経営に参画可能となり、十分な改正内容で高く評価できる。
- ② 一定の改善がなされており、ある程度評価できる。
- ③ 改善の余地があり、あまり評価できない →〈2〉、〈3〉の質問へ
- ④ 全く評価できない。 →〈2〉、〈3〉の質問へ
- ⑤ 改正から間もないため、わからない。

〈2〉 〈1〉で③又は④と回答した場合、その理由は何ですか？（複数回答可）

- ① 出資者が農業関係者と関連事業者に限定されるため広く資本を集められない。
- ② 関連事業者の議決権割合が制限されているため資本が集まりにくい。
- ③ その他（ ）

〈3〉 〈1〉で③又は④と回答した場合、どのような方向で見直すべきと考えますか？

- ① 農業関係者の範囲を拡大すべき。→ 併せて拡大すべき範囲を示して下さい。（ ）
- ② 関連事業者の範囲を拡大すべき。→ 併せて拡大すべき範囲を示して下さい。（ ）
- ③ 関連事業者でない者でも4分の1までは構成員として認めるべき。
- ④ 関連事業者でない者でも2分の1未満までは構成員として認めるべき。
- ⑤ 関連事業者の議決権を2分の1以上認めるべき。
- ⑥ その他（ ）
- ⑦ わからない。

(4) 役員要件について

〈1〉 役員要件を見直す必要がありますか？

- ① 見直す必要はない
- ② 見直すべき
- ③ わからない
↳ 〈2〉、〈3〉の質問へ

(別紙5)

〈2〉 〈1〉で②と回答した場合、その理由は何ですか？(複数回答可)

- ① 農地の権利提供者、農作業委託者である構成員が多いと、農業に常時従事する構成員を役員の過半にすることが難しい。
- ② 役員は企画管理等に時間を取られ、農作業に従事することが難しい。
- ③ その他 ()

〈3〉 〈1〉で②と回答した場合、どのような方向で見直すべきと考えますか？

- ① 農業に常時従事する役員、農作業に従事する役員は、ともに少人数でもいけばよい。
- ② 役員の農業の常時従事要件は維持すべきだが、役員の農作業従事要件を撤廃すべき。
- ③ その他 ()
- ④ わからない。

4-3 農地の賃借権の設定期間について伺います。

(1) 21年農地法改正において農地の賃借権の設定期間を20年から50年に延長しました。このことについてどのように考えますか？

- ① 賃借権でも長期にわたる安定した農業経営が可能となり、十分な改正内容で高く評価できる。
- ② 一定の改善がなされており、ある程度評価できる。
- ③ 改善の余地があり、あまり評価できない。 → (2) の質問へ
- ④ 全く評価できない。 → (2) の質問へ
- ⑤ 改正から間もないため、わからない。

(2) (1) で③又は④と回答した場合、その理由は何ですか？

- ① より長期の賃借権が認められるべき。
- ② 長期にわたる賃貸借契約は、当事者の後継者にも権利義務が引き継がれてしまうため、後継者への負担が大きい。
- ③ その他 ()

問5 一般法人が農業生産法人に出資した後又は一般法人が農業参入した後の撤退の状況について教えて下さい。

5-1 一般法人の農業生産法人への出資について伺います。

(1) 農業生産法人に出資した一般法人が撤退した事例がありますか？(複数回答可)

- ① 農業生産法人の構成員から一般法人が脱退した事例がある。
- ② 一般法人が出資する農業生産法人が解散した事例がある。
- ③ ①及び②の事例はない。

(別紙5)

(2)(1)で①及び②と回答した場合、そのようになった理由は何ですか？

- ① 農業生産法人要件の維持が困難になったため。 → (3)の質問へ
- ② 農業関係者と関連事業者の意見が対立したため。
- ③ 関連事業者の本業不振のため。
- ④ 関連事業者の方針転換のため。
- ⑤ その他()

(3)(2)で①と回答した場合、農業生産法人要件の維持が困難になった場合のその要件及び維持が困難になった理由は何ですか？

- ① 法人形態要件 ② 事業要件 ③ 構成員要件 ④ 役員要件

(維持が困難になった理由)

(4) 出資した一般法人が撤退した後の農地の利用状況はどうなっていますか？

(複数回答可)

- ① 農業生産法人が引き続き耕作している。
- ② 農業委員会等のあっせんで他の農業者が耕作している。
- ③ 受け手がなく、耕作放棄地となっている。
- ④ その他()

5-2 一般法人の農業参入について伺います。

(1) 農業参入した一般法人が農業経営から撤退した事例がありますか？(複数回答可)

- ① 一般法人が農地を返還して農業を廃止した事例がある。
- ② 一般法人が解散した事例がある。
- ③ ①及び②の事例はない。

(2)(1)で①及び②と回答した場合、そのようになった理由は何ですか？

- ① 思うように規模拡大ができなかったため。
- ② 栽培技術を確立できなかったため。
- ③ 農業収支が赤字で改善の見通しがたたなかったため。
- ④ 本業が不振となったため。
- ⑤ その他()

(3) 一般法人撤退後の農地の利用状況はどうなっていますか？(複数回答可)

- ① 農業委員会等のあっせんで他の農業者が耕作している。
- ② 農地所有者が耕作している。
- ③ 受け手がなく、耕作放棄地となっている。
- ④ その他()

—ご協力ありがとうございました—

農業委員会のあり方に関するアンケート調査票

以下の問1～3についてお聞きします。選択肢の番号に○を付けてご回答下さい。

問1 活動状況の評価についてお聞きします。

1-1 農業委員会は、地域の農地を守り有効利用を図るための活動を行っていますが、その活動状況をどう評価していますか？

- ① よく活動している。 →1-2の質問へ
- ② 活動はしているが内容には不満がある →1-3の質問へ
- ③ 活動は低調。 →1-4及び1-5の質問へ
- ④ どのような活動を行っているかよく分からない（活動が見えない）。
→1-6の質問へ

1-2 1-1で①と回答した方にお聞きします。農業委員会の活動のどのような点を評価していますか？（複数回答可）

- ① 農地集積や遊休農地対策のための農家への働きかけが積極的。
- ② 農地法に基づく許可業務（農地の権利移動の許可、農地転用に係る意見具申など）を公正・公平に行っている。
- ③ 農地パトロールなどで農地の利用状況を監視し、遊休農地や違反転用の防止に努めている。
- ④ 集落営農や担い手農家の育成に積極的に取り組んでいる。
- ⑤ 食育活動や農作業体験など地域の子供や消費者と積極的に交流。
- ⑥ その他（ ）

1-3 1-1で②と回答した方にお聞きします。不満に感じている理由は何ですか？（複数回答可）

- ① 農地集積のための農家への働きかけが形式的で粘り強い取り組みを行っていない。
- ② 農地パトロールなどの農地の利用状況の監視活動は行っているが、遊休農地や違反転用の是正措置を講じない。
- ③ 農地法に基づく許可業務（農地の権利移動の許可関係）について農家に甘く新規参入者に厳しいなど公正・公平に行っていない。
- ④ 農地法に基づく許可業務（農地転用に係る意見具申関係）について農家に甘く、事業者には厳しいなど公正・公平に行っていない。
- ⑤ 農地集積の促進について兼業農家の意見を優先し、担い手の声を聞かない。
- ⑥ 農地集積の促進について担い手農家の意見を優先し、兼業農家の声を聞かない。
- ⑦ その他（ ）

(別紙8)

1-4 1-1で③と回答した方にお聞きします。活動が低調と評価した理由は何ですか？(複数回答可)

- ① 農地集積や遊休農地対策のための農家への働きかけを行っていない。
- ② 農地パトロールなどの農地の利用状況の監視活動を行っていない。
- ③ 農地法に基づく許可業務(農地の権利移動の許可、農地転用に係る意見具申など)について、審議不十分又は公正・公平な審議が行われないまま業務が行われている。
- ④ 集落営農や担い手農家の育成に取り組んでいない。
- ⑤ 食育活動や農作業体験など地域の子供や消費者との交流活動を行っていない。
- ⑥ その他()

1-5 1-1で③と回答した方にお聞きします。その原因をどのように考えますか？(複数回答可)

- ① 農業委員は名誉職になっているから。
- ② 農業委員には兼業農家が多いから。
- ③ 農業員は農業関係者ばかりになっているから。
- ④ 農業委員会事務局の人手が不足しているから。
- ⑤ 農業委員会の活動に必要な予算が不足しているから。
- ⑥ その他()

1-6 1-1で④と回答した方にお聞きします。その原因をどのように考えますか？(複数回答可)

- ① 日頃、農業委員会と関わるのが少ない。
- ② 農業委員会は農地法に基づく許可業務(農地の権利移動の許可、農地転用に係る意見具申など)を行っているだけで、外部の人間の目に見える形の活動が少ない。
- ③ 農業委員会が、その活動状況をうまくPRできていない。
- ④ その他()

問2 担うべき機能のあり方についてお聞きします。

2-1 地域の農地を守り有効利用を図る上で、今後、特に重要と考えられる活動はどれですか？(複数回答可)

- ① 農地集積や遊休農地対策のための農家の合意形成。
- ② 農地法に基づく許可業務(農地の権利移動の許可、農地転用に対する意見具申など)の公正・公平な運用。
- ③ 農地パトロールなどの農地の利用状況の監視活動。
- ④ 地域の中心となる農業経営体(新規参入企業や集落営農組織等を含む)の育成。
- ⑤ 食育活動や農作業体験など地域の子供や消費者との交流。
- ⑥ その他()

(別紙8)

2-2 先般行われた行政刷新会議による「提言型政策仕分け」では、「農業委員会の歴史的使命は終わっている」、「農地流動化、農地集積は自治体の責任において行うべき」との指摘がありました。どのように考えますか？

- ① 農業委員会の役割は既に終わっており、農業委員会は廃止して市町村等他の機関に業務を移管すべき。 → 2-3の質問へ
- ② 農業委員会が必要だと思うが、果たすべき役割は見直すべき。 → 2-4の質問へ
- ③ 農業委員会の役割は評価でき、21年農地法改正による新たな役割を含め、今後とも引き続き重要。
- ④ 21年農地法改正で農業委員会の役割が増えたが、その改正から間がないのでよく分からない。

2-3 2-2で①と回答した方にお聞きします。次の業務はどの機関・団体が担うべきと考えますか。(①～⑥)のそれぞれについて該当する番号に○印)

(1) 農地集積や遊休農地対策のための農家の合意形成

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ JA ④ その他の農業団体
- ⑤ 民間企業 ⑥ その他 () ⑦ わからない

(2) 農地法に基づく許可業務

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ JA ④ その他の農業団体
- ⑤ 民間企業 ⑥ その他 () ⑦ わからない

(3) 農地パトロールなどの農地の利用状況の監視活動

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ JA ④ その他の農業団体
- ⑤ 民間企業 ⑥ その他 () ⑦ わからない

(4) 地域の中心となる農業経営体（新規参入企業や集落営農組織等を含む。）の育成

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ JA ④ その他の農業団体
- ⑤ 民間企業 ⑥ その他 () ⑦ わからない

(5) 食育活動や農作業体験など地域の子供や消費者との交流

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ JA ④ その他の農業団体
- ⑤ 民間企業 ⑥ その他 () ⑦ わからない

(6) その他（問1の1-2の(1)で⑥を回答した場合のみ）

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ JA ④ その他の農業団体
- ⑤ 民間企業 ⑥ その他 () ⑦ わからない

(別紙8)

2-4 2-2で②と回答した方にお聞きします。農業委員会の果たすべき役割をどのように見直すべきと考えますか？

- ① 農業委員会の業務を絞り込み、特定の業務に特化すべき。→2-5の質問へ
- ② 農業委員会の業務を絞り込む必要はないが、業務をより活性化し、そのやり方を改善すべき。→2-6の質問へ
- ③ その他 ()

2-5 2-4で①と回答した方にお聞きします。次の業務は農業委員会が行うべきと考えますか？((1)～(6)それぞれについてお答え下さい。)

(1) 農地集積や遊休農地対策のための農家の合意形成

- ① 農業委員会が行うべき → 2-6-(1)の質問へ
- ② 農業委員会以外の機関・団体が行うべき → 2-7-(1)の質問へ
- ③ わからない

(2) 農地法に基づく許可業務(農地の権利移動の許可や農地転用に係る意見具申など)

- ① 農業委員会が行うべき → 2-6-(2)の質問へ
- ② 農業委員会以外の機関・団体が行うべき → 2-7-(2)の質問へ
- ③ わからない

(3) 農地パトロールなどの農地の利用状況の監視活動

- ① 農業委員会が行うべき → 2-6-(3)の質問へ
- ② 農業委員会以外の機関・団体が行うべき → 2-7-(3)の質問へ
- ③ わからない

(4) 地域の中心となる農業経営体(新規参入企業や集落営農組織等を含む。)の育成

- ① 農業委員会が行うべき → 2-6-(4)の質問へ
- ② 農業委員会以外の機関・団体が行うべき → 2-7-(4)の質問へ
- ③ わからない

(5) 食育活動や農作業体験など地域の子供や消費者との交流

- ① 農業委員会が行うべき → 2-6-(5)の質問へ
- ② 農業委員会以外の機関・団体が行うべき → 2-7-(5)の質問へ
- ③ わからない

(6) その他(問1の1-2の(1)で⑥を回答した場合のみ)

- ① 農業委員会が行うべき
- ② 農業委員会以外の機関・団体が行うべき
- ③ わからない

(別紙8)

2-6 2-4で②と回答した方及び2-5の各項目で①と回答した方にお聞きします。農業委員会が行うべき業務をより効果的に行っていくためにはどうしたらよいと考えますか(2-5で①と回答した方は、回答した項目のみお答え下さい。)

(1) 農地集積や遊休農地対策のための農家の合意形成

- ① あっせんの申出を待つだけでなく、積極的に集落を巡回する等して農家・農地所有者の意向を把握すべき。
- ② 頻繁に集落座談会等を開催し、農家・農地所有者への説得・働きかけを行うべき。
- ③ 合意形成活動における農業委員の役割を明確に位置付け、農業委員全員が確実に実施するよう徹底すべき。
- ④ 集落の合意に反する遊休農地の所有者等に対する厳正な対応を徹底すべき。
- ⑤ 特に見直す必要はない(これまでどおりの対応でよい)。
- ⑥ その他 ()

(2) 農地法に基づく許可業務(農地の権利移動の許可や農地転用に係る意見具申など)

- ① 総会や農地部会での審議を必要に応じて柔軟に開催するようにすべき。
- ② 審議に当たっては、各項目毎により厳格に審査を行うべき。
- ③ 審議の中立性、客観性が確保されるよう、審議に当たっては農業分野以外の者の意見も聞くようにすべき。
- ④ 審議の中立性、客観性が確保されるよう、より詳細な議事録を作製・公表すべき。
- ⑤ 特に見直す必要はない(これまでどおりの対応でよい)。
- ⑥ その他 ()

(3) 農地パトロールなどの農地の利用状況の監視活動

- ① パトロールなどの頻度を増やして監視活動を強化すべき。
- ② 農家や住民から農地の利用状況について積極的に情報収集すべき。
- ③ 遊休農地や違反転用の位置や面積等を地図上で示して公表すべき。
- ④ 監視するだけでなく、遊休農地や違反転用を発見した場合に、直ちに所有者や業者を徹底指導する体制を整備すべき。
- ⑤ 特に見直す必要はない(これまでどおりの対応でよい)。
- ⑥ その他 ()

(別紙8)

(4) 地域の中心となる農業経営体（新規参入企業や集落営農組織等を含む。）の育成

- ① 農地の売買・貸借の意向を収集・整理し、公表すべき。
- ② 地域を中心となる農業経営体に対し、農地情報を提供し、農地をあっせんすべき。
- ③ 新規就農の窓口となって、新規就農希望者に対し、研修先の紹介、農地情報の提供、農地のあっせん、許可手続きまで、トータルで支援すべき。
- ④ 専門家による農業経営研修や先進事例の視察等を通じた農業委員の意識啓発が必要。
- ⑤ 特に見直す必要はない（これまでどおりの対応でよい）。
- ⑥ その他（ ）

(5) 食育活動や農作業体験など地域の子供や消費者との交流

- ① 学校やPTA等と連携し、農業や農地の大切さについて子供たちの意識啓発を図るべき。
- ② 都市住民に農作業を体験してもらうなど都市住民との交流を図り、地域農業に対する理解を向上させるべき。
- ③ 民間の観光農園や農業体験農園を積極的に誘致すべき。
- ④ 市町村のイベント等に積極的に参加し、農業や農地の大切さをPRすべき。
- ⑤ 特に見直す必要はない（これまでどおりの対応でよい）。
- ⑥ その他（ ）

2-7 2-5の各項目で②と回答した方にお聞きします。農業委員会以外でどの機関・団体が業務を行うことが望ましいとお考えですか？

(1) 農地集積や遊休農地対策のための農家の合意形成

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ J A ④ その他の農業団体
⑤ 民間企業 ⑥ その他（ ） ⑦ わからない

(2) 農地法に基づく許可業務（農地の権利移動の許可や農地転用に係る意見具申など）

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ J A ④ その他の農業団体
⑤ 民間企業 ⑥ その他（ ） ⑦ わからない

(3) 農地パトロールなどの農地の利用状況の監視活動

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ J A ④ その他の農業団体
⑤ 民間企業 ⑥ その他（ ） ⑦ わからない

(4) 地域の中心となる農業経営体（新規参入企業や集落営農組織等を含む。）の育成

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ J A ④ その他の農業団体
⑤ 民間企業 ⑥ その他（ ） ⑦ わからない

(別紙8)

(5) 食育活動や農作業体験など地域の子供や消費者との交流

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ J A ④ その他の農業団体
⑤ 民間企業 ⑥ その他 () ⑦ わからない

(6) その他(問1の1-2の(1)で⑥を回答した場合のみ)

- ① 市町村 ② 都道府県 ③ J A ④ その他の農業団体
⑤ 民間企業 ⑥ その他 () ⑦ わからない

問3 構成員のあり方についてお聞きします。

3-1 農業委員の活動

(1) 農業委員に期待する役割には、どのようなものがありますか？(複数回答可)

- ① 農地法の許可業務(農地の権利移動の許可や農地転用に係る意見具申など)に当たっての公正性及び公平性の確保。
② 農地集積や遊休農地対策のための農家への説得・働きかけ、合意形成の取りまとめ。
③ 農家や農地所有者からの相談の窓口。
④ 農地のあっせん・仲介。
⑤ 農地パトロールと農家や農地所有者への声かけ等による遊休化の未然防止。
⑥ 自ら農地の受け手として農地集積を進める等率先した農地集積や遊休農地対策への取り組み。
⑦ 特に期待する役割はない。
⑧ その他 ()

(2) (1)の役割を果たすために農業委員に必要なことは何ですか？(複数回答可)

- ① 農地集積や遊休農地対策に対する農業委員の意識改革。
② 農業委員のリーダーシップの発揮。
③ 農業委員同士の連携・助け合いの促進。
④ 農家や地域住民の協力。
⑤ 農業委員に対する研修・先進地視察の充実。
⑥ 農業委員のあり方を少人数かつ専任に変更。
⑦ 特にない。
⑧ 農業委員に対してこれ以上の活動を求めることは困難。→(3)の質問へ
⑨ その他 ()

(3) (2)で「農業委員に対してこれ以上の活動を求めることは困難」と回答した方にお聞きします。その理由は次のいずれでしょうか？(複数回答可)

- ① 農業委員は、本業が忙しく、農業委員活動に割ける時間が少ない。
② 農業委員はボランティアのようなもので、活動を強制できない。
③ 農業委員に対する農家の信頼が低く、農家の協力を得ることが困難。
④ 農業委員には、農地集積や遊休農地解消への熱意がない。
⑤ その他 ()

(別紙8)

3-2 農業分野以外の者の意見の反映

(1) 農業委員会の業務・活動がよく分からない、農地法上の許可業務に透明性がない、組織構成が農業関係者ばかりで判断が偏っている等との批判に応えるためには組織の中立性・客観性を確保する必要がありますが、そういう観点から農業委員会が業務を行うにあたって、農業以外の分野の人の意見も聞くべきという見解については、どのように考えますか。

- ① 現在の構成員で適切な業務ができているので、農業分野以外の人意見を聞く必要はない。
- ② 農業分野以外の人意見も反映させるべき。 → (2)の質問へ
- ③ わからない。

(2) (1)で②と回答した場合、どのような立場で意見を反映させるべきと考えますか？

- ① 新たに構成員に加えるべき。 → (3)の質問へ
- ② 構成員ではないが、何らかの立場を与えた上で意見を反映させるべき。
→ (4)の質問へ
- ③ その他 ()

(3) (2)で①と回答した場合、どのような人を構成員に加えることが望ましいと考えますか？(複数回答可)

- ① 農業委員会の権限や業務と利害関係のない人
- ② 消費者の代表や食品産業者
- ③ 各種専門家(弁護士、司法書士、中小企業診断士等)
- ④ 行政機関の代表
- ⑤ その他 ()

(4) (2)で②と回答した場合、どのような人の意見の反映が望ましいと考えますか？(複数回答可)

- ① 農業委員会の権限や業務と利害関係のない人
- ② 消費者の代表や食品産業者
- ③ 各種専門家(弁護士、司法書士、中小企業診断士等)
- ④ 行政機関の代表
- ⑤ その他 ()

(5) 農業以外の分野の人を構成員としたり、農業以外の分野の人に何らかの立場を与えて意見を反映させた場合の効果をどのように考えますか？(複数回答可)

- ① 農業経営に役立つ支援・助言等が期待できる。
- ② 農家や農業法人が消費者団体や食品企業と提携する際の窓口になってもらえそう。
- ③ 農業委員会活動の活性化には、農業以外の発想や視点が必要。
- ④ 農家や地域住民への厳しい指導が期待できる。
- ⑤ 農地法の許可業務の公正・公平な運営が期待できる。
- ⑥ かえって弊害がある。 → (6)の質問へ
- ⑦ その他 ()

(別紙8)

(6)(5)で「かえって弊害がある」と回答した方にお聞きします。具体的にどのような弊害があると考えますか？(複数回答可)

- ① 農業の現場をよく知っている農家・農業関係者でなければ、農地集積や遊休農地対策のための農家の合意形成を図れない。
- ② 農業の現場をよく知っている農家・農業関係者でなければ、農地の利用状況の監視活動を行っても、是正指導等が円滑にできない。
- ③ 農家に信頼される人でなければ、地域の中心となる農業経営体(新規参入企業や集落営農組織等を含む。)の育成を効果的に進めていくことはできない。
- ④ 農業の知識や経験がないと農地法に基づく許可業務を公正・公平に運用できない。
- ⑤ 農業の知識や経験がないと食育活動や農作業体験など地域の子供や消費者との交流活動を行うことはできない。
- ⑥ その他 ()

—ご協力ありがとうございました—

各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策

- 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)
- 新規就農
- 農地集積

(未定稿)

平成 2 3 年 1 2 月

農林水産省

○ 力強い農業構造実現に向けて、人の農地の問題を解決しましょう	2
○ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)	3
・ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成のメリット	4
・ 人・農地に関する施策の体系	5
・ 人・農地プラン作成の進め方	6
・ 地域農業マスタープランの作成例	9
○ 新規就農	10
・ 新規就農対策の全体像	11
・ 青年就農給付金の給付要件	12
・ 青年就農給付金の実施体制	13
・ フォローアップの体制	14
・ 農の雇用事業	15
・ 農業経営者育成教育機関に対する支援	16
○ 農地集積	17
・ 農地集積対策の全体像	20
・ 農地集積の支援の考え方	21
・ 農地集積協力金の概要〈経営転換協力金〉	22
・ 農地集積協力金の概要〈分散錯図解消協力金〉	23
・ 規模拡大加算の要件	24
・ 農地に係る贈与税の納税猶予の特例等の創設	
・ 農地法に基づく遊休農地対策について	
○ スーパーL資金の金利負担軽減措置	

○ 力強い農業構造実現に向けて、人と農地の問題を解決しましょう

	地域の中心となる経営体（法人を含む）が存在する地域 （農業集落の50%程度）	核となる集落営農が存在する地域 （農業集落の15%程度）	地域の中心となる経営体も核となる集落営農も存在しない地域 （農業集落の35%程度）
人・農地プラン（集落・地域で話し合って作成）			
基本方向	○ 地域の中心となる経営体への農地集積 等	○ 集落営農への農地集積 ○ 集落営農の法人化 等	○ 集落営農を組織し、そこへ農地集積し、法人化 又は ○ 新規就農の推進 又は ○ 地域外の農業者への作業委託の推進 等
新規就農	青年新規就農増プロジェクト		
集落営農の組織化・法人化			○ 戸別所得補償制度による集落営農の法人化支援（40万円） ○ 地域再生協議会による集落営農の組織化の支援
農地集積		農地集積のための総合的な対策	
機械・施設の導入 （経営の複合化・多角化） （等に必要なものを含む）	○ 経営体育成支援事業 ○ 6次産業化推進整備事業 ○ 各種融資制度（スーパール資金、経営体育成強化資金、就農支援資金 等）		

○ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成のメリット

平成24年度予算 【7億円】
平成23年度4次補正予算【2億円】

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

- ☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、
集落・地域における話し合いによって、

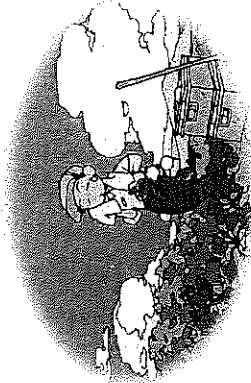
- ◎ 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

などを決めていただきます。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

- ☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金(経営開始型)
(原則45歳未満で独立・自営就農する方)
※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金
(中心となる経営体に農地を提供する方)
- ◎ スーパーし資金の当初5年間無利子化
(認定農業者)

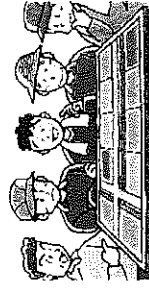


〈集落における話し合いにあたって〉

- マスタープランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

〈早期のマスタープラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めにプラン作成に向けた話し合いを始める必要があります。



といった支援を受けることができます。

3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

- ☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。
☆ 一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとすると

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

〈新規就農者のマスタープランへの位置付け〉

- 新規就農者は、マスタープランに位置付けられることが見込まれれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。

○ 人・農地に関する施策の体系

人・農地プランの作成

地域農業マスタープラン作成事業(4次補正予算でも措置)

〔戸別所得補償経営安定推進事業〕

地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体等を定めた人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成に必要な、集落の合意形成活動等を支援

人・農地プランと関係するもの

青年就農者の定着支援

青年就農給付金(経営開始型)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を給付(年間150万円)

農地の利用集積を促進

農地集積協力金

〔戸別所得補償経営安定推進事業〕

地域農業マスタープランに位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合に、市町村等が、それに協力する者に対して協力を交付。

スーパーL資金の金利負担軽減

スーパーL資金の金利負担軽減措置

〔農業経営基盤強化資金〕

地域農業マスタープランに地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者については、貸付当初5年間の金利を利子助成により実質無利子化。

人・農地プランとは直接関係しないもの

青年就農者の定着支援

青年就農給付金(準備型)

青年の就農意欲を喚起するため、就農前の研修期間(2年以内)の所得を確保する給付金を交付(年間150万円)

雇用就農の促進

農の雇用事業

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が雇用就農者に対して実施する実践研修(最長2年間)に要する経費を助成。

農業経営者育成教育機関に対する支援

農業教育の強化

今後の地域リーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者教育機関等に対して支援。

○ 人・農地プラン作成の進め方

1 人・農地プランは、作成する地域の農業事情に応じて

最もふさわしい方法で進めて下さい。

- ➡ その地域に、中心となる農業経営や集落営農があれば、これらの経営体も入って、地域農業の将来像をどう描くかを話し合うとよいでしょう。
- ➡ そうした経営体がなければ、今後、集落営農をどう作っていくか、新規就農者や地域外の農業者をどう入れるかなどを話し合うとよいでしょう。

2 人・農地プラン作成の一般的な手順

- ➡ 集落・地域における話し合いがうまくいくかどうかは、市町村、関係機関の事前準備にかかっています。
- ➡ 話し合いの前に、農家の意向確認や中心となる経営体の候補との意見交換などを行っておくことがスムーズな話し合いにつながります。



市町村・関係機関が行うこと(例)

- 地域内の農業者に対し、地域農業の将来の見通し
- 〔農地の有効利用、継続可能な経営〕
 - 地域農業の今後の方向性
 - 中心となる経営体どこにするか、どう創るか、新規就農等をどうするかなど
 - 自らの経営や農地を今後どうするか。
- 等をアンケート等で確認。
- 集落のリーダー役と話し合いの段取りについて打ち合わせ

集落・地域における話し合い

- 集落・地域内の多くの方に（経営者だけでなく、奥さんや息子等も）参加し、発言してもらう
- 市町村、協議会のメンバーとなる方々も参加
- アンケート結果等を基に、
 - ・ 誰が地域農業の中心となるか
 - ・ 今いなければどうするか
 - ・ そこへの農地集積をどう進めるかを話し合ってもらう。
- 〈検討のポイント〉
 - 中心となる経営体がいれば、その経営体を中心に地域農業の発展形を構築
 - いなければ、どうするかを検討
 - 次世代の担い手として、青年就農者を積極的に位置付け
 - 担い手不足の地域では、集落営農の組織化等も選択肢。

市町村による検討会の開催

- 市町村は、左の話し合いを受けて、人・農地プラン原案を作成
- 市町村は、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、原案の妥当性等を審査・検討する。
- 〈検討会メンバー〉
 - 地域農業再生協議会のメンバーであるJA、農業委員会、土地改良区等関係機関のほか、必ず大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者等が出席
- 〈メンバーの概ね3割は女性〉
 - 女性農業者等の他、関係機関からも役職を問わず女性等が出席



適当と判断されたものは

市町村がマスタープランとして正式決定

○ 地域農業マスタープランの作成例

◇◇地区農業マスタープラン(イメージ案)

※ 前回のイメーజ案において、「その他の農業者」全てについて記載することとしていた個人名等を省略できるように様式を修正しました。

市町村名	郵便／地名	当初作成年月	更新年月(回目)
〇〇市	〇〇地区(市轄・乙寄線)	平成24年8月	

[illegible]

取組事項	状況	コメント
1. 総合的	○	【取入部】
2. 水産	○	【取入部】
3. 林業	○	【取入部】
4. 畜産	○	【取入部】
5. 加工	○	【取入部】
6. 流通	○	【取入部】
7. 消費	○	【取入部】
8. 環境	○	【取入部】
9. 社会	○	【取入部】
10. その他	○	【取入部】

別紙: 地域の中心となる経営体に対する農地の集積計画表(工程表)

地域の中心となる経営体 (氏名)	土地利用型農業に係る 経営面積・経営規模			地域の中心となる経営体に対して貸付等が予定されている農地								採択事業	
	現状 [平成22年度] (ha)	計画 (ha)	目標年度	耕地番号	地目	地名、地番、大字、 字、集落地番	貸付け等の区分 (㎡)			貸付等の 予定年度	経営 転換 協力金	分散 借入 協力金	市町村 特認
							売渡	貸付	作業委託				
A法人 (a氏)	13	23	28	0001	田	001	2,000			24			
				0002	田	002		3,000		28	○		暗渠
				0003	田	003		3,000		25		○	客土
				.	.	.							
				.	.	.							
B集落営農組合 (b氏)	10	19	28	0001	田	△△1			2,000	25	○		
				0002	田	△△2			2,000	26	○		
				0003	田	△△4			1,000	28		○	
				.	.	.							
				.	.	.							

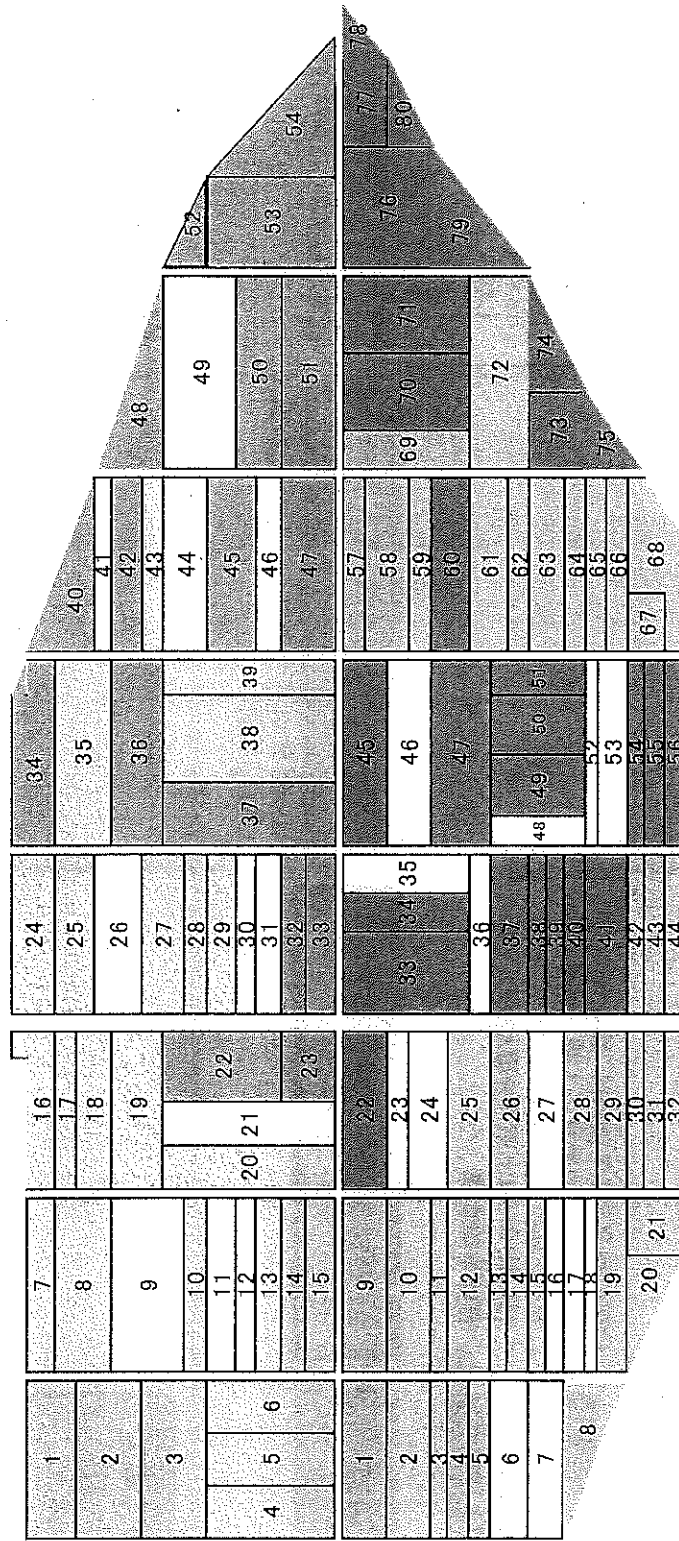
〔上記以外の農地の情報〕

耕田地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	面積 (m ²)	農地の状態	将来的な農地利用計画
0001	田	009	3,000	自作	A法人への貸付けについて調整中
0002	田	0011	1,000	自作	貸付け期間満了(H29)に伴い、A法人に貸付け予定
.	.	.	.	.	
.	.	.	.	.	

注①: 集積計画の内容が円滑に取り組まれるよう、集落の農地の図面に、地域の中心となる経営体を受け持つ区域(範囲)を記載するとともに、地域の中心となる経営体の経営農地及び貸付等の意向をもっている者の貸付等の予定農地について記載して下さい。

注②: 農地地番を公表する際は、財産処分等個人情報にかかわりますので留意する必要があります。

【参考】集積計画表に基づく図面



- は、現在A法人が経営する農地です。
- ▤ は、現在B集落営農組合が経営する農地です。
- ▥ は、引き続き自営により営農継続する者の農地です。
- ▧ は、A法人と連携して貸付け等を予定している者の農地です。(集積計画表に基づき貸付け等の予定年度を筆毎に記入下さい)
- ▨ は、B集落営農組合と連携して貸付け等を予定している者の農地です。(集積計画表に基づき貸付け等の予定年度を筆毎に記入下さい)

○ 新規就農対策の全体像

新規就農総合支援事業の全体像【136億円】
23年度4次補正予算(農の雇用事業)【23億円】

就農準備
(高校卒業後を支援)

就農開始

法人正職員としての就農

独立・自営就農 (※)

経営確立

青年就農給付金(準備型) ①

・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について
・年間150万円を最長2年間給付

所得の確保

最低賃金
(約820円×1800時間)
の確保

①+②+③

合計で
【初年度分130億円】
【23年度4次補正23億円】

技術の習得

機械・施設の導入

経営の複合化、多角化
等に必要なものを含む

農地の確保
就農相談

就農しようとする市町村等とよく相談し、
人・農地プランに位置付けてもらい、
・農地利用の目途をつける
・法人正職員としての就農の内定をもらう
などの事前準備を支援。

法人正職員として最低賃金以上を確保

法人側に対して農の雇用事業 ③
【23年度4次補正予算 23億円】

研修経費として年間最大120万円を助成
(最長2年間)

青年就農給付金(経営開始型) ②

・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について
・年間150万円を最長5年間給付

○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り
○所得が250万円以上ある場合は給付しない

※独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象

戸別所得補償制度

就農支援資金(無利子)

経営体育成支援事業
新規就農者への補助
補助率1/2 上限400万円

スーパージン
経営体育成
支援事業
融資残補助
補助率
3/10以内

農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保

が新規就農総合支援事業で実施する内容

○ 青年就農給付金の給付要件

準備型（研修期間中）

(1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること

(2) 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと

(3) 研修計画が以下の基準に適合していること

➢ 都道府県が認める研修機関・先進農家等で概ね1年以上

(1年につき概ね1,200時間以上)研修する(※)

(※)既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が1年以上の場合には給付対象

(4) 常勤の雇用契約を締結していないこと

(5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

返還

(1) 適切な研修を行っていない場合

➢ 研修機関・先進農家等が、研修計画に則して必要な技能を修得することができないと判断した場合

(2) 研修終了後1年以内に就農しなかった場合

➢ 研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始または農業法人・農家との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかった場合

(3) 給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合

経営開始型（独立・自営就農直後）

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること

(2) 独立・自営就農であること

➢ 自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

・ 自ら農地の所有権もしくは利用権(外部からの貸借が主)を有している。

・ 主要な機械・施設を自ら所有・貸借している。

・ 本人名義で生産物を出荷・取引している。

・ 本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。

➢ 親元に就農する場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承する場合や、親の経営から独立した部門経営を行う場合は、その時点から対象とする。

(3) 経営開始計画が以下の基準に適合していること

➢ 独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業 <農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等も含む。)で生計が成り立ち実現可能な計画である。

(4) 人・農地プランへの位置づけ

➢ 市町村が作成する人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられていること(もしくは位置付けられることが確実であること)。

(5) 生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

給付対象の特例

➢ 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は1.5人分を給付する。

➢ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、人数分を給付する。

➢ 平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることが出来るものとするが、給付は就農後5年目までとする。

給付停止

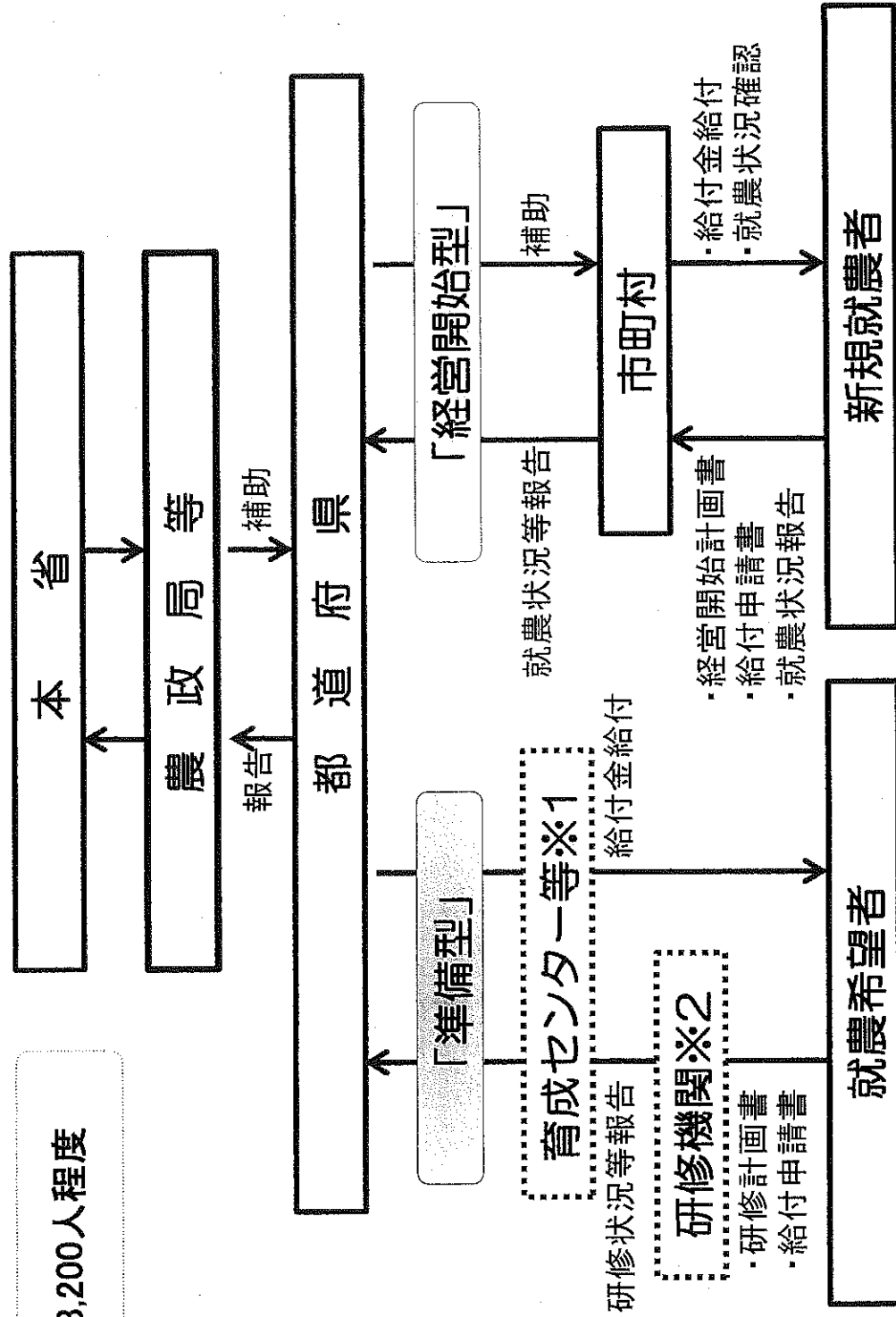
➢ 給付金を除いた本人の前年の所得の合計が250万円を超えた場合

➢ 経営開始計画を実施するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

○ 青年就農給付金の実施体制

○ 準備型は都道府県から、経営開始型は市町村から給付。

対象者：8,200人程度



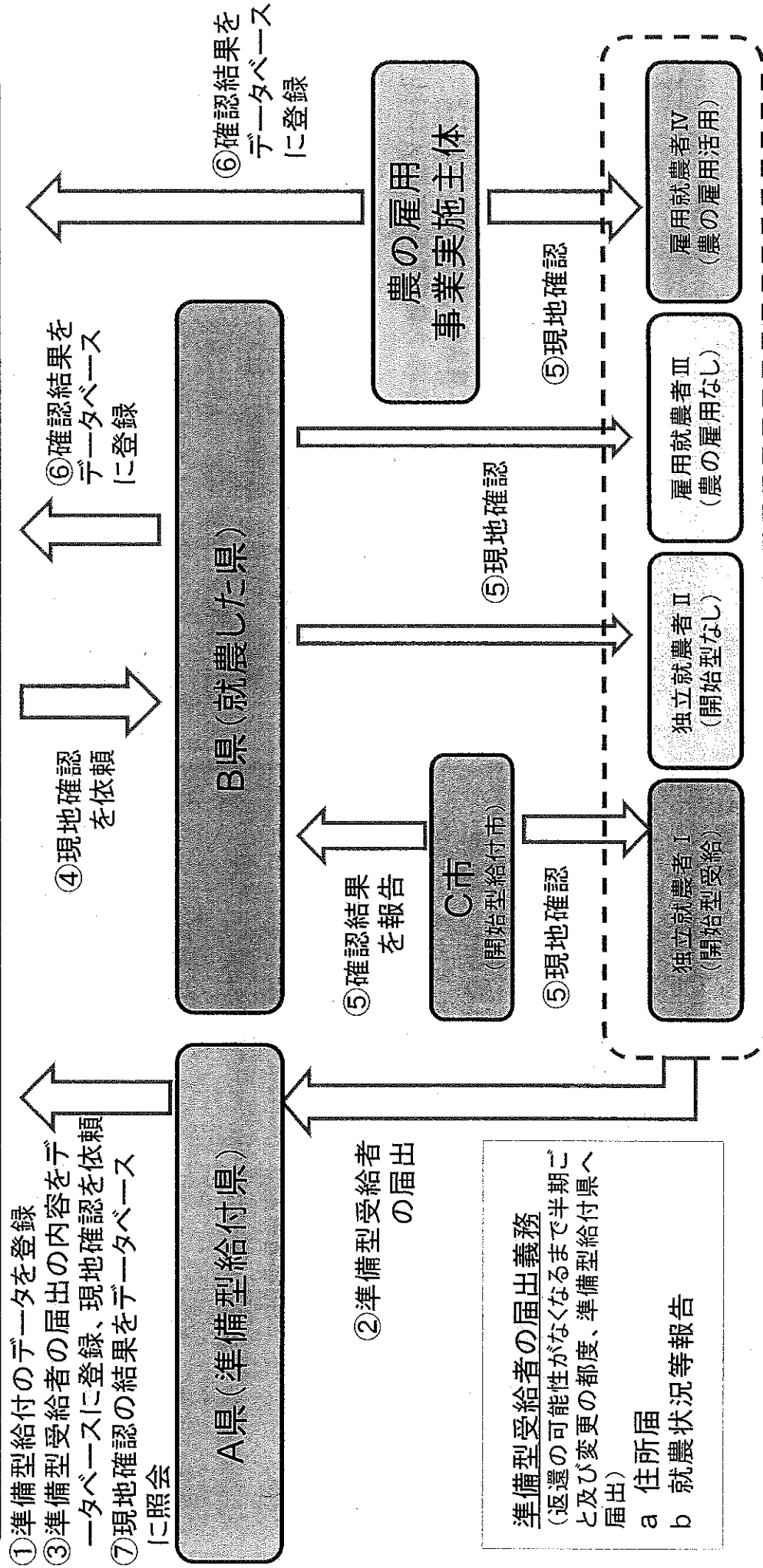
※1：育成センター等を給付主体とすることもできることとする。

※2：研修機関は都道府県が認めたものとし、研修機関を通じた申請・報告もできることとする。

○ フォローアップの体制

- 青年就農給付金(準備型)の給付対象者の情報は国のデータベースに集約した上で、個人情報の管理に配慮しつつ、関係機関と共有。
- 準備型の給付県と異なる県で就農する場合等は、同データベースを基にフォローアップ。

農林水産省 (給付実績、就農状況に係るデータベースを管理)



準備型受給者の届出義務
(返還の可能性がなくなるまで半期ごと及び変更の都度、準備型給付県へ届出)
a 住所届
b 就農状況等報告

※経営開始型及び農の雇用の給付データについてもデータベースに登録する。

○ 農の雇用事業

平成23年度4次補正予算 【23億円】(24年度上半期分)
平成24年度予算 【26億円】

- 新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修(OJT研修)等の実施を支援。

OJT研修の実施を支援

- ◇ 農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修に必要な経費の一部を支援。

・支援単価: 年間最大120万円 (23年度までは月額9.7万円)

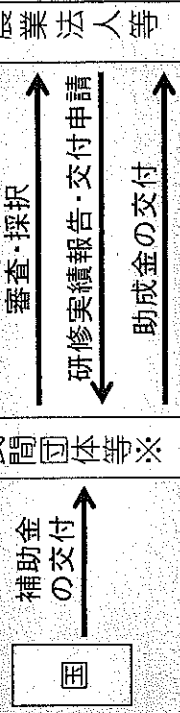
内訳 ・新規就農実践研修 9.7万円/月
・指導者研修※ 3.6万円/年

※指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修

・支援期間: 最長2年間 (23年度までは最長1年間)

・実施規模 23年度4次補正※ : 1,750人程度
24年度当初 : 2,000人程度
※24年度上半期分を前倒して実施

交付ルート



※23年度4次補正は全国農業会議所

<農業法人等の要件>

- > 就農に必要な実践研修を行う農業法人、農業者、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業サービス事業体であること
- > 正職員(期間の定めの無い雇用契約、労働時間週35時間以上)として雇用すること
- > 雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させること
- > 雇用就農者との間に原則として過去に雇用関係が無いこと(短時間労働者・季節労働者を正職員として雇用する場合を除く)
- > 労働保険(労災保険、雇用保険)に加入すること
- > 過去に雇用及び研修に関して法令に違反するトラブルが無いこと
- > 国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金(例:特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金)等を受給していないこと
- > 雇用就農者が青年就農給付金(準備型)で研修を受けた経営体と同じ経営体ではないこと
- > 過去に本事業の対象となった雇用就農者が複数いる場合、1/3以上が農業法人等の原因により離職していないこと

<雇用就農者に関する要件>

- > 雇用就農者の農業就業経験が5年以内であり、研修修了後も継続して農業に従事する意志があること
- > 雇用就農者が過去に本事業の対象となっていないこと
- > 当該農業法人等の代表者の親族でないこと(他の労働者と同等の労働条件の場合を除く)

○ 農業経営者育成教育機関に対する支援

(24年度予算4億円)

- 就農希望者や経営発展を目指す農業者等のレベルを向上させ、今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関や高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関へ支援を実施

高度な農業経営者育成教育を実施する
教育機関(民間教育機関を公募により選定)

中核教育機関の教育水準を向上させる取組

- 就農しようとする者、右の学生、農業者等に対する
集中教育
 - ・国内一流経営者、先進的農業経営者等による
最新経営戦略、マーケティング等に関する実践的
教育
- 質の高い研修内容の通信配信
- 右の講師の指導力強化等
 - ・指導力向上研修
 - ・専門講師の派遣コーディネート

連携

地域の農業経営者育成の
中核教育機関(県農業大学校等)

1. 教育改善計画の策定

- 左の教育機関との連携を前提とした、教育内容の改善に向けた
計画を策定

※策定に当たっては先進農業者や女性経営者等の意見を聴取

2. 改善計画に基づく取組の実施

- (1) 新たな教育の実施
 - 新たな教育カリキュラムの作成
 - 新たな教育カリキュラムに基づく教育
 - ・左の集中研修への学生の派遣
 - ・左の配信情報を活用した教育
- (2) 教育体制の強化
 - 左の研修への講師の派遣
 - 農業法人等との連携による就農支援の強化

中核教育機関の教育水準を向上させる取組みに
要する経費の一部を支援

(補助率：定額)

計画策定及び高度な農業経営者育成教育を実施する
教育機関との連携の下、実施する取組経費の一部を支援

教育施設等の整備を支援

(補助率：定額、1/2)

○ 農地集積対策の全体像

農地法等の適正運用

農地法

農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施

(地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導)

・農地利用状況の調査

・遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導

指導に従わない場合には、

遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、都道府県知事による調停、特定利用権の設定等の手続へ移行

相続税納税猶予

納税猶予適用農地が遊休農地化している場合、納税猶予打切り手続を確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けていれば、納税猶予継続可能）

贈与税納税猶予

（平成24年度から贈与税納税猶予の特例を創設）

納税猶予適用農地について貸し付けても納税猶予継続

（貸付け時点で10年以上（65歳未満の場合には20年以上）の営農が必要）

集落内の話し合いによる 農地集積の円滑な推進

集落・地域における徹底した話し合いにより、市町村が集落・地域ごとの「人・農地プラン」を作成



農地集積協力金 （65億円）

人・農地プランに向けた話し合いの中で、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連坦化が円滑に進むようにするため、そうしたプランを定めた市町村において、市町村等が農地集積に協力する者に対して農地集積協力金を交付

戸別所得補償制度の 規模拡大加算

規模拡大加算（100億円）

農業者戸別所得補償制度の加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権を取得した場合に、農地面積に応じて交付金を交付

[交付単価]

2万円/10a

【面的集積要件の見直し】

人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。）において地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととします

○ 農地集積の支援の考え方

1. 出し手に対する支援：農地集積協力金（経営転換協力金）について

○ 農地を出すことへの踏み切りを支援する。

- ① 出し手農家が利用権設定又は農作業委託（基幹3作業）のいずれかを最初に行うための白紙委任の時点で、出し手助成。
- ② 受け手が集落営農の場合には、戸別所得補償制度の交付対象となる集落営農（代表者を定めた規約を作成し、共同販売経理を行っているもの）への農地の提供についてのみ対象。

2. 受け手に対する支援：規模拡大加算について

○ 安定した土地利用の確保を支援する。

- ① 利用権設定を最初に受けた時点で、受け手助成。（農作業受託から利用権設定に切り換えた場合を含む。）
- ② 集落営農の法人化については戸別所得補償制度の法人化支援（40万円）で支援するため、受け手助成の対象外。
ただし、法人化前の経営面積と比べて法人化後の経営面積が増加している場合には、受け手助成も行う。

※ 1戸1法人の設立については、実態的に何も変わらないことから、出し手及び受け手のいずれの支援も対象外

○ 農地集積協力の概要

人・農地プランを定めた市町村において、そのプランを実現するために農地集積に協力する者に対して、市町村等から、農地集積協力を交付します。

< 経営転換協力の概要 >

【交付対象地域】

人・農地プランを作成した市町村

【交付対象者】

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

※ 遊休農地の保有者は、経営転換協力の交付を受けられません。

〔 遊休農地とは、農地法第30条第3項の各号に該当する農地のことです。 〕

ただし、遊休農地の保有者が、遊休農地を解消する計画書を農業委員会に提出し、当該計画の実施可能性を農業委員会に確認してもらった場合は、当該農地を保有している者も協力の交付を受けることができます。

※ 農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。

(①、②は本人、③は相続される者)

加入者とは、前年度に農業者戸別所得補償制度の交付金の交付を受けた者又は当該年度に交付申請を行い交付金の交付を受ける見込みのある者

○ 農地集積協力金の概要

＜経営転換協力金（続き）＞

【交付要件】

1 交付対象者が行うべき要件

- ① 交付対象者は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、全ての自作地（＝他の農業者に、利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く。）を白紙委任することが必要です。ただし、次の農地は除きます。
- ・土地利用型作物以外の作物を栽培する農地（土地利用型農業から経営転換する農業者の場合）
 - ・自留地（10a未満の農地）（リタイアする農業者・農地の相続人の場合）

※ 白紙委任とは、貸付け先の相手を指定しない委任契約のことです。

※ 委任期間は10年以上で、委任の内容は6年以上の農地の貸付け（農作業委託を含む）の相手方を選定すること。

※ 農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人は、市街化区域内の農地の委任は受けません。

- ② ・今後10年間の土地利用型作物の販売を行わない（土地利用型農業から経営転換する農業者の場合）

・今後10年間の農作物の販売を行わない（リタイアする農業者・農地の相続人の場合）

旨の誓約が必要です。

- ③ 主要な農業用機械を廃棄処分するか、地域の中心となる経営体へ無償譲渡（譲渡人が当該農業用機械を再取得しないことを条件）することが必要です。

・ 所有する農業用機械のうち、トラクター、田植機、コンバインについて各1台ずつ計3台を廃棄すること。
（土地利用型農業から経営転換する農業者の場合については、田植機とコンバインについて各1台ずつ計2台）

2 人・農地プランの作成単位となった集落等が行うべき要件

白紙委任の対象となった農地全てに関し、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、集落において地域の中心となる経営体を含めた合意がされていることが必要です。

○ 農地集積協力金の概要

＜経営転換協力金（続き）＞

【交付単価】

① 農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額

0.5ha以下	: 30万円／戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円／戸
2.0ha超	: 70万円／戸

面積は白紙委任をした農地のうち前ページの交付要件を満たす面積

② 市町村等から交付対象者への交付金額

市町村等への配分金額の範囲内で市町村等が単価を決定して交付

③ 市町村特認

市町村等への配分金額と、交付申請者への配分金額の差額については、市町村等が農地の集積又は分散錯圖の解消に必要と認める事業に用いることができます。

【市町村特認】

市町村は、農地の集積又は分散錯圖の解消に必要と認める場合に、右の事業を実施することができます。

実施できる工種
(ア) 障害物の除去（抜根、石礫除去）
(イ) 整地（切土、盛土、均平、畦畔除去）
(ウ) 客土（搬入客土、反転客土）
(エ) 土壌改良材の投入（地力増進法に定められた土壌改良材の投入）
(オ) 暗きょ排水（集水暗きょ、弾丸暗きょ）
(カ) 測量（ぼ場の測量及び境界確定）
(キ) その他

○ 農地集積協力金の概要

＜分散錯圖解消協力金＞

【交付対象地域】

人・農地プランを作成した市町村

【交付対象者】

地域の中心となる経営体の分散した農地の連坦化に協力する農地の所有者等

- ① 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

※ ①、②のいずれも農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。

(加入者の内容については、経営転換協力金と同じ)

【交付要件】

- ① 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地について、白紙委任すること。白紙委任については、次のとおり
 - ・ 相手先は農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人
 - ・ 委任期間は10年間以上
 - ・ 委任の内容は、6年以上の農地の貸付け(農作業委託を含む)の相手方を選定すること

- ② 白紙委任した農地について引き受けることを地域の中心となる経営体が内諾していること。

※ 白紙委任とは、貸付け先の相手を指定しない委任契約のことです。

※ 遊休農地は、分散錯圖解消協力金の対象農地となりません。

【交付単価】

- ① 農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額

→ 5千円/10a

- ② 市町村等から交付対象者への交付金額

→ 市町村等への配分金額の範囲内で市町村等が単価を決定して交付

(市町村等への配分金額と、交付申請者への配分金額の差額については、国へ返還する必要があります。)

※ 経営転換協力金の交付を受けた者は、分散錯圖解消協力金の交付を受けられません。

また、分散錯圖解消協力金の交付金を受けた者については、当該交付を受けた年度は経営転換協力金の交付対象から除きます。

○ 規模拡大加算の要件

【現行の面的集積要件】

2筆以上の農地がまとまりを構成しているとは、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

①	②	③
2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの	2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの	2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの
④	⑤	
段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの	2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの	※ 既経営農地から離れていても、新たに利用権を設定する農地が2筆以上のまとまりをもって構成されている場合は対象となります。

地域農業再生協議会が認めた場合には、以下の場合も交付対象となります。

①	②	③
同じ進入路に面した2筆の農地の間に、1筆の農地が存在しているもの	2筆の農地の進入口の間の距離が、どちらかの農地の一辺の長さ以下、もしくはおおむね100m（標準場の一辺）以下のもの	農道及び用排水路により囲まれた区域内に存在する2筆以上の農地

農地
 交付対象となる農地
 既経営農地
 排水路
 農道等
 進入口

【面的集積要件の見直し内容】

人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととします。

〈平成24年度税制改正〉

○ 農地に係る贈与税の納税猶予の特例等の創設〔贈与税、不動産取得税〕

現行制度の概要

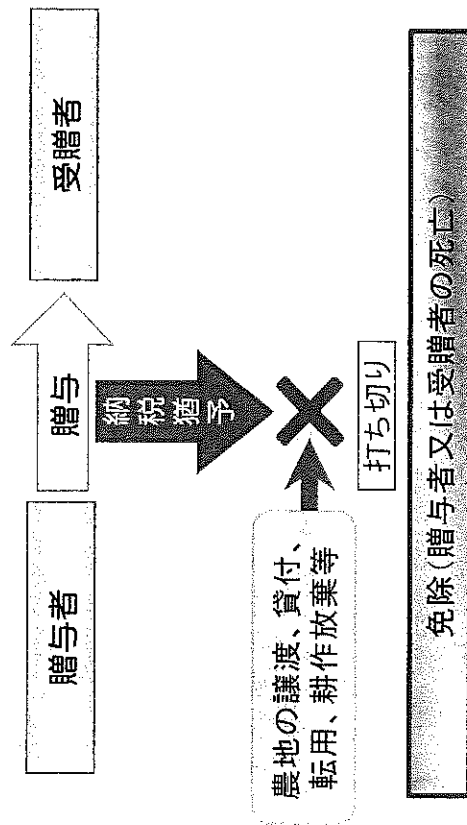
- 相続税の納税猶予においては、平成21年改正により特定貸付けを行った場合に納税猶予が継続する特例について既に措置済み。

- これまで、贈与税については、こうした特例措置がなかった

農業者が経営農地の全部を一括して相続人となると目される人に贈与した場合に、贈与税の納税を猶予。

受贈者が営農を継続しなければ納税猶予は打ち切り。

〔営農を継続していれば、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した時に免除〕



改正の概要

受贈者が贈与者の生存中に営農を停止(※)し、他の農業者に特定貸付けを行った場合でも納税猶予を継続。

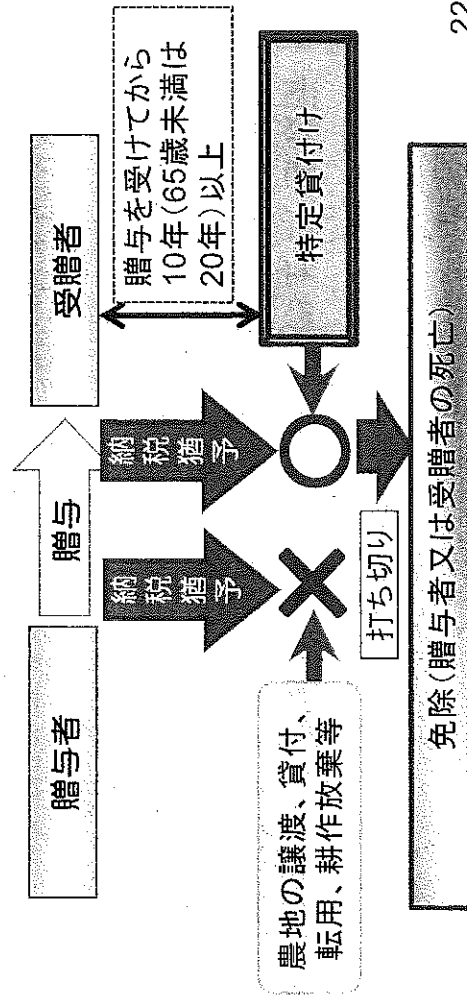
(※) 農地の贈与を受けてから貸付けを行うまでに10年(貸付け時に65歳未満である場合には、20年)以上営農を継続することが必要。

【特定貸付け】

農業経営基盤強化促進法に基づく次の事業による貸付け

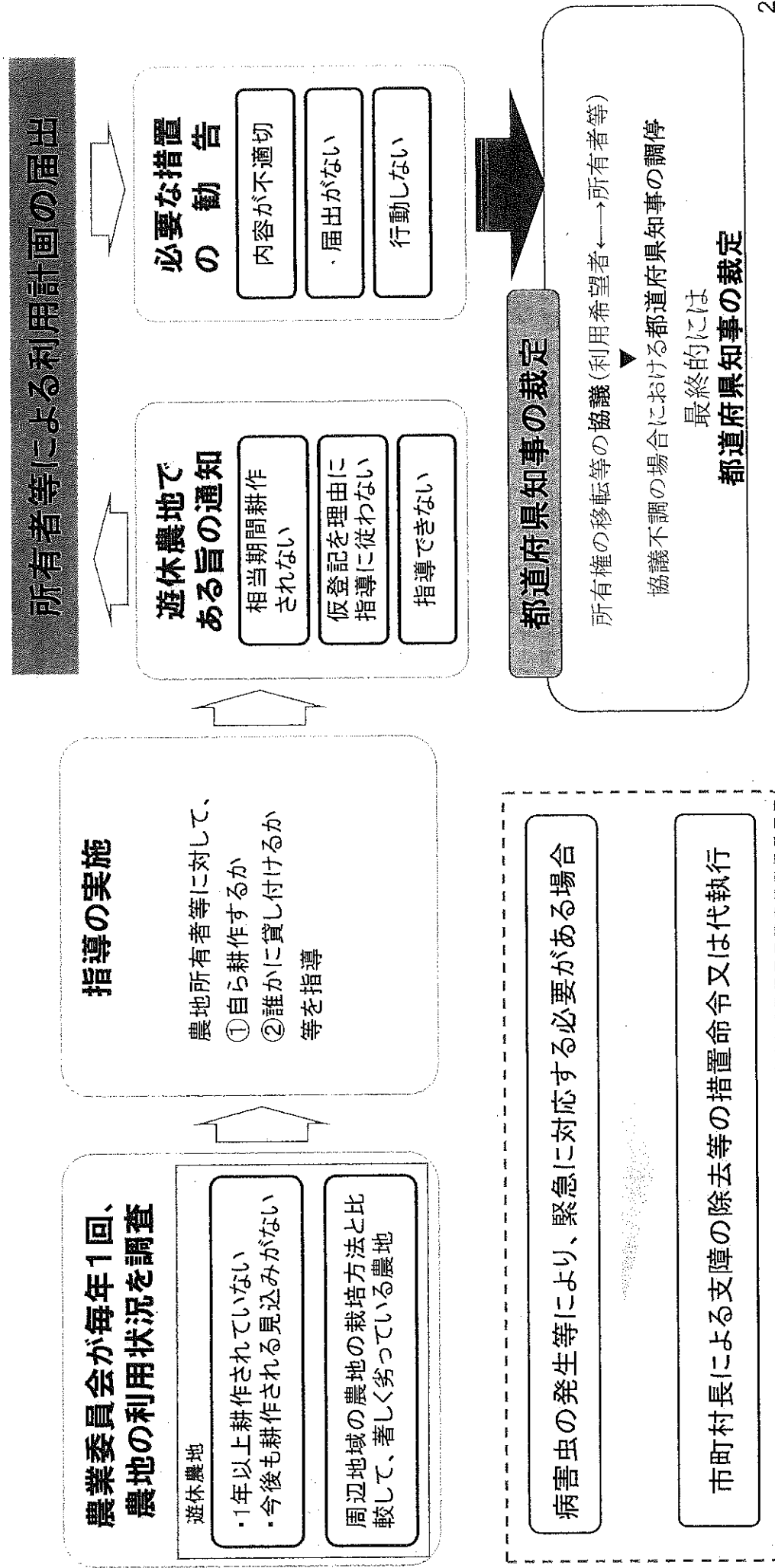
- ① 農地保有合理化事業
- ② 農地利用集積円滑化事業
- ③ 利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)

注: ①、②の貸付けには農地法第3条許可による貸付けも含む。



○ 農地法に基づく遊休農地対策について

- 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。その上で、当該所有者等が勧告に従わない場合には、最終的に都道府県知事が裁定を行い、農地保有合理化法人等が利用権を設けるよう措置。
(また、所有者が分からない遊休農地については、知事の裁定で農地保有合理化法人等が利用できるよう措置。)



○ スーパーL資金の金利負担軽減措置

1. 事業内容

人・農地プラン(地域農業マスタープラン)に位置づけられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

2. スーパーL資金の概要

認定農業者に対して、株式会社日本政策金融公庫が融資する規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金

資金使途: 農地取得を含む施設整備、長期運転資金等

借入限度額: 個人 1.5億円

法人 5億円

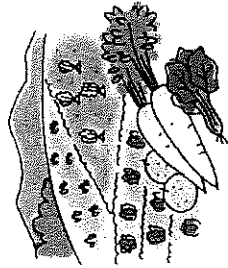
借入金利: 償還期限に応じて0.6~1.4%

(平成23年12月19日現在)

償還期限: 25年以内(うち据置期間10年以内)

問い合わせ先:

株式会社日本政策金融公庫の各支店
(本店フリーコールTEL: 0120-926-478)
沖縄県にあっては、沖縄公庫

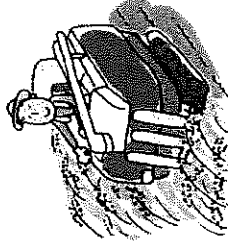


3. 金利負担軽減措置の概要

対象者: 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者

金利負担軽減措置: 貸付当初5年間実質無利子化

融資枠: 300億円



人・農地プラン(地域農業マスタープラン)づくりの対応方針 (案)

平成 24 年 1 月

長野県農政部

1 基本的な考え方

食と農林漁業の再生推進本部が平成 23 年 10 月 25 日に決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、特に土地利用型農業は、今後 5 年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイヤすることが見込まれるとし、集落における徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が太宗を占める農業構造を目指すことを基本方針とした。

この方針を受け農林水産省では、集落での話し合いに基づき、人と農地の問題を解決するための「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」の作成を通じて、地域における中心的な経営体を明確にし、それらの経営体について、農地集積協力金や青年就農給付金等の対象とする制度を創設した。

本県としては、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増大など農業農村が脆弱化傾向にある中で、従来から進めている認定農業者や集落営農組織等の育成・確保をさらに推進し、新たな地域農業の仕組みづくりを行う契機と捉え、地域の実情を勘案した人・農地プランの作成を推進する。

2 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の位置付け【作成の目的】

「人・農地プラン」(以下マスタープラン)は、長野県食と農業農村振興計画や農業経営基盤強化促進法の県基本方針・市町村基本構想、市町村総合計画等に掲げる「担い手育成」及び「農地の流動化」などの推進方針に基づき、全ての地域において実情に沿った単位(農業集落、自治会、旧村等)で作成されるものとする。

これまで市町村営農支援センターを中心に進められてきた各地域における農業構造改革を一層推進するためのものと位置づけ、意欲的な農業経営者と兼業農家、高齢農家などが相互に営農を支え合う仕組みづくりを引き続き進める。

3 マスタープラン作成の方向性

(1) 作物等別の考え方

- ① 土地利用型作物中心の集落は、農地集積による担い手経営体の規模拡大を推進する。
- ② 園芸作物中心の集落は、新品種や新技術の導入・普及、作業ピーク時の労働力の補完調整、スムーズな園地継承等の方向性を検討する。
- ③ 中山間地域など営農条件が不利な集落は、多様な担い手の確保や中山間直接支払制度等を活用した活動など地域ぐるみの営農体制づくりを推進する。

(2) 経営規模(面積)目標の考え方 (目標値は農地集積協力金等の要件とはならない)

経営規模の目標値は、市町村基本構想に基づく数値が、国が基本方針で示す規模に合致することから、当該水準を基本とし到達する経営体の育成を促進する。

(3) マスタープラン作成単位の考え方

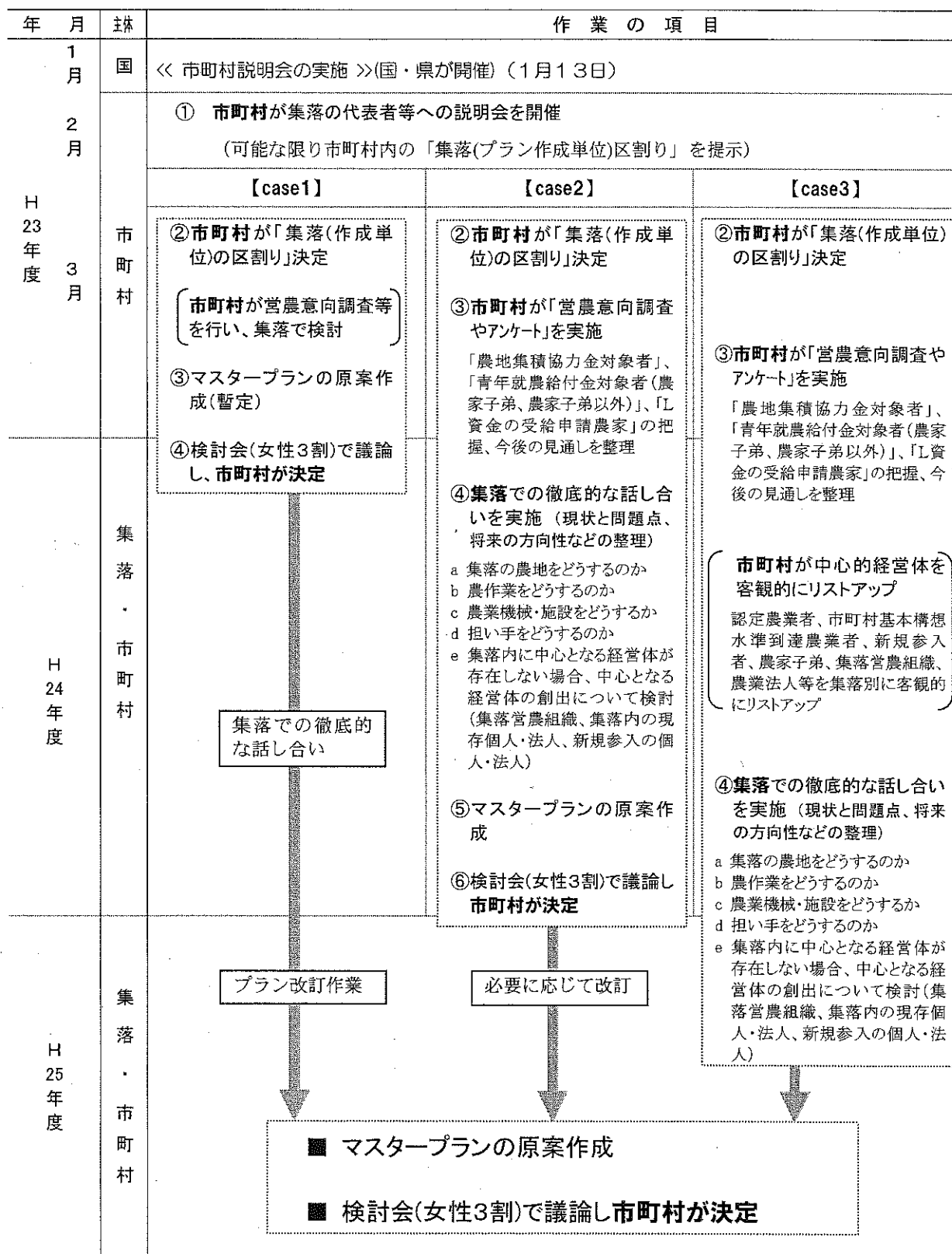
作成単位となる「集落」は、地域の実情に応じて設定するものとする。(水田地帯は、平成 19 年度に品目横断的経営安定対策が導入される際に集落営農組織の設立等を検討した集落の単位などが想定される。園芸地帯は旧村の単位など。)

4 マスタープラン作成手順とタイムスケジュール

【case1】平成24年度早期に各支援を受ける者が存在する集落（23年度中に暫定作成）

【case2】平成25年度から各支援を受けたい集落（24年度中に作成）

【case3】平成24～25年度で作成する集落（case1・case2集落も改訂を行い25年度で完成）



5 推進体制

(1) 市町村段階

市町村が地域農業再生協議会と一体となって集落でのマスタープランづくりを推進する。

また、市町村は概ね3割を女性で構成する「人・農地プラン検討会」を設置し、プラン内容を審議の上、決定する。

(2) 地方事務所段階

長野県農業再生協議会地方部が中心となり、長野県農業開発公社支所やJA本所営農部、関東農政局地域センター等との連携のもと「支援チーム」を編成し、市町村及び集落における具体的なマスタープランづくりを支援する。

(3) 県段階

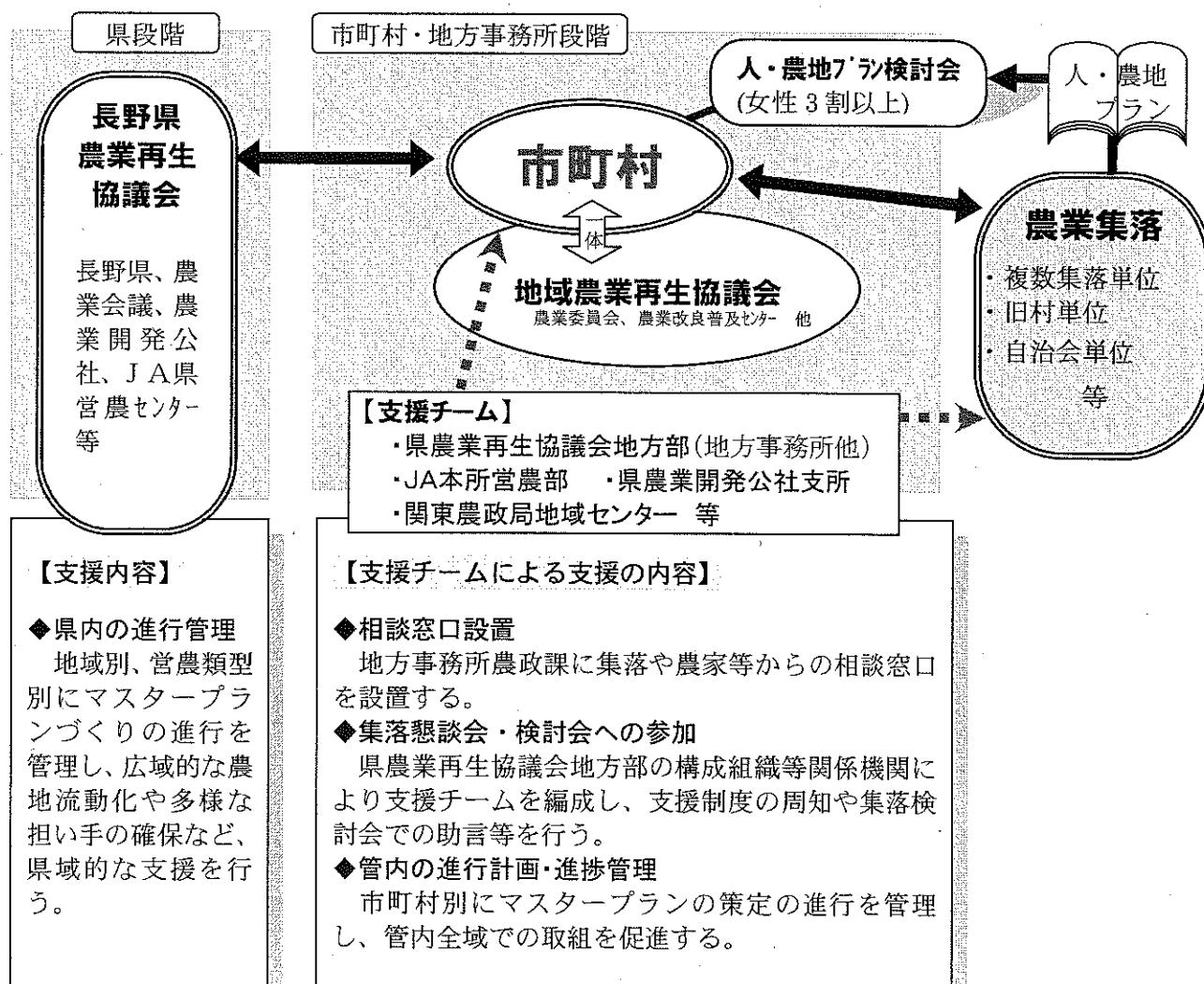
長野県農業再生協議会が関東農政局地域センターと連携し県下の取り組みを支援する

6 具体的な推進方策

(1) 制度の周知徹底

	内 容	実施時期
県段階	・市町村説明会の開催	・1月
地方事務所段階	・出前講座の実施	・1月～
市町村段階	・集落説明会の実施	・1月下旬～

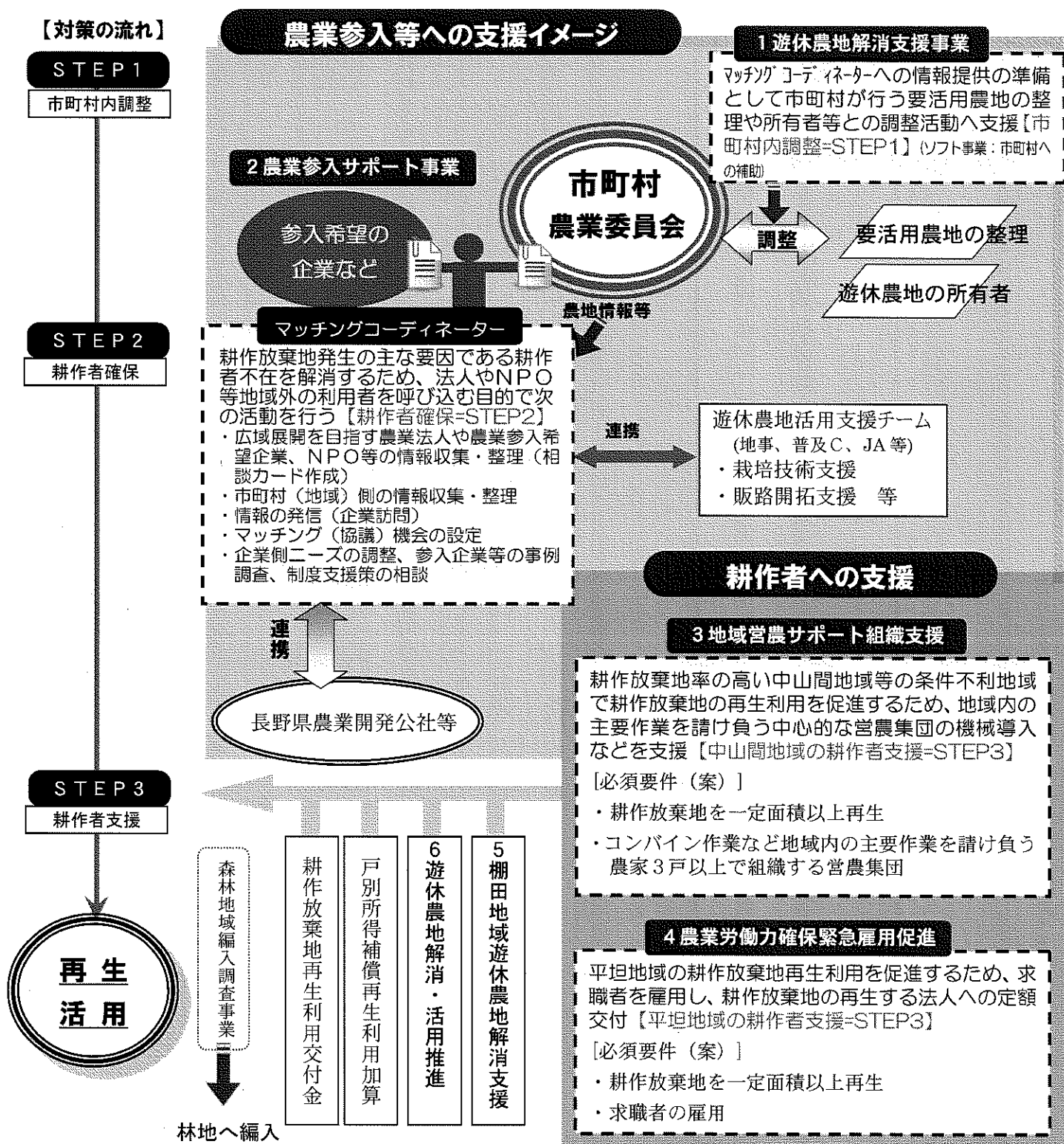
(2) 地域農業マスタープラン作成支援



1 目的

近年の農業者の高齢化等により発生した耕作放棄地の解消は喫緊の課題である。良好な農業生産条件と農業農村が持つ多面的機能を維持・保全するため、耕作放棄地の再生利用を強力に推進する。

2 概要図



3 事業効果

農業生産環境が整備されるとともに、県土保全や農村景観の維持が図られ、農地の有効活用が推進される。

平成 23 年（2011 年）12 月 15 日



部内各（室）課長
企 画 課 長
会 計 課 長 様
地方事務所農政課長

農業政策課長
（公印省略）

会計検査院（農林水産検査第 1 課）実地検査の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり会計実地検査を行う旨連絡がありましたのでお知らせします。

なお、地方事務所においては、管内市町村及び関係団体へ連絡願います。

記

1 日 程 平成 24 年 2 月 13 日（月）から 2 月 17 日（金）まで

2 調査官 副 長	小池 昌明	（こいけ まさあき）
調査官	藤田 俊祐	（ふじた しゅんすけ）
調査官	藤田 明	（ふじた あきら）
調査官補	安達 早紀	（あだち さき）
事務官	黒川 奈生	（くろかわ なお）
事務官	神吉 杏子	（かんき きょうこ）

3 今後の予定 1 月 6 日（金） 事前調書 会計検査院へ提出
※調書作成については、別途依頼します。
1 月 26 日（木） 検査対象市町村等発表（予定）

長野県農政部農業政策課経理係
石田 訓教（課長）・若林 正展（担当）
電話 026(232)0111 内線 3018
電話直通 026(235)7212
FAX 026(235)7393
E-mail: nosei@pref.nagano.lg.jp
wakabayashi-masanobu@pref.nagano.lg.jp

農業者年金

加入推進ニュース

長野県農業会議

平成24年1月16日【No34】

1月の新規加入暫定数字がまとまりました。

農業委員会におかれましては「10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」にもとづき、加入推進活動を行っていただきありがとうございます。

1月の新規加入者数（暫定値）は10人となり、新3カ年加入者累計は246人、目標555人に対し進捗率44%となっており、23年度加入者累計77人、単年度目標201人に対し進捗率38%、要加入者数124人となっております。

さて、加入推進部長をはじめ各農業委員は、戸別訪問を中心とした加入推進活動をお願いしていますが、市町村によっては、加入対象者と時間帯が合わない、戸別訪問するのが厳しい等、推進活動が計画通り展開しない場合があるかと思います。その場合は、農業者年金勉強会等の各種会合を地区別に試みてはいかがでしょうか。昨年の加入推進事例では、多くの農業委員会で地区別に加入者・受給者及び農業従事者を対象とした各種会合を開催し、年金制度のみならず農業経営全般の情報交換会として、加入者・受給者の経験が話題になり加入実績に結びついている事例が多く見受けられます。

目標を達成していない農業委員会では、加入資格があるにも関わらず「農業者年金を知らなかった」とならないよう、年金協議会・JA役職員と連携し「地区別の年金研修会」等を行い、

H23年12月実績	
農業委員会名	実績
松本市	1
上田市	1
飯田市	2
小諸市	1
飯山市	1
茅野市	1
南箕輪村	1
豊丘村	1
合 計	9

H24年1月実績	
農業委員会名	実績
松本市	3
小海町	1
川上村	1
佐久穂町	2
御代田町	1
青木村	1
南箕輪村	1
合 計	10

「新3カ年計画」達成に向けて取り組みをお願い申し上げます。

※平成24年度新規加入申込み書締め切り
平成24年2月20日（月）基金への到着分まで

農業者年金「10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」市町村別加入推進状況

1月暫定

市町村名	加入進捗状況			加入目標・実績						
	基幹的農業従事者	被保険者	加入率	加入目標	前月累計	1月暫定	実績計	要加入数	進捗率	目標達成年月
	a	b	(b+d)/a	c			d	c-d	d/c	
小諸市	321	34	11.2%	8	2		2	6	25%	
佐久市	618	51	8.9%	12	4		4	8	33.3%	
小海町	145	33	25.5%	4	3	1	4	0	100.0%	H24/1
川上村	853	179	23.0%	39	16	1	17	22	43.6%	
南牧村	455	125	30.5%	12	14		14	△2	116.7%	H23/3
南相木村	42	8	19.0%	3	0		0	3	0.0%	
北相木村	19	4	31.6%	3	2		2	1	66.7%	
佐久穂町	172	16	11.0%	8	1	2	3	5	37.5%	
軽井沢町	60	17	35.0%	3	4		4	△1	133.3%	H22/4
御代田町	208	22	11.1%	10	0	1	1	9	10.0%	
立科町	164	22	15.9%	4	4		4	0	100.0%	H23/3
佐久支部	3,057	511	18.5%	106	50	5	55	54	51.9%	
上田市	481	108	24.9%	13	12		12	1	92.3%	
東御市	270	26	11.1%	6	4		4	2	66.7%	
青木村	28	11	46.4%	3	1	1	2	1	66.7%	
長和町	57	6	10.5%	3	0		0	3	0.0%	
上小支部	836	151	18.2%	25	17	1	18	7	72.0%	
岡谷市	29	3	20.7%	3	3		3	0	100.0%	H23/2
諏訪市	97	10	15.5%	3	5		5	△2	166.7%	H23/2
茅野市	242	18	9.5%	11	5		5	6	45.5%	
下諏訪町	4	2	50.0%	2	0		0	2	0.0%	
富士見町	137	24	18.2%	4	1		1	3	25.0%	
原村	273	19	8.1%	7	3		3	4	42.9%	
諏訪支部	782	76	11.9%	30	17		17	15	56.7%	
伊那市	254	50	20.9%	6	3		3	3	50.0%	
駒ヶ根市	120	16	15.0%	4	2		2	2	50.0%	
辰野町	32	4	15.6%	3	1		1	2	33.3%	
箕輪町	101	27	26.7%	3	0		0	3	0.0%	
飯島町	110	15	16.4%	3	3		3	0	100.0%	H23/3
南箕輪村	67	6	14.9%	3	3	1	4	△1	133.3%	H23/12
中川村	71	1	1.4%	3	0		0	3	0.0%	
宮田村	38	8	21.1%	3	0		0	3	0.0%	
上伊那支部	793	127	17.7%	28	12	1	13	16	46.4%	
飯田市	823	168	23.2%	21	23		23	△2	109.5%	H23/6
松川町	404	52	14.4%	19	6		6	13	31.6%	
高森町	221	35	17.6%	6	4		4	2	66.7%	
阿南町	46	14	30.4%	3	0		0	3	0.0%	
阿智村	58	12	20.7%	5	0		0	5	0.0%	
平谷村	2	0	0.0%	1	0		0	1	0.0%	
根羽村	6	2	33.3%	1	0		0	1	0.0%	
下條村	104	20	20.2%	6	1		1	5	16.7%	
売木村	4	1	25.0%	1	0		0	1	0.0%	
天龍村	5	0	0.0%	1	0		0	1	0.0%	
泰阜村	16	1	6.3%	2	0		0	2	0.0%	
喬木村	79	6	7.6%	4	0		0	4	0.0%	
豊丘村	138	7	6.5%	6	2		2	4	33.3%	
大鹿村	10	1	10.0%	3	0		0	3	0.0%	
下伊那支部	1,916	319	18.5%	79	36	0	36	45	45.6%	

市町村名	加入進捗状況			加入目標・実績						
	基幹的農業従事者	被保険者	加入率	加入目標	前月累計	1月暫定	実績計	要加入数	進捗率	目標達成年月
	a	b	(b+d)/a	c			d	c-d	d/c	
上松町	16	2	12.5%	3	0		0	3	0.0%	
南木曽町	14	1	7.1%	3	0		0	3	0.0%	
木祖村	15	10	66.7%	1	0		0	1	0.0%	
王滝村	2	0	0.0%	1	0		0	1	0.0%	
大桑村	13	1	7.7%	2	0		0	2	0.0%	
木曽町	51	1	2.0%	4	0		0	4	0.0%	
木曽支部	111	15	13.5%	14	0	0	0	14	0.0%	
松本市	1,264	156	14.2%	32	20	3	23	9	71.9%	
塩尻市	474	67	14.6%	12	2		2	10	16.7%	
安曇野市	640	53	8.8%	13	3		3	10	23.1%	
麻績村	32	0	0.0%	3	0		0	3	0.0%	
生坂村	28	4	14.3%	3	0		0	3	0.0%	
山形村	229	41	18.3%	6	1		1	5	16.7%	
朝日村	151	47	31.8%	4	1		1	3	25.0%	
筑北村	54	14	25.9%	3	0		0	3	0.0%	
松本支部	2,872	382	14.3%	76	27	3	30	46	39.5%	
大町市	161	7	5.0%	6	1		1	5	16.7%	
池田町	44	4	9.1%	3	0		0	3	0.0%	
松川村	107	10	15.0%	3	6		6	△3	200.0%	H23/2
白馬村	30	12	40.0%	3	0		0	3	0.0%	
小谷村	23	3	13.0%	3	0		0	3	0.0%	
北安曇支部	365	36	11.8%	18	7	0	7	14	38.9%	
長野市	1,242	54	5.6%	48	16		16	32	33.3%	
須坂市	586	36	6.5%	14	2		2	12	14.3%	
千曲市	215	25	12.1%	5	1		1	4	20.0%	
坂城町	72	9	15.3%	3	2		2	1	66.7%	
小布施町	291	29	10.7%	15	2		2	13	13.3%	
高山村	135	8	7.4%	4	2		2	2	50.0%	
信濃町	121	4	4.1%	5	1		1	4	20.0%	
小川村	16	3	25.0%	3	1		1	2	33.3%	
飯綱町	261	13	5.7%	7	2		2	5	28.6%	
長野支部	2,939	181	7.1%	104	29	0	29	75	27.9%	
中野市	1,221	136	11.6%	41	6		6	35	14.6%	
飯山市	403	57	16.9%	11	11		11	0	100.0%	H23/12
山ノ内町	501	168	37.9%	14	22		22	△8	157.1%	H23/3
木島平村	111	29	26.1%	3	0		0	3	0.0%	
野沢温泉村	38	7	21.1%	3	1		1	2	33.3%	
栄村	40	14	37.5%	3	1		1	2	33.3%	
北信支部	2,314	411	19.5%	75	41	0	41	42	54.7%	
県計	15,985	2,209	15.4%	555	236	10	246	328	44.3%	

注

a=2010年農林業センサスの基幹的農業従事者20歳～59歳の推定値

b=平成22年3月末の被保険者数

加入率=(b+d)÷a×100

※1要加入数

各ブロック別加入率平均

東信	18.3%	中信	13.2%
南信	16.0%	北信	13.3%
平均	15.2%		